

自己点検・評価報告書

2007年5月1日

國學院大學大学院法務研究科

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること	5
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	8
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	11
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	14
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	16
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	18
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	21
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	29
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	33
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	37
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。	39
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	42
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。	44
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。	47
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。	48
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。	50
3-1-6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。	52
3-2-1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。	54
3-2-2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。	58
3-2-3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。	

	61
4-1-1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。.....	64
4-1-2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。.....	69
5-1-1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること.....	72
5-1-2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。.....	76
5-1-3	法曹倫理を必修科目として開設していること。.....	80
5-2-1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。.....	82
5-2-2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。.....	85
6-1-1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。.....	87
6-1-2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。.....	90
6-2-1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。	97
6-2-2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。.....	102
7-1-1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。.....	111
8-1-1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。.....	119
8-1-2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。.....	124
8-2-1	学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。	128
8-2-2	学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。.....	131
8-2-3	学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること.....	133
8-2-4	国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。.....	135
8-3-1	1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。.....	138
8-3-2	入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。.....	140

8-3-3	在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。……	142
9-1-1	厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。……	144
9-1-2	成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。……	148
9-1-3	成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。……	150
9-2-1	修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。……	153
9-2-2	修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。……	156
9-2-3	修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。……	158
第4	その他……	160
別紙	学生数および教員に関するデータ……	161
別紙	教員個人調書……	165

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 國學院大學専門職大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務職専攻
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 平林 勝政
所属・職名 法務研究科
教授（法科大学院長）
連絡先 03-5466-0563（研究室）

5. 認証評価対応教員・スタッフ

- ① 氏名 武田 誠
所属・職名 法務研究科
教授（法科大学院副院長）
役割 自己点検・評価実施委員長
連絡先 03-5466-0559（研究室）
- ② 氏名 高内 寿夫
所属・職名 法務研究科・教授
役割 自己点検・評価実施委員
連絡先 035466-0543（研究室）
- ③ 氏名 中川 徹也
所属・職名 法務研究科・教授
役割 自己点検・評価実施委員
連絡先 035466-0546（研究室）
- ④ 氏名 廣瀬 美佳
所属・職名 法務研究科・教授
役割 自己点検・評価実施委員
連絡先 03-5466-0561（研究室）
- ⑤ 氏名 福岡 英明
所属・職名 法務研究科・教授

役割
連絡先

自己点検・評価実施委員
03-5466-0549（研究室）

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

本法科大学院は、自己点検・評価を担当する組織として、法科大学院自己点検・評価実施委員会¹を設置している。当該実施委員会は、法科大学院教授会及び大学全体の自己点検・評価委員会（以下、「全学自己点検・評価委員会」という。）、法科大学院ブラッシュアップ委員会と連携し、法科大学院の教学並びに管理運営に関わる事項について、自ら点検、分析及び評価を行い、それらを公表するものである。また、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受ける場合に、その実務を担当するものである。

本法科大学院は、2006年11月29日（水）の第8回法科大学院教授会において、2007年度上期に日弁連法務研究財団が行う認証評価を受けることについて、平林勝政法科大学院長から、あらためて制度の趣旨についての説明、及び全体の手順・スケジュールの説明を行い、2007年度上期に日弁連法務研究財団が行う認証評価を受けることが全会一致で了承された。また、その際、全専任教員の共通認識のもとに、自己点検・評価報告書を作成することとした。

これに基づき、同年12月13日（水）に法科大学院自己点検・評価実施委員会を開催し、自己点検・評価報告書作成のための各委員の分担を次のとおり決めた²。

項目1：平林 勝政 法科大学院長

項目2：高内 寿夫 自己点検・評価実施委員 西川入試委員長（当時）共同

項目3：福岡 英明 自己点検・評価実施委員

項目4：武田 誠 自己点検・評価実施委員長

項目5：福岡 英明 自己点検・評価実施委員

項目6：高内 寿夫 自己点検・評価実施委員 及び各授業担当教員

項目7：武田 誠 自己点検・評価実施委員長

項目8：廣瀬 美佳 自己点検・評価実施委員

項目9：中川 徹也 自己点検・評価実施委員

※項目7と9については、2007年4月11日（水）に開催した第1回自己点

¹ 法科大学院自己点検・評価実施委員会規程：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

² 第1回自己点検・評価実施委員会、第8回ブラッシュアップ委員会（合同）議事録（資料1）

検・評価実施委員会において変更している³。

以上の担当箇所について、2007年2月末日を目処に各担当者が原案を作成することを目標とした。以降、2006年度後期「学生による授業評価アンケート」の集計、「教員の教育・研究環境に関するアンケート」、「授業における点検・評価」等を実施した。

この間にも、3月26日（月）に日弁連法務研究財団主催による認証評価シンポジウムで紹介された他法科大学院の経験等を参考にしつつ、また、委員間のバランスを考慮して、項目7と項目9の担当者の入れ替えなどを行った後、最終的な作成段階に入った。

2007年度上期に認証評価を受けるとの教授会決定から、自己点検・評価報告書提出までの期間は5ヶ月間であり、また、時期的に年度末・初の時期にあたり、時間的・人間的に非常に厳しい状況下での作成・進行となった。

4月11日（水）2007年度第1回法科大学院自己点検・評価実施委員会を開催し、進捗状況を確認した。4月20日（金）第2回法科大学院自己点検・評価実施委員会を開催し、自己点検・評価報告書本文について、同委員全員により詳細な点検を行った。そして、4月25日（水）本年度第1回法科大学院教授会において、自己点検・評価報告書原案を全専任教員に配布し、最終的な意見を求めるとともに、骨子について、その了承を得た。

そして最終的な調整の結果、ここに2007年5月1日付で自己点検・評価報告書を提出するものである。

³ 2007年度第1回自己点検・評価実施委員会議事録（資料2）

第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること

1. 現状

(1) 本法科大学院が養成を目指す「法曹像」

司法制度改革審議会意見書は、制度を活かすものは人であり、法曹の人的基盤を強化しなければならないという観点から、法曹養成制度に関して「21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか」という課題を設定し、古典的教養と現代社会に関する広い視野をもち、かつ「国民の社会生活上の医師」たる専門的職業人としての自覚と資質を備えた人材を育成する場としての法科大学院構想について語っている。

本法科大学院は、この提言を真摯に受け止め、「国民の社会生活上の医師」たるべき「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受けとめることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）の養成をめざしている。

この点を國學院大學の「建学の精神」に照らして具体的に述べると以下のようなだろう。國學院大學が輩出してきた多くの人材に「神職」があるが、彼らは「地域」に開かれ「地域」の一部分である「神社」という場を通して、いわば「地域社会の知恵者」として地域の人々が抱える社会生活上の諸問題の解決に貢献してきた。今日、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に求められている役割は、このような神職が従来果たしてきた役割と相通ずるものがある。しかしながら、現代社会において人々が抱えている社会生活上の諸問題に有効な解決法を示唆し得るためには、旧来の伝統や慣習に頼るだけでは不十分であろう。時代の変化がはげしく世代間のみならず同世代の個人間においてすら価値観が多様化する現代において、人々が自立的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには、各人の置かれた具体的生活状況ないしニーズに即した、法的助言を含む適切な法的サービスの提供が求められているからである。

本法科大学院は、以上のような要請に応えうるために、地域社会へ奉仕するこ

とのできる資質を備えた法曹、すなわち、「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）の養成を目指すこととしたのである。

（２）本法科大学院が養成を目指す「法曹像」の周知方法

在学生に対しては、入学式の院長祝辞、学生との懇談会における院長挨拶等、機会あるごとに本法科大学院が養成を目指す「法曹像」を確認し、周知を図っている。また、2006年度末から開始された個別履修指導においても、この法曹像・理念を前提に学生を指導している。

専任教員に対しては、教授会等で機会あるごとにこの理念を確認している。また、2004年11月に受けた日弁連法務研究財団のトライアル評価において、あらためてこの法曹像が教授会において確認されている。

兼任講師及び兼任教員に対しては、前年度の11月頃に開催される打ち合わせ・懇談会において、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」と教育の理念を説明し、理解を得ている。また、欠席の教員には入試パンフレット等を送付し、この点についての理解を得ることに努めている。

入学志望者等の学外の者に対しては、入試説明会（学内外の進学相談会）⁴、ガイドブック⁵、ホームページ⁶でその旨を周知している。また、さまざまな機会を捉えて、学外者に対する周知方を図っている⁷。

2. 点検・評価

1.（1）で述べたように、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」は極めて明確であり、十分に周知されていると思われる。

3. 自己評定

⁴ 入試相談会進行資料（資料3）

⁵ 2007年度版「ガイドブック」00・01頁参照

⁶ <http://www.kokugakuin.ac.jp/gakubu/lawschool/outline.php>（資料4）

⁷ たとえば、「院友会報」第314号（資料5）

A

4. 改善計画

在学生に対しては、全員に対する履修指導、個別履修指導、学生との懇談会等で、繰り返し本法科大学院が養成を目指す法曹像についてのメッセージを発信しているが、学生便覧所収の「履修要項」の冒頭にその趣旨を記載し、さらに確実な周知徹底を図りたい。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

(1) 本法科大学院学則第6条第1項⁸は、「その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、同第3項は、「自己点検及び評価の実施に関する事項は、法科大学院教授会が別に定める。」と規定している。

この規定に基づき、本法科大学院には「自己点検・評価実施委員会」が設置されており、2006年度におけるその構成員は、次のとおりである⁹。

委員長 武田 誠 教授・研究者教員（刑法）

委員 高内 寿夫 教授・研究者教員（刑事訴訟法）

委員 中川 徹也 教授・実務家教員（民事訴訟法）

委員 廣瀬 美佳 教授（2006年度は助教授）・研究者教員（民法）

委員 福岡 英明 教授・研究者教員（憲法）

全学自己点検・評価委員会については、「國學院大學自己点検・評価規程」第5条により、法科大学院教授会から選出された者も、その構成員となっている。この規定に基づき、2004年度以来、平林勝政教授（院長）が法科大学院から選出され、全学自己点検・評価委員会と法科大学院自己点検・評価実施委員会との連携・調整を図っている。また、全学的な組織として学部・大学院・部局ごとに設置される全学的法科大学院自己点検・評価実施委員会（同規程第3条第2号及び別表）の委員には、法科大学院の自己点検・評価実施委員をあてている¹⁰。

なお、学校教育法第69条の3に基づく全学的組織としての認証評価は、2008年度に大学基準協会のそれを受ける予定である。

(2) 「自己点検・評価委員会」は、2004年秋、開設後6ヵ月を経た時点での点検・評価を行い、トライアル評価を受けた。点検・評価によって問題点を自己認識するとともに、その際の改善提案及び改善点等の指摘を真摯に受けとめ、カリキュ

⁸ 國學院大學法科大学院学則参照：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

⁹ 法科大学院役職・諸委員一覧（2006年度、2007年度）（資料6）

¹⁰ 國學院大學自己点検・評価規程（資料7）

ラム改定、FD活動の活発化などの改善を行ったところである。

2. 点検・評価

自己改革を目的とした組織・体制は整備されていると思われるが、FD組織と人的に未分化である点が、あるべき組織論としては問題が残るところであろう。

組織・体制がよく機能し成果を上げているかについては、カリキュラム改定に際しての教務委員会による点検・評価と改善策の提案、入試制度を見直すにあたっての入試委員会による点検・改善と改善策の提案等、個別的論点については実質的な自己点検・評価が行われ一定の成果を上げている。それらは、各委員会の所掌する事項に関する自己点検・評価として自覚的に行われたものであるとしても、「自己点検・評価実施委員会」の取り組みとしては行われなかった点に問題は残ろう。このことは、2004年のトライアル評価以降、とりわけ、2006年度においては、FD組織であるブラッシュアップ委員会の委員を兼ねる自己点検・評価委員が、もっぱらFD活動の活発化に力をそがれたことに一因があるであろう。

全学レベルにおける自己点検・評価実施委員会の活動としては、2004年度の全学的自己点検・評価に際し、法科大学院自己点検・評価実施委員会としての点検・評価活動を行った。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

自己点検・評価委員会とFD組織とが人的に未分化である点に関しては、専任教員の数が多い小規模法科大学院としてはやむを得ない側面がある。少なくとも今年度は、両組織に求められている共通の機能と別異の機能とを自覚して運営することによって、問題の解決を図ることとする。また、来年度以降については、両委員会の構成員が全く同一にならないよう配慮することによって、問題の解決を図り

たい。

今回の自己点検・評価の作業を通して、教授会を含めた法科大学院の各組織が、日常的に行っているそれぞれの所掌事項に関する自己点検・評価とそれに基づいた改善策を提示するのに対し、思いこみを排し、より高い見地から、本法科大学院の設置の趣旨と理念に照らし、全体としての自己改革のあり方を検証する本委員会の役割の重大性をあらためて認識させられたところである。今後、本委員会がこの役割を全うするために、少なくとも年度末に、その年度の自己点検・評価を定期的に行うこととする。また、この認識を教授会全体の共通認識とすることにより、本委員会がより適切にその機能を果たすことを可能にしたい。

1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 教育活動等に関して開示されている情報の範囲

本法科大学院では、次の事項を開示している。

- ①法科大学院の概要と特色（本法科大学院が養成しようとする法曹像を含む）
- ②カリキュラムとその特色 ③単位取得の構造 ④開講授業科目の一覧とその内容 ⑤シラバス ⑥成績評価の仕方 ⑦教員の紹介 ⑧施設・設備 ⑨入学者選抜の流れ ⑩過去の入試結果（入試問題を含む） ⑪学費・奨学金 ⑫シンポジウム・講演会実施のお知らせと報告

学外者に対しては、ホームページ、ガイドブックにより、うち受験生については、さらに学生募集要項、進学相談会において、本法科大学院の概要と特色を広く周知するとともに、入学試験から、カリキュラム、修了後のバックアップまでを説明し、開示している。在学生に対しては、「学生便覧」を基に、学修支援システム「K-SMAPY」を利用して、「大学からのお知らせ」として全学生又は学年ごとに、学生固有の大学メールアドレス又は学生が個人で登録したメールアドレスに情報を送ることで個別に必要な情報を周知している。

また、特に学外者については、本法科大学院の取り組み状況をわかりやすく伝えるよう、ホームページの掲載を工夫している。特にシラバスは、本法科大学院の教育内容をあらわすものとして重要であるが、科目名・教員名による検索のみならず、キーワード検索がホームページ上で可能である。本法科大学院に関する情報を得ようとする学外者にとって、利用しやすいシステムであるといえよう。

(2) 開示の方法及び窓口体制

学生には、「学生便覧」¹¹を各年度はじめに配布し、周知方を図っている。また、志願者を初めとする社会一般に対しては、本学ホームページ¹²、ガイドブック

¹¹ 2006年度版「学生便覧」参照

¹² <http://www.kokugakuin.ac.jp/gakubu/lawschool/outline.php>（資料4）

ク¹³等を通じて公開している。

質問や提案の窓口としては、法科大学院事務課が窓口となっている。電話受付は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～17:00 である。また、ホームページ上からのメールによる問い合わせを可能としている。メールによる問い合わせは、一般、受験生、在學生からあり、一般からは、学生募集要項の請求等、受験生からは、試験にあたっての不明な点等、在學生からは授業や奨学金についての質問等が寄せられ、これらに対して、法科大学院事務課が迅速に対応している。なお、質問の多い事項については、ホームページの Q&A に追加したり、たとえば学生募集要項の記載事項を追加・修正したりするなどして、情報の説明・開示に努めている。

(3) 学内外からの質問や提案があった場合の対応

法科大学院事務課に寄せられた質問や提案は、事務課が処理しうるものについては法科大学院事務課員が迅速に対応しているが、教員を含めた対応が必要なものについては、事柄に応じて院長、副院長、教務委員長、入試委員長等に報告される。その報告を受けて、法科大学院全体に関するものについては院長を中心とする運営委員会で、教務に関するものについては教務委員会で、学生生活に関するものについては学習委員会で、また、入試に関するものについては入試委員会でそれぞれ協議し対応している。また、より慎重な対応が必要と思われるものについては、運営委員会ないしは教授会に諮り、慎重かつ迅速に対応している。

2. 点検・評価

学内外からの質問や提案に対する対応については適切であるが、後に述べるように、入試関係の情報公開にやや不十分のところがある。

3. 自己評定

B

¹³ 2007 年度版「ガイドブック」参照

4. 改善計画

情報開示の内容、方法、対応については、特に問題はないが、一部情報が開示されていない部分があったため、今後は、各担当委員による定期的なチェック体制をとり、遺漏のないようにする。

- 1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の教育活動の重要事項のうち、カリキュラムについては法科大学院教授会が審議・決定し（学則第14条第5号）、改定されたカリキュラムは、最終的には「法科大学院学則の一部変更の件」として理事会の承認を得ることになっている。

新任教員の採否等の人事については、理事会より認められている法科大学院の教員定数16名（学部との併任教員を除く）をもとに、各年度ごとに常務理事会に新任教員採用計画を提示しその承認を得たうえで、教授会が具体的採用の作業に入る。具体的な新任教員等の採否は、教授会が審議・決定し（学則第14条第2号）、最終的には「法科大学院教員人事に関する件」として理事会の承認を得ることになっている。

また、予算については、法科大学院の各セクションから出された予算要求を事務局がとりまとめ、全学的な「予算委員会」の審議に付されることになる。「予算委員会」には法科大学院から院長がその構成員として出席し、審議に加わっている¹⁴。

(2) その他、教授会の審議事項については、國學院大學法科大学院学則第14条に規定されている¹⁵。

(3) 意思決定の自主性・独立性の点でとくに問題となる事象はない。

(4) 法科大学院は、学校法人國學院大學寄附行為第4条第1号及び同学則第2条第2項、第5項及び第9項から明らかなように法学部とは別の組織であり、法科大学院として独立の意思決定機関（教授会）を有している。

2. 点検・評価

¹⁴ 理事の役割分担（平成19年4月23日；法科大学院長を予算委員会の構成員として指名する常務理事会審議資料）（資料8）

¹⁵ 國學院大學法科大学院学則：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

法科大学院の運営の自主性・独立性に問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

(1) 学生に約束した重要事項の実施の点で、問題となるような事項はない。

(2) 07 ガイドブック（法科大学院案内）¹⁶では、以下のような事柄が約束されている。

①教員スタッフ、②学習アドバイザースタッフ、③ローライブラリースタッフ、④キャンパス内に設置された公設法律事務所（渋谷パブリック法律事務所）を活用したリーガルクリニックの実施、⑤カリキュラム及び講義内容、⑥GPA 制度、オフィスアワー、学習アドバイザー等のサポート体制、⑦学習環境としての法科大学院棟内にあるローライブラリー、1人1席の専用キャレルと個人ロッカーを備えた24時間利用可能な自習室、法廷教室の設置、⑧学費、本学独自の奨学金・提携ローン、教育訓練給付金等

2. 点検・評価

このうち、①に記載されている専任教員のうち、2007年3月に2名の教授が退職し、2007年4月より1名の教授が着任している。また、兼任スタッフについても、2名の兼任講師が交代し、新カリキュラムの施行にともない3名の兼任講師が増員されている。

②の学習アドバイザーのうち、1名の弁護士について交代がある。

③に記載されているローライブラリースタッフのうち、ローライブラリアン1名が交代している。

また、2007年度の新カリキュラムについては、その内容を別紙で差し込むことによって、常に新しい情報を開示するようにした。

¹⁶ 2007年度版「ガイドブック」参照

以上のような変更はあるものの、ガイドブックで学生に約束した事項は、実質的に十分実施されており、問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の人材養成の特徴

本法科大学院は、地域とともに生き、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーを養成することを人材育成の目的としている。そのために、法科大学院棟内に設置された東京弁護士会弁護士法人「渋谷パブリック法律事務所」を活用したリーガルクリニックを中核として、理論と実務にバランスのとれた法曹を養成することとしている。

(2) 特徴の追求

ア. リーガルクリニックの充実

リーガルクリニックを実施する意味は、ただ単に実務と理論の架橋のために活用するのみならず、「渋谷パブリック法律事務所」には、地域で発生するさまざまな生の事件が持ち込まれることから、それらの案件を素材とした依頼者との実際の面談、演習、起案等の手続を経ることで、本法科大学院が養成を目指す法曹像「『地域』とともに生き、『地域』に貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）」の実現が可能となる。

このことは、本法科大学院の特徴として、文部科学省「平成16年度法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」申請書においても明確である。この取り組みは、4大学（本学・東海大学・獨協大学・明治学院大学）が共同して行うプロジェクトであり、渋谷パブリック法律事務所を活用したリーガルクリニックにより、地域に根ざしたホームロイヤーを養成することを目的としたものである。実務のなかで理論に常に立ち返るという手続を繰り返すことにより、また、中間報告会、最終報告会の場で、実務家教員のみならず研究者教員と議論をすることにより、本法科大学院が養成を目指す法曹が形作られている。

イ. 展開・先端科目群の充実

展開・先端科目群を、「地域」の問題群ごとに再構成した3つの副科目群に分けている。地域それ自体の形成に関わる「まちづくり」科目群、地域の構成員

それぞれのニーズに即した法的サービスの提供に関わる「生活者」科目群、地域の共同的な営みを支える法的サービスの提供に関わる「法人活動」科目群である。なお、2007年度カリキュラムより、従来の開講科目の構成を見直し、より充実した内容とするために、「まちづくり」科目群に、「環境法」と「刑事政策」を、「法人活動」科目群に、「労働争訟法」、「国際法」と「国際私法」を新たに設置することで、学生に対し、より深く・広く学習することを可能とするとともに特徴をより明確に示すこととした。

2. 点検・評価

リーガルクリニックの運営状況については、渋谷パブリック法律事務所弁護士とリーガルクリニック運営委員（実務家教員2名、研究者教員5名）とで構成されるリーガルクリニック運営委員会（月1回）において常に確認されており、特徴を追求するための取り組みがなされている。また、共同して教育推進プログラムを実施している東海大学・獨協大学・明治学院大学とも4大学合同リーガルクリニック運営委員会（隔月1回）を実施しており、本学のみならず他法科大学院の取り組みも参考としつつ、本法科大学院固有の「地域」に根ざしたホームロイヤー養成の方策を探っている。

また、本法科大学院の特徴であるリーガルクリニックについては、広く、ホームページ、ガイドブック、進学相談会等を通じて公表しているため、受験生、在学生の多くが本法科大学院の特徴を認識している。「リーガルクリニック（上級）」の履修者数が、2005年度2名（短縮コース学生2名中）、2006年度が15名（標準コース学生34名・短縮コース学生3名中）、2007年度が25名（標準コース学生38名・短縮コース1名中）と確実に増えてきていることは、その証左であろう。

展開・先端科目群においては、科目を追加することでさらにその特徴を明確にしている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

本法科大学院が養成しようとする人材、及びその取り組みは明確であり、また、本法科大学院の特徴として広く認識されているところから、特に改善の必要はない。

2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 学生受入方針について

すでに1-1-1で述べたとおり、國學院大學法科大学院では、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成を目指している。この観点から、本法科大学院が求める人材は、地域社会に生起する諸問題に対して興味と関心をもち、こうした問題に主体的に関わってゆくことのできる人材であり、とくに、自らの社会経験のなかで培ったさまざまな経験や知識を基礎として、法を地域の諸問題の解決に役立てようとする気概と熱意のある人材である¹⁷。

以上の学生受入方針から、本法科大学院では、本学独自の試験となる第2次選抜試験において、次の3つの特色ある制度を導入している。すなわち、①クライアントと円満なコミュニケーションをとることができる人材を受け入れるための「グループディスカッション型面接制度」、②周到な調査に基づき事実即して思考することができる人材を受け入れるための「考えるヒント付き小論文」、③多様な知識、経験を有する人材を受け入れるための「社会人・非法学部優遇制度」である。

以下、それぞれについて説明する。

ア 「グループディスカッション」形式の面接

当初から、本法科大学院では、学生受入にあたって面接を重視し、1名の受験生に対して2名の教員によって、20分程度の時間をかけて志望理由などについて質問を行う個別面接を実施してきた。これは、本法科大学院の養成を目指す法曹像に照らし、志願者の法曹となるための基本的姿勢、考え方、抱負、コミュニケーション能力などが学生の選考において重要な要素であると考えられているからである。

2006年度の入試委員会は、従来型の面接を点検した結果、集団におけるコミ

¹⁷2007年度版「ガイドブック」00・01頁参照

コミュニケーション能力、たとえば、人の話をよく聞いて対応することができるかななどの点は見ることができないという問題点を明らかにした。本法科大学院では、われわれが育成しようとする人材をいかに求めるかという点について、教授会などで議論を重ねた結果、人とのコミュニケーションをとることが法曹の資質としてとくに重要であることを確認し、2007年度入試から「グループディスカッション」形式による面接も実施することとした。

グループディスカッションは受験生7～8名を一組にし、面接担当教員2～3名で実施される。まず、教員がグループディスカッションの趣旨を簡潔に説明した後、その場で誰でも議論できるようなテーマ¹⁸、たとえば、「インターネットの功罪について」「携帯電話は日本人を幸せにするか」「賃金の成果主義をどう思うか」などのようなテーマを発表し、5分ほど自分の意見をまとめる時間を与える（メモと筆記用具も貸与する）。ディスカッションの時間は約30分であり、その間、面接担当教員は一切口を挟まないで、すべて受験生の自発性に委ねる。

また、これに加えて、従来の個別面接は「志望理由確認」という形で残すこととした。その理由は、グループディスカッションのみであると、学生がまったく教員とコミュニケーションをとらないまま評価されることとなってしまったためである。仮に教員2名と学生1名という従来の形式による10分の面接をそのまま残した場合、グループディスカッションとあわせて2回の面接を課すこととなってしまい学生の負担が大きいことから、「面接試験」というよりも「志望理由書の確認」という意味を持たせることとしている。これにより、従来、書面のみで行われていた志望理由書の採点を、学生から志望理由を直接聞いたうえで採点できることになる。また、社会人・非法学部出身者に優遇措置を講ずるにあたって、より厳密に判断することが可能となった。

イ 考えるヒント付き小論文

小論文試験は、第1次試験合格発表時に、キーワードやキーセンテンスなどの形で、「考えるヒント」（3つまたは4つ）が示され、受験生は「考えるヒント」に関わる資料を集め、基本的な知識及び論点を事前調査したうえで、その

¹⁸ 平成19年度法科大学院入試グループディスカッションのテーマ一覧（資料9）

成果を試験会場に持ちこむことが認められる試験である¹⁹。この形式をとる理由は、法曹に必要な資質は単なる瞬発的解答力だけではなく、問題となる事柄に関して情報を集めて知識を蓄え、それをもとに様々に考えをめぐらせ、可能性のある答えを見出し、論理的に思考する能力であると考えからである²⁰。

ウ 社会人・他学部優遇措置

本法科大学院が養成を目指す法曹像に照らし、本法科大学院では、法学部以外の学部出身者及び実務等の経験のある優秀な学生を受け入れるために、社会人・非法学部優遇措置を設けている。この措置を希望する者には、「志望理由書」において、「自分がこれまでしてきた仕事」と「今後法曹としてやりたいこと」の関係を論述することを求め、その内容については、単に書面審査にとどまらず、第2次選抜において「志望理由確認」という形における個人面接を実施して、担当教員が直接、優遇に値するかどうかを確認することとしている。

エ その他

この他、学ぶ意欲のある者を広く受け入れようという本学の方針から、点字による入学試験なども可能とするための準備をしている²¹。

(2) 選抜基準

ア 第1次選抜について

第1次選抜は、大学入試センター「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績を基準として実施している。両試験の得点对応は、日弁連法務研究財団によって公表されている「対応表」にしたがっている。

この際、合格基準は設定していない。その理由は、本法科大学院では、入学者選抜は可能な限り「小論文試験」「グループディスカッション」「志望理由確認」等を併せた上で総合的に判断すべきであり、面接の実施など人的・物理的事情が許す限り、できるだけ第1次選抜で振り落とさないという方針を採用しているためである。

また、法学以外の修士・博士の学位をもつ受験生には、その証明書の写しを

¹⁹ 2007年度版「学生募集要項」5頁参照

²⁰ 「國學院大學大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請に係る補正申請書」（2003年10月9日）「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」31頁参照

²¹ 法科大学院・点字入学試験実施要領（資料10）

提出することにより優遇措置を行っており、修士の学位取得者に4点、博士の学位取得者に6点が加点される。なお、アメリカ合衆国などのLSAT試験成績も参考資料として提出することができる²²。

イ 第2次選抜について

第2次選抜は、小論文、グループディスカッション、志望理由確認、適性試験の総合点によって判定される。配点の割合は、小論文：グループディスカッション：志望理由確認：適性試験をそれぞれ4：2：2：2としている。ちなみに、上記の配点割合は、2007年度入試から面接試験でグループディスカッションが導入されたことに伴って変更されたものであり、従来は、小論文：面接：志望理由書：適性試験の配点割合は5：2：1：2であった。

この配点割合から分かるとおり、本法科大学院の入学者選抜の特色は、小論文と面接とを重視する点にある（志望理由確認は、志望理由書に記載された志望理由を受験生への個別面接によって確認するものであるから、これを面接に含ませて考えると、小論文：面接：適性試験の配点割合は4：4：2となる）。

また、志望理由確認において、面接担当教員が、社会人・他学部優遇を認めるべきと判断した場合、志望理由確認の点数を2倍（20点を限度に）まで加点することができる。しかし、2倍の加点はあくまで最大であって、実際には、志望理由確認によって確認された社会人経験などと法曹志望理由との関連性の程度に応じて、適当と認められる範囲において加点することとしている。なお、2008年度入試より、社会人・他学部優遇は10点を限度に加点することにした。

ウ 既修者認定について

既修者認定については、2－2－1で説明する。

エ 選抜基準の公平性・公正性について

すべての入学志願者は平等に取り扱われ、また、寄付金の有無、本法科大学院関係者との縁故関係などについては、選抜の過程で一切考慮していない。

(3) 選抜手続について

選抜手続は別紙・学生募集要項のとおりである²³。第1次選抜、第2次選抜ともに、合否判定は、判定のための教授会を開催して行われる。

²² 2007年度版「学生募集要項」5頁参照

²³ 2007年度版「学生募集要項」5頁参照

変更点について付言する。第1次選抜は、当初、大学入試センターの実施する「法科大学院適性試験」の成績を提出することを必須としていたが、2007年度入試から、第1次選抜の際に提出する「適性試験」の成績は、大学入試センター「法科大学院適性試験」及び法務研究財団「法科大学院統一適性試験」のいずれの成績でも可能とした。

(4) 学生受入方針等の公開について

2006年度入学者選抜に関する公開は、主として、①ホームページ、②学生募集要項、③パンフレット、④入試説明会によって行っている。

学生受入方針については、上述したように、パンフレット及びホームページで明らかとしている。また、学生受入方針の重要性に鑑み、2008年度入試からは、学生募集要項でも明示することとした。

ホームページでは、入学試験の概要、学生募集要項、第2次選抜試験、過去の入試結果、過去の入試問題などを掲載している。とくに、「よくある質問」のコーナーを設け、もっとも説明を要すると思われる事項については分かりやすく説明する配慮をしている。また、入学者選抜に関する新しい情報は、適宜ホームページ上で告知するように努めている。

選抜基準についてはホームページ上で公表しているが、入試説明会でも過去の事例を用いながら説明している。また、2008年度入試から、学生募集要項にも明記することとした。

社会人及び非法学部優遇措置に関しても学生募集要項及びホームページ上で説明している。また、入試説明会（学内外の進学相談会）においても分かりやすく説明するように心がけている。

入試説明会（進学相談会）は2006年度においては学内で4回、学外で4回開催している²⁴。入試説明会（学内外の進学相談会）には原則的に教員が参加し、本法科大学院の特色、養成を目指す法曹像とそのための教育体制、カリキュラムについて受験生に直接伝えるようにしている。

また、学生募集要項は、秋季入試及び春季入試出願の約2ヶ月前に配布するようになっている。

²⁴ 2006年度進学相談会実施一覧（資料11）

2. 点検・評価

(1) 学生受入方針の明確性、法科大学院の基本方針の適合性について

本法科大学院の学生受入方針は明確であり、また、本法科大学院が養成しようとする法曹像に適合するものである。また、入学者選抜は、考えるヒント付き小論文、グループディスカッション形式による面接、社会人・非法学部優遇制度とそれを支える志望理由確認などの特色を有し、それらは本法科大学院の学生受入方針に適合的な人材をいかに受け入れるかという点から熟慮して設けられたものである。

(2) 選抜基準について

第1次選抜については、合格基準点を設定していないが、可能な限り第1次選抜では振り落とさず、小論文試験、面接試験を行って総合的に判断すべきであるという方針に基づいて実施されており妥当である。

第2次選抜試験の配点割合は、小論文：グループディスカッション：志望理由確認：適性試験がそれぞれ4：2：2：2であり、小論文及び面接を重視しているが、人とのコミュニケーション能力を有し、地道な準備をいとわない人材を受け入れるという本法科大学院の学生受入方針に照らし妥当である。

(3) 選抜手続について

合否判定はすべて教授会で行われることになっており²⁵、選抜手続は妥当なものとする。

(4) 学生受入方針、選抜基準、選抜手続の適時かつ適切な開示について

学生受入方針など入学試験に関連する事項は、様々な媒体によって、できる限り受験生に適時かつ適切に開示している。とくに、ホームページについては、内容を適時かつ適切に更新するように努めている。また、入学説明会（学外の進学相談会）にはできる限り教員が参加し、入学希望者に対して直接に学生受入方針や過去の試験問題解説などを行う機会を設けている。

なお、2006年度新生を対象に「入学試験・入学広報アンケート」を実施した。

²⁵ 國學院大學法科大学院学則第14条：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

この自由記載欄を見ると、学生受入方針等に関する意見はなかった。ホームページについて、授業や施設についてより詳しい情報が必要であるなどの意見があり、パンフレットについては、カリキュラムの情報などが乏しいという意見などがあった²⁶。

しかしながら、パンフレット等には記載があるものの、学生募集要項には、学生の受入方針を本法科大学院の基本方針と関連付けて示すことが十分にはなされておらず、この点は改善する必要がある。また、選抜基準の開示についても、ホームページ、学生募集要項などでより分かりやすく示す必要がある。

また、ホームページおよびパンフレットについては、入試に関する情報と共に、授業やカリキュラムなど、入学後に本法科大学院が養成しようとしている法曹を具体的にどのように教育してゆくのかという点に関して一層分かりやすく説明する必要がある。

(5) 選考結果の検証について

本法科大学院では、「グループディスカッション」形式の面接、「考えるヒント付き小論文」などによって、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーとなるべき気概と熱意とに溢れた人材の受け入れに努めてきた。こうした学生が選考されている証左のひとつとして、上記人材の養成の点で本法科大学院がもっとも重視している「リーガルクリニック（上級）」を履修する学生が、選択科目であるにもかかわらず、たいへん多いことを挙げることでできよう²⁷。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

入試委員会では、学生受入方針などに関して、さらに明確で分かりやすい開示のあり方を検討しているところである。

²⁶ 法科大学院入学試験及び入試広報に関するアンケート（2006年4月実施）（資料12）

²⁷ 6-2-2 表「リーガルクリニックの履修者数」参照

また、これまで入学試験の個人別成績については開示を実施していなかったことから、2008年度入試から、不合格者を対象に、受験生の申し出があった場合に、入学試験の成績を開示することにした。開示内容としては、適性試験、小論文、グループディスカッション、志望理由確認ごとに成績を開示し、法律科目試験は科目ごとに点数を開示する予定である。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 入学者選抜試験の実施について

ア 第1次選抜について

第1次選抜は、大学入試センター「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績を基準として、いわば機械的に判定しており、両試験の得点对応は日弁連法務研究財団によって公表されている「対応表」にしたがっている。なお、法学以外の修士・博士の学位取得者には、それぞれ4ポイント、6ポイントの加点を行っている。

第1次選抜の合否は、判定教授会を開催して判定している。合格基準点は設定していないが、第2次選抜における面接の実施など人的・物的事情が許す限り上位得点者から順に合格と判定している²⁸。

イ 第2次選抜について

第2次選抜試験は第1次選抜試験合格者に対して実施される。

考えるヒント付き小論文試験は、問題作成にあたり特定の受験生に有利になることがないように複数の教員で構成する作問委員会が、何度も討議を重ねた上で作成している。採点にあたっては、作問委員会が統一的な採点基準を示し、それに基づいて採点している。1つの答えは必ず複数の教員がそれぞれ独立して採点し、その点数を合算する形で得点を出すこととしている。教員間で採点結果に大きな開きがある場合に限り、教員間で協議し採点を見直している。なお、採点の際には、解答用紙の受験番号と氏名を伏せた状態で採点している。

グループディスカッションは、試験実施前に、面接担当教員に採点の基準について周知徹底を図るために実施要領に基づいて説明し、採点表の項目ごとに評価し点数化している。評価は必ず複数の教員が独立して行い、最終得点はそれらの平均をとる形で行っている²⁹。

²⁸ 入学試験第一次選抜判定の一覧表フォーマット（資料13）。

²⁹ グループディスカッション採点表（資料14）。

志望理由確認は、2名の教員が事前に志望理由書を読み込み、面接の際には、事前に入試委員が採点要領に関して説明をし、採点表³⁰の項目ごとに採点することとしている。採点は必ず複数の教員が独立して行い、最終得点はそれらの平均をとる形で行っている。

グループディスカッション及び志望理由確認に際しては、事前に、氏名・出身大学等の記載された志願者リストが配布され、教え子や知人の子弟等がいなかを全教員に確認させ、公正さが疑われることのないよう配慮している。

第2次選抜の合否判定は判定教授会を開催して行われる。小論文：グループディスカッション：志望理由確認：適性試験の点数を4：2：2：2の割合に換算した一覧表をもとに、成績上位者から合格と判定している³¹。また、当然ながら、入学者選抜を実施するにあたり、先に掲げた選抜基準以外の要素、例えば、國學院大學の出身者であること、法科大学院関係者と縁故関係があることなどは一切考慮していない。

なお、本法科大学院では、養成を目指す法曹像との関係から、コミュニケーション能力に著しい問題があり、法曹として相応しくないと判断される場合(具体的には、面接担当教員が採点表に5点以下(20点満点)の点数を付けた場合)、判定教授会においてその者の法曹としての適格性を個別的に検討し、不合格とする場合がある。

(2) 入学者選抜の公平さ・公正さに対するクレーム及びその対応方法

これまで、入学者選抜の公正さに関する投書や口頭でのクレームなどはない。

また、入学者選抜に関しては、先述したように入学者に対してアンケートを実施している³²。このアンケートには自由記載の部分があるが、入試の公正さに関するクレームはない。過去において、第1次選抜に関して、大学入試センター「法科大学院適性試験」だけではなく、日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」での判定も認めてほしいとする要望があった。この点については、当初、次のとおりとしていた。第1次選抜においては、まず、大学入試センター「法科大学院適性試験」の成績上位者をもって、合格予定者数の9割を目途に合格とする。

³⁰ 志望理由確認採点表(資料15)。

³¹ 入学試験第二次選抜判定の一覧表フォーマット(資料16)。

³² 法科大学院入学試験及び入試広報に関するアンケート(2006年4月実施)(資料12)。

次に、残りの1割については、9割枠に入らなかった受験生のうち、日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績を提出した者について、その点数を日弁連法務研究財団の「入試センター適性試験への換算方法」を用いて大学入試センター「法科大学院適性試験」の点数に換算する。そして、大学入試センター「法科大学院適性試験」の点数と換算後の日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の点数とを比較して、いずれか高い方の点数を当該受験者の点数として得点順に並び換え、その成績上位者から順次1割枠に充当することとしていた。しかし、この点を入試委員会で点検、検討した結果、「法科大学院適性試験」を優先する必然性はないと考え、2007年度入試より、大学入試センター「法科大学院適性試験」の成績または日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績の提出を求めることとした。

2. 点検・評価

入学者選抜は所定の基準及び手続にしたがって厳格、適正に実施されている。

なお、「考えるヒント付き小論文」については、当初、受験生の得点が思うように伸びず、小論文の配点割合を高くしている趣旨が生かされない傾向があったが、小論文の内容及び採点基準を見直すことによって改善を図っている。

また、本法科大学院では、面接に際して、養成を目指す法曹像との関係から、コミュニケーション能力に著しい問題があると考えられる場合、総合点が合格ラインに達していても、面接担当者の所見報告に基づき、教授会の議論により不合格とすることを認めている。この点は、不公平ではないかという批判もありえよう。しかし、法曹にはそのための資質が求められており、とくに本法科大学院では、養成を目指す法曹像との関係からコミュニケーション能力を重視しており、こうした措置は必要であると考え。また、本法科大学院では、ひとりの受験生に対して少なくとも4人が面接を行っており、教授会で個別的に慎重に審議しているため、その公平性・公正性については十分に確保できていると考える。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容について

ア 法学既修者の選抜手続

本法科大学院は、法学既修者選抜について、いわゆる「内部振り分け方式」を採用している。すなわち、法学既修者を希望する者も、標準（未修者）コース希望者と同様に、第1次選抜試験及び小論文、面接などによる第2次選抜試験を受け、標準（未修者）コース希望者及び短縮（既修者）コース希望者の区別なく成績上位者から一元的に合格者が決定される。そのうち、さらに法律科目試験の合格基準に達した者に既修者認定を行うこととしている³³。

法学既修者は、秋季入学試験及び春季入学試験の際に、標準（未修者）コースとは別に短縮（既修者）コースとして募集している。受験生は、出願時に、短縮（既修者）コースと標準（未修者）コースとを併願することも可能である。

短縮（既修者）コース希望者には、第1次選抜試験、第2次選抜試験に加えて、法律科目試験が実施される。法律科目試験は、公法部門（憲法）、民法部門（民法〔家族法を除く〕・民事訴訟法〔民事執行・保全法を除く〕）及び刑事法部門（刑法〔刑罰論を除く〕・刑事訴訟法）の3部門の論述試験からなる。

既修者認定のための法律科目試験として、憲法・民法・刑法に加えて民事訴訟法及び刑事訴訟法を課している点に本法科大学院の特色があるが、これは本法科大学院の養成しようとする法曹像から考えて、これを2年間で養成するには、訴訟法をも含めた主要科目についての基本的知識が必須であると考えられるためである。

イ 選抜基準

先述したように、法学既修者の選抜は、第1次選抜及び、論文、面接などによる第2次選抜試験に合格していることが前提となる。したがって、第2次選

³³ 2007年度版「学生募集要項」5頁参照

抜試験の総合点数が全体の基準に達していない者は、仮に法律科目試験の成績が基準に達していたとしても不合格となる。この際、法律科目試験の点数が第2次選抜試験の点数に加算されることはない。

法律科目試験に関しては、①公法部門 150 点、②民法部門 200 点、③刑事法部門 200 点満点で採点し、上記 3 部門すべてについて 60%の水準を満たした者に対してのみ、既修者認定を行うこととしている³⁴。この水準について、当初は、3 部門の出題内容の難易度に差があったとの判断から、法律科目試験受験者の平均得点等を考慮し、3 部門すべてが 60%に満たない場合であっても、教授会で個別的に検討したうえで、合格としたケースもある。しかし、2006 年度入試以降、3 部門すべてが 60%に満たない場合には合格とはしない原則を厳格に適用することとした。

ウ 既修単位の認定基準

法学既修（短縮コース）合格者は、標準（未修者）コースの 1 年次配当必修科目のうち、「法曹倫理」及び「リーガル・リサーチ」を除いた 29 単位を修得済みとみなされる（2007 年度。なお、2006 年度以前は、「法曹倫理」及び「リサーチ・アンド・ライティング I」を除いた 28 単位が修得済みとみなされていた）。

(2) 法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容の開示について

法学既修者の選抜基準・手続及び既修単位の認定基準・手続についてはホームページで公開し、Q&A という形で分かりやすく説明している³⁵。また、入試説明会（学内外の進学相談会）においても丁寧に説明するように心がけている。

2. 点検・評価

(1) 法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容について

本法科大学院の既修者認定はいわゆる「内部振り分け方式」を採用し、第 2 次選抜試験によって一元的に入学者を選抜した上で、総合成績が全体の基準に達し

³⁴ 合格者発表時の文書（平成 19 年度春季入試第二次選抜）（ホームページ）（資料 17）

³⁵ Q&A（ホームページ）（資料 18）

た短縮（既修者）コース希望者のうち、法律科目試験で合格基準に達した者についてのみ既修者認定を行う。これは、本法科大学院の養成する法曹像から適切であると考ええる。

なお、学生募集要項では、標準（未修者）コース、短縮（既修者）コース別々に認定基準が設定されているような印象を与えており、この点における記述については改善の余地がある。

また、法学既修者の選抜基準・手続及び既修単位の認定基準・手続は適正である。なお、既修者認定のための法律科目試験として、憲法・民法・刑法の他に民事訴訟法及び刑事訴訟法まで加えるのは受験生に負担になるのではないかという批判が考えられる。しかし、本法科大学院が養成しようとする法曹像からして、これを2年間で養成するには、訴訟法も含めた主要科目についての基本的知識が必須であり、両訴訟法の試験を課すことは、適切であると考ええる。

(2) 法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容の開示について

法学既修者の選抜手続については学生募集要項に示され、選抜基準についてはホームページで公開されている。選抜基準、既修単位の認定基準については学生募集要項にも記載すべきであろう。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

既修者認定の基準・手続の公開については、その方法も踏まえ、入試委員会において協議を重ねながら、漸次改良を加えてゆくこととしている。2008年度入試の学生募集要項には、既修者認定の基準についての記載を加えることとした。

また、法律科目試験の問題については、現在、論文式の出題形式を採用しているが、既修者認定の趣旨に鑑み、短答式の問題も併用するなどの方法を検討しているところである。

なお、従来、法律科目試験には加えられていない行政法が標準コース1年次の配当科目であり、法学既修者は履修することができないという問題があったが、2007年度より短縮コース1年次（標準コース2年次）配当科目とし、法学既修者にも履修が義務付けられることになった。

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

	05年度		06年度		07年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	39	3	53	0	49	0
学生数に対する割合	100%	7.69%	100%	0%	100%	0%

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

法律科目試験は、まず、問題作成の段階において、各科目とも複数の教員によって問題の公平性などをチェックしている。

採点にあたっては、各科目で採点基準を示したうえで、必ず2名の教員が独立して採点・評価を行い、それを合算したうえで平均点をとる形で得点を算出している。また、教員間の採点の開きが大きい場合には、教員が再度答案を検討し、教員に採点ミスがなかったかなどを確認している。なお、法律科目試験の答案は、受験番号と氏名を伏せた状態で採点をしている。

最終的な合否判定は教授会において行う。先述したように、まず、小論文、グループディスカッション、志望理由確認及び適性試験の総合点数が合格ラインに到達していることが判定される。この基準に達していない者は、法律科目試験の成績が基準に達していたとしても不合格としている。そのうえで、法律科目試験のすべてが60%に達している場合に合格の判定をしている。

ただし、先述したように、2005年度以前については、以上の基準は一応の目安にとどまっていたため、3部門全部が60%に満たない場合でも、教授会で個別に検討したうえで、合格の判定をしたケースもある。しかし、2006年度入試以降、3部門すべてが60%に満たない場合には合格とはしない原則を厳格に適用している。その結果、両年度の既修者数は0名であった。

また、既修単位認定の公正さに対して、電話、メール、口頭及び投書などによるクレームはない。

2. 自己点検・評価

上で示した一覧表から分かるとおり、法学既修者として入学する者の数は極めて少数にとどまっている。これはそもそも、入学試験において、短縮（既修者）コースで合格する者の数が少ないためであるが³⁶、合格者が少ない理由は、短縮コース志願者に課している法律科目試験 3 部門 5 科目の得点から合格者を判定するにあたり、3 部門ともに一定の基準を満たしていなければならないとし、いわゆる既修者の認定を厳しく行ったことに起因している。短縮コース入学者は、カリキュラムのうち 28 単位を修得済みとみなすため、それらの知識が十分であるとの判断ができない限りは、既修者として認めないとの方針による。また、たとえ法律科目試験の得点が高くても、受験者全員の必須としている小論文、面接の判断基準を満たしていなければ、やはり合格とするには値しないとせざるを得ない。

以上のように、既修者選抜・既修単位認定は、その基準・手続の規定にしたがい、公平・公正に実施されているといえる。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

³⁶ 05～07 年度入学試験における全合格者中既修者合格者の割合（資料 19）

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

	実務等未経験者		実務等経験者	合計
	法学部出身者	他学部出身者		
入学者数 07年度	20	11	18	49
合計に対する割合	40.82%	22.45%	36.73%	100.0%
入学者数 06年度	29	10	14	53
合計に対する割合	54.72%	18.87%	26.42%	100.0%
入学者数 05年度	24	5	10	39
合計に対する割合	61.53%	12.82%	25.64%	100.0%

「他学部出身者」「実務等経験者」の定義について、本法科大学院における「他学部出身者」とは、ア 法学部、または法学を主要な専門科目とする学部以外の出身（在学）者（例：商学部、文学部）、イ 法学部、または法学を主要な専門科目とする学部の出身（在学）者で、専門科目の要卒単位の60%以上を実定法以外の分野から修得（修得見込）した者（例：法学部政治学科）をいう。

本法科大学院における「実務等経験者（社会人）」とは、出願時まで連続して3年以上の社会人経験がある者をいう。「出願時まで連続して3年以上の社会人経験」とは、勤務先が同一の会社であるか否かは問わない。また、ここでいう「実務等経験者（社会人）」とは「被雇用者（常勤・非常勤を問わない。NPO・NGO等の勤務を含む）」のみならず、「自営業」、「専業主婦・主夫」等を含む³⁷。

本法科大学院では、「実務経験者（社会人）」を上記のように定義した上で、養成しようとする法曹像に照らし、社会人としての経験が地域の諸問題を解決すること

³⁷2007年度版「学生募集要項」6頁参照

に役立てることができるかどうかを確認するために、「志望理由書」において、社会人経験と法曹志望の理由との関連性を論じさせることとしている。入学者選抜に際しては、先述したように、実務等経験者(社会人)に対し「志望理由確認」という形式の面接を実施し、その経験が、本法科大学院が養成を目指す法曹像からみて優遇に値するかどうかを、面接担当教員によってあらためて確認することとしている。

2. 点検・評価

(1) 法学部以外の学部出身者の定義の適切性について

本法科大学院における「他学部出身者」の定義について、法学部または法学を主要な専門科目とする学部の出身(在学)者で、専門科目の要卒単位の60%以上を実定法以外の分野から修得(修得見込)した者を含めているが、これは、大学の法学部では、従来から法学部の中に「政治学科」を置くところが多く、また最近では「国際関係法学科」「公共政策学科」などの学科を置くところも多いからである。「他学部出身者」の定義は適切であると思われる。

(2) 「実務等の経験のある者(社会人)」の定義の適切性について

「実務等経験者(社会人)」の定義に関して常勤・非常勤を問わないとしているのは、現在の我が国の雇用形態が多様化する中で、常勤であるか非常勤であるかにこだわるのは適切とは思われないからである。

また、「実務等経験者(社会人)」の中に「専業主婦・主夫」を含めている点に関しては、「地域に対して寄与・貢献すべき人材」という本法科大学院が養成する法曹像を考えた場合、「専業主婦・主夫」としての経験は大いに地域の諸問題の解決に役立ちうるものであり妥当と考えられる。

なお、本法科大学院では、入学者選抜に際し、志望理由書の確認を2名の教員によって行っており、真に「実務等経験者(社会人)」であるかどうかに関して実質的にチェックする手続がとられている点を付け加えておきたい。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合について

上記一覧表のとおり、「法学部以外の学部出身者」または「実務等経験者(社会人)」の割合は各年度ともに3割を超えている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

本法科大学院では、養成を目指す法曹像から、とくに実務経験者の受け入れを積極的に進めることが要請される。実際のところ、実務経験者の法科大学院における成績は良好であり、2005年度入学者の社会人出身者のGPA値を調査したところ、その他の出身者のGPA値よりも高く、また、実際に優遇措置を適用された入学者のGPA値も優遇措置の適用のない入学者よりも高いという結果が出ている³⁸。

一方、2004年度入学者においては、社会人・非法学部出身者が全学生の7割以上であったが、翌2005年度には、その割合が約38%に減少した。その後2007年度には合計60%弱に回復しているが、本法科大学院は、実務等経験者を重視し、本来の社会人を受け入れるべく、2008年度入試より、社会人特別選抜入試（C0入試）制度を導入した³⁹。社会人特別選抜入試は、これまでよりも受験者の実務経験を重視し、受験資格として通算7年以上の勤務期間と出願時に在職していることを求め、実務経験が「確実に定着」し、しかも実務経験から得た「広い視野と切実な関心」を持つ者を積極的に受け入れようとする制度である。このような実務経験者が法曹としての知識・素養を身につけ、さらに法曹資格を得て職場に復帰することにより新たな活躍の場を開拓することを期待するものである。

このように、既存の枠組みにとらわれない新しい発想、開拓精神を持った人材を育成し、実社会においてより広く活躍する法曹を送り出すことは、本法科大学院が目指す「地域に開かれ、地域に奉仕する」法曹養成に通ずるものであると考える。

³⁸ 入学後の一般学生から見た実務経験者のGPA値表一覧（資料20）

³⁹ ホームページのC0入試（社会人特別選抜入試）の説明（資料21）

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

収容定員は150名で、専任教員総数は2007年3月31日時点で18名である。専任教員の内訳は、研究者教員が12名、実務家教員が6名である。研究者教員と実務家教員の比率は2対1であり、理論と実務を架橋する教育を実施するのに十分な体制が整っている。

2. 点検・評価

(1) 専任教員数とその学生比率

専任教員は18名であり、12名以上の基準を充足している。また、収容定員が150名の場合、10名の専任教員が必要とされる場所、専任教員が18名配置されているので、求められている基準より8名多く、十分に基準を満たしている。

なお、法学部・法学研究科の授業を担当している専任教員が複数存在するが、他の専任教員と講義負担がほぼ同じになるよう、法科大学院での講義負担を軽減しているため、法科大学院での授業に十分対応できる体制となっている。

(2) 専任教員の適格性

研究者教員は40～50歳代が中心で、法学部等での十分な教育歴を有している。また、単著も含めた法学教育用の教材（教科書・演習書・注釈書など）から学術書・学術論文までの執筆の経験をもつ。したがって、初学者に対する導入的教育から高度の法学専門教育まで行う教育経験を有していると考える。多くの研究者教員は、法科大学院開設後の多忙を極める中、精力的に教育用図書や学術論文を執筆している。

実務家教員は50～60歳代が中心で、すべて5年以上の実務経験を有する。また、多くの実務家教員が修習生や後輩法曹の指導経験をもつ。したがって、担当科目を教授するのに十分な知識と実務経験を有するものとする。実務家教員は、法科

大学院開設後の繁忙の中、実務を継続し、研鑽に励んでいる⁴⁰。

専任教員の適格性は、法科大学院開設申請時の審査により基本的には担保されている。また、2004年度には大学全体の自己点検・評価が行われ、法科大学院についても実施された。また、別冊「教育・研究活動報告書2004年度版」には、法科大学院各教員の自己点検・評価も含まれている。法科大学院専任教員の研究業績は、毎年3月に集約され、大学のホームページ上で公開されている⁴¹。

3. 自己評定

合

4. 改善計画等

2007年3月末日をもって、71歳以上の民法担当教員2名（新田5コマ10単位担当、須永2コマ4単位担当）が退職し、同年4月1日に後任の民法担当教員1名が着任した（花立6コマ12単位担当。不足する2単位分については併任教員が担当し、学部担当分を減じた）。これにより、専任教員数は17名、その内訳は、研究者教員11名、実務家教員6名となった。50歳代の教員が着任したので、専任教員の平均年齢は下がった。1年後には、71歳以上の実務家教員の退職が予定され、2年後には60歳代の研究者教員の退職が予定されている。後任教員については計画的に補充する予定である。

また、2008年度に大学が大学基準協会の認証評価を受けるので、法科大学院もこれに参加する。これを機会に専任教員の教育・研究に関わる適格性について、専任教員間で緊張感をもって客観的に相互評価を行いたい。

⁴⁰ 別冊「教員個人調書」参照

⁴¹ <http://www.kokugakuin.ac.jp/> 「教育研究環境・活動」→「教員の研究活動等」参照

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数1	2	2	6	1	3	3	4
実員数2	1	1	5	1	2	2	3

※ 実員数 1＝設置認可申請時の分野に基づいて算定

※ 実員数 2＝実際の主担当分野に基づいて算定

本法科大学院では憲法と行政法を統合した科目として「公法」を設置したため、これら2つの法分野を区分することができなかつたので、設置認可申請書には、憲法分野と同一の2名の教員が行政法分野にも記載されている。研究業績から区分すると福岡英明が憲法担当であり、西谷剛が行政法担当である。中川徹也・村和男は、民法・民事訴訟法に併記されているが、村和男は民法を主担当とし、中川徹也は民事訴訟法を主担当としている。河原崎弘・今井秀智は、刑法・刑事訴訟法に併記されているが、河原崎弘は刑法を主担当とし、今井秀智は刑事訴訟法を主担当としている。

設置認可申請時に文部科学省に提出した「法律基本科目に係る専任教員配置状況」⁴²に基づく、法律基本科目の各分野を担当する専任教員は上表「実員数1」のとおりであり、実際の主担当分野に基づく専任教員は上表「実員数2」のとおりである。いずれも5年以上の教育歴又は実務経験を有する（詳細は別紙参照）⁴³。なお、本学の入学定員は、50名なので、各分野につき1名専任教員が配置されていれば基準を充足する。

(1) 憲法

⁴² 「法律基本科目に係る専任教員配置状況」〔「國學院大學大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請に係る補正申請書」（平成15年12月9日）〕（資料22）

⁴³ 別冊「教員個人調書」参照

福岡英明は、単著の学術書と博士（法学）の学位を有する。

(2) 行政法

西谷剛は、行政法分野の学術書と博士（法学）の学位を有する。

(3) 民法

須永醇は、民法分野の学術書と多数の学術論文を有する。

新田孝二は、民法分野の学術書と多数の学術論文がある。

吉井啓子は、民法分野の多数の学術論文とリヨン第3大学DEAを有する。

廣瀬美佳は、民法分野の多数の学術論文を有する。

村和男は、弁護士として29年間の実務経験を有し、そのうち約5年間は、整理回収機構常務取締役としての実務経験を有する。

(4) 商法

中曽根玲子は、商法分野の多数の学術論文を有する。

(5) 民事訴訟法

西川佳代は、民事訴訟法分野の多数の学術論文を有する。

中川徹也は、司法研修所教官、司法試験委員及び弁護士としての30年間の実務経験を有する。

(6) 刑法

武田誠は、刑法分野の学術書と多数の学術論文を有する。

河原崎弘は、弁護士としての34年間の実務経験と学術論文を有する。

(7) 刑事訴訟法

高内寿夫は、刑事訴訟法分野の多数の学術論文と博士（法学）の学位を有する。

中山善房は、裁判官としての36年間の実務経験、法学部教員及び刑事法分野の多数の学術論文を有する。

今井秀智は、検察官及び弁護士としての16年間の実務経験と学術論文を有する。

2. 点検・評価

上記のとおり、各専任教員は各担当分野について適格性を充足している。また、各分野において重複する専任教員を除いたとしても、基準の必要数を満たしている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

民法担当の須永醇及び新田孝二が2006年度末に退職し、2007年度に後任として花立文子が着任した。花立文子は、十分な教育歴、民法分野の学術書及び博士（法学）の学位を有する。今後も現在の水準を維持したい。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

本学に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3名であるが、本学では6名配置している。基準の2倍の実務家教員が所属しており、実務家教員は充実している。

実務経験の内容と期間は、「別紙 教員個人調書」に記載している⁴⁴。

2. 点検・評価

すべての実務家教員が、長年、第一線で弁護士、検察官及び裁判官として実務経験を積んだ者であり、「5年以上の実務経験」という基準を十分に満たしている。

専任教員の3分の1が実務家教員であり、理論と実務を架橋する法学専門教育を充実したものとする体制となっている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

1年後には実務家教員1名の退職が予定されている。また、今後、実務家教員の変動が予想されうる。法令上の基準を満たすだけでなく、現在の水準を維持したい。

⁴⁴ 別冊「教員個人調書」参照

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

専任教員は18名であり、「教授」は16名である。2006年度の法科大学院授業担当教員一覧は、「2006学生便覧」に記載されている⁴⁵。

本学の「教授」の採用及び昇格の審査基準は、「法科大学院教員資格審査実施細則」⁴⁶5条以下に定められている。

※2006年度

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	16	2	18	6	0	6
計に対する割合	88.9%	11.1%	100%	100%	0%	100%

2. 点検・評価

教授の割合は、18名中16名であり、「専任教員の半数以上」の基準を充たしている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

2006年度末に「教授」の専任教員が2名退職し、後任として、2007年度に「教授」の専任教員が1名着任した。また、2007年4月1日付けで、助教授が「教授」に1名昇

⁴⁵ 2006年度版「学生便覧」164頁参照

⁴⁶ 法科大学院教員資格審査実施細則：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

格した。したがって、2007年4月末日現在、専任教員17名中16名が「教授」であり、他は准教授である。

今後、定年退職者の補充を行うに際し、専任教員の半数以上が教授であることという基準は十分満たしているので、適格性を充たすかぎり、30歳代後半から40歳代の比較的若手の教員を准教授として採用することも可能であるとする。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

専任教員の年齢構成は、以下のとおりである。

※2007年3月31日時点

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	2	5	1	2	2	12
		16.7%	41.7%	8.3%	16.7%	16.7%	100.0%
	実務家教員	0	1	2	2	1	6
		0%	16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	100.0%
合計		2	6	3	4	3	18
		11.1%	33.3%	16.7%	22.2%	16.7%	100.0%

2. 点検・評価

研究者教員の中心は40歳代の教員であり、実務家教員の中心は50～60歳代の教員である。それぞれ各年齢層の偏りがなく、バランスがとれている。

専任教員全体で見ると、40歳代が中心であるが、やはり各年齢層に偏りがなく、バランスがとれている。

法科大学院の教員にふさわしい教育歴・研究歴・実務経験を考慮すると、30歳代の教員が少なくなるのはやむをえない。

全体としてみると、法科大学院にふさわしい年齢構成になっているといえよう。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

2006年度末に70歳代の専任教員が2名退職し、後任として、2007年度に50歳代の専任教員が1名着任した。これにより、さらに各年齢層のバランスがよくなった。今後、法科大学院の継続的活動のために、専任教員の年齢バランスに配慮したい。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

専任教員の男女別の人数は、以下のとおりである。

※2006年度

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	8	6	14	5	33
	24.2%	18.2%	42.4%	15.2%	100.0%
女	4	0	2	3	9
	44.5%	0%	22.2%	33.3%	100.0%
全体における 女性の割合	22.2%		20.8%		42

2. 点検・評価

専任教員全体における女性の比率は、18人中4人であるから、22.2%である。実務家教員に女性がいないのが問題である。研究者教員だけで見ると、女性の比率は、12人中4人であり、33.3%である。

兼任・非常勤教員における女性の比率は、24人中5人であるから、20.8%である。実務家教員だけを見ると8人中3人であるから、37.5%であるが、研究者教員では、16人中2人であるから、12.5%である。

本法科大学院では、教員の男女のバランスを特に考慮して採用を行ったというよりも、個人としての教育能力・研究能力を考慮して採用した結果である。女性教員だから優先して採用したとすると、反対に劣性の烙印を押しかねない。やはり、個人としての能力に着目して採用したところ、結果として、男女のバランスがとれていたというのが理想であろう。しかし、純粹に真理を探究する自然科学とは異なり、生活に根ざした価値観が相対的に重要な働きをする法律学の場合、教育の多様性確

保の観点から、教員のジェンダー構成に配慮する必要性と合理性は大きいといえる。本学のジェンダー構成は教育の多様性を害するものではないと考えるが、今後は、ジェンダー構成をより意識した人事を行っていく必要があると考える。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

専任教員のうち実務家教員に女性が含まれていないので、将来、実務家教員の入れ替えが必要になった場合には、積極的に女性を採用したい。2007年度より専任の研究者教員として女性が着任したので、専任の研究者教員における女性比率は、11人中5人なので、45.5%となった。今後も、この水準を維持したい。全体としては、全専任教員17人のうち女性は5人で29.4%となる。

2007年度の兼担・非常勤教員35人のうち女性は8人で22.8%、研究者教員21人のうち女性は3人で14.2%、実務家教員14人のうち女性は5人で35.7%である。今後、兼担・非常勤教員については、とくに女性の研究者教員を増やしたい。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

2004年度から2007年度までの各学期毎の教員の担当コマ数（時間単位）の最長、最短、平均値は以下のとおりである。なお、この時間数は当初の予定時間数であり、開講予定であったが履修者がいなかったために不開講となった科目も含まれている（なお、不開講となった科目は、2006年度の法理学だけである）。専任教員・兼任教員については、本法科大学院、本学の学部、研究科大学院等での担当授業時間数の合計が示してある。非常勤教員については、本法科大学院の担当授業時間数が示してある。

本学では、専任教員の責任授業時間数は、週あたり6時間（360分、120分授業3.0コマ）である。ただし、専任教員には、雇用形態の違いにより、責任授業時間数が軽減された特任教員が含まれる。

2004年度

（単位：コマ）

教員区分 授業 時間数	専任教員				兼任教員		非常勤教員				備考
	研究者教員		実務家教員		研究者教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.5	2.5	1.0	1.0	2.5	3.0	1.0	1.0	0.5	1.5	1コマ 120分
最 低	0.5	0	0	0.5	2.5	3.0	0	0.5	0	0	
平 均	1.5	1.03	0.7	0.8	2.5	3.0	0.38	0.63	0.25	0.75	

2005 年度

(単位：コマ)

教員区分 授業 時間数	専任教員				兼任教員		非常勤教員				備考
	研究者教員		実務家教員		研究者教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期									
最 高	3.5	3.0	1.5	1.5	4.5	4	1.0	1.0	0.5	0.5	1コマ 120分
最 低	0	0	0	0	1.0	1.5	0	0	0	0	
平 均	1.48	1.40	0.86	0.79	2.67	2.17	0.43	0.43	0.33	0.17	

2006 年度

(単位：コマ)

教員区分 授業 時間数	専任教員				兼任教員		非常勤教員				備考
	研究者教員		実務家教員		研究者教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.5	3.5	2.5	1.5	4.0	3.5	1.0	1.0	2.0	2.5	1コマ 120分
最 低	0.5	0.5	0.5	0	1.0	1.5	0	0	0	0	
平 均	1.98	1.56	1.58	1.0	2.5	2.57	0.39	0.39	0.25	0.31	

2007 年度

(単位：コマ)

教員区分 授業 時間数	専任教員				兼任教員		非常勤教員				備考
	研究者教員		実務家教員		研究者教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期									
最 高	3.0	2.5	2.0	2.0	4.0	3.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1コマ 120分
最 低	1.5	1.0	0	0	1.0	1.5	0	0	0	0	
平 均	1.86	1.70	1.25	1.17	2.42	2.33	0.33	0.37	0.22	0.39	

※基礎資料「授業時間数（コマ数）一覧」⁴⁷

2. 点検・評価

開設後3年間において、専任教員のうち法学部との併任教員を除けば、本法科大学院の責任授業時間数（週あたり6時間＝360分、120分授業3.0コマ）以上の授業負担を負っている専任教員はいない。当然、「週あたり7.5時間（90分授業5コマ）」以

⁴⁷ 授業時間数（コマ数）一覧（2004～2007年度）（資料23）

内にとどまっている。法学部との併任教員は3名いるが、開講予定の授業時間数をもとに点検すると、労働法担当教員（武井）の授業時間数が2005年度週あたり630分、2006年度週あたり630分、民事訴訟法担当教員（西川）の授業時間数が2005年度週あたり480分、2006年度週あたり630分であり、「週あたり7.5時間（90分授業5コマ）」の基準を超えている。しかし、研究科大学院での「空コマ」を除いて計算された、実際の授業時間数は、労働法担当教員（武井）は、2005年度週あたり450分、2006年度週あたり450分であり、また、民事訴訟法担当教員（西川）は、2005年度週あたり390分、2006年度週あたり450分である。いずれの教員も「週あたり7.5時間（90分授業5コマ）」の基準を超えていない。もう1人の併任教員である民法担当教員（吉井）の2006年度の週あたり授業時間数は、450分であり、基準を超えていない。（なお、同教員は、国外留学のため、2004年度、2005年度の法科大学院の授業を担当していない。

本学の専任教員が他大学の非常勤講師を委嘱されることは禁じられてはならず、非常勤講師としての委嘱コマ数に関する制限はこれまではない⁴⁸。本務に支障がない範囲で行うことが各教員の良識に任されている。ただし、出講先とコマ数については、就業規則上、届出義務があり⁴⁹、大学執行部はその把握に努めている。

本報告書作成に際して行った「教員の教育・研究環境に関するアンケート」から、充実した授業の実施に関わる点について摘示しておく⁵⁰。

1回の授業の準備（教材作成も含む）に費やす時間は、平均するとほぼ6時間くらいである。担当科目によっては、1回の授業に12～24時間かける教員もいる。

各担当科目において、15回の授業の場合、レポートをとる回数は、1～3回という教員と4～5回という教員がほぼ半々であるが、科目によっては13回や15回という教員もいる。レポートの処理にかかる時間は、受講者数や評点づけにとどめるか添削までするかによって異なるが（ほぼ半数の教員が、添削まで行っている）、評点づけだけなら3～4時間、添削まですると5～10時間程度である。

本学では、オフィスアワーを授業内容への質問時間として利用しているが、オフ

⁴⁸ 2007年4月より通年2コマまでの制限が課されている。それ以上の場合には、所属長の承認を得なければならないこととなった。「専任教員の兼務について（学部長会申し合わせ）」（資料24）

⁴⁹ 就業規則「第46条 本務以外の業務に従事する者は、大学に届け出て、必要あるものについては許可を受けなければならない。」

⁵⁰ 教員の教育・研究環境に関するアンケート（資料25）

ィスアワーの利用は全般的に低調である。しかし、本学では、学生の自習室やローライブラリーと同じ建物に教員の研究室があるためか、オフィスアワー以外の来室が多く、すべての教員は研究室に在室するかぎり、随時、学生からの質問を受けている。むしろ時間外に来室による質問のほうが多い。また、担当科目に関する質問だけでなく、種々の相談も受けている。1週あたり30分程度の教員と1～2時間程度の教員が半々である。

学生から自主ゼミへの協力を求められる教員もいる(9人)。学生の自学自習を支援するために、時間の許すかぎりどの教員も協力している。

審議会への出席など学外の社会的・公益活動を行っている教員は半数ほどである(8人)。これに関するルールは特になく、今回、調査をして実態を把握したが、授業に影響を及ぼすほどの負担を負う教員はいないことを確認した。今後は、毎年度、教員の同意を条件に、大学の就業規則に基づき、法科大学院としても、つねに実態を把握しているようにしたい。

すべての専任教員は、法科大学院内の委員会の委員になっている。一部の教員はこれを複数兼務し、あるいは全学の委員会の委員を兼務している。どの委員会も、月1回程度で1回1～2時間程度である。

以上のとおり、本学の専任教員は、授業負担以外に学生の学修支援などのために力を注いでいるが、授業の準備に支障を生じているわけではない。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

今後も専任教員の責任授業時間は厳格に遵守したい。

オフィスアワーの利用が低調だが、学生は随時、質問できるので、そのかぎりでは問題視する必要はなかろう。しかし、オフィスアワーの時間設定などに改善の余地がないか検討したい。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

本法科大学院では、教員の教育活動を支援するために、9名の職員が配置されている。

(1) 法科大学院事務課

法科大学院事務課には職員が5名配置されている⁵¹。そのうち、1名が授業で使用する教材・レジユメの印刷・配布を担当している。原則として、該当授業日の1週間前に教材・レジユメを学生に配布しなければならず、そのため、教員は授業の1週間前までに教材・レジユメの原本を担当職員に提出しなければならない。ただし、授業当日であっても、補足的な教材の印刷を依頼することはできる。

(2) 教材作成支援室

教材作成支援室で上記の教材印刷・配布担当職員が、教材の印刷を行っている。ここには、印刷機、パソコン、スキャナー、コピー機等が備えられている。

(3) ローライブラリー

ローライブラリーには、専任のローライブラリアン2名が配置され、学生だけでなく、教員の文献収集にも協力している。また、図書の管理などのために非常勤職員が2名配置されている。

ローライブラリーは、通常、9:00から20:30ないし21:00まで開室されている(曜日により異なる)。利用時間外でも、カギの貸し出しは認められているので、教員は実質的に24時間利用できる。

ローライブラリーには、教員専用のコピー機、文献や判例などのデータベースを利用するためのパソコンが備えられている。また、主要な定期刊行物や図書が備えられている。ここにはない定期刊行物、図書は、大学図書館及び法学部資料室を利用することになるが、研究ではなく授業の準備のためであれば、ほとんどローライブラリーで済む程度に、定期刊行物や図書は十分に整備されている。

⁵¹ 平成18年度法科大学院事務課業務分担表(資料26)

※2006年度

教員総数	職員総数	TAの総数
52	9	0

※「職員総数」には、ローライブラリー専任者2名、派遣2名、及びアルバイト1名を含む。

2. 点検・評価

「教員の教育・研究環境に関するアンケート」において⁵²、授業準備を支援する体制への大きな不満は見られなかった。教材を印刷・配布する職員が他の事務仕事も行っているため、その増員を求める声はあった。一般的なレジュメと資料（判決、評釈など）のみ利用する教員は満足していると思われる。ただし、他の情報媒体も利用しようとする教員には多少もの足りなさがあるようである。

本学では、ティーチング・アシスタントを置いていない。特にこれを求める声もない。ただ、ロールプレイを含むような特殊な科目については必要ではないかとの意見はある。また、レポート添削を手伝うような補助者を求める声はあるが、ティーチング・アシスタントに任せられることかは、検討の余地がある。

授業の準備等の支援体制について大きな不満が見られないのは、責任授業時間数が遵守され、また、学内行政の負担が適度に抑えられているために、比較的授業の準備などに時間をとることができるからであると考えられる。

いずれにせよ、現状以上の支援体制の充実には、予算の問題があるので、難しい面があることは否めない。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

授業で紙媒体以外の情報媒体を利用する（利用したい）教員向けの支援体制を検

⁵² 教員の教育・研究活動に関するアンケート（資料 25）

討したい。また、レポート添削補助者の設置、一般的な講義形態、演習形態とは異なる形態の授業にティーチング・アシスタントを付すべきか否か等についても検討したい。

3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

現在、すべての教員は、授業の準備・授業の実施・授業のフォロー業務や学内行政業務に精力的に取り組んでいる。そのため、法科大学院開設以前と同程度に研究に時間をとることが困難になっている。アンケートをとって確認したわけではないが、学部の講義なら授業の準備には1～2時間程度、演習形式の授業の準備でも4～5時間程度だったのではなかろうか。当然、研究時間が削られることになる。研究業績の発表ペースが落ちていることは、各教員の研究業績一覧を時系列的に辿ればわかるであろう。また、学外の研究会への参加について、授業の準備などがあるからなかなか出席できないとの声も強い。ともあれ、本質的な問題は、研究時間の確保である。

(1) 研究費

個人研究費は年間30万円（特別専任は15万円）、図書費が15万円程度（法科大学院専任教員全体に割り当てられた図書購入費を専任教員数で割った額）で、計45万円程度である。

個人研究費は、図書購入だけでなく、定期刊行物、旅費・宿泊費、文具などの消耗品、パソコンなどの設備・備品など自由に使用できる。額について大きな不満は見られないが、立て替え払いであって、30万円使い切ったら大学に請求するという方式がとられている。クレジットカードによる決済が原則として認められていない点に不満が集中している。

図書費では研究室に備えることができる図書を購入できる。ローライブラリー経由で図書を注文・購入することになるので、立て替え払いではない。

法科大学院共同研究費として50万円がある⁵³。そのほか、法科大学院研究調査旅費（予算額50万円）、学外指導補助費（予算額30万円）、国際交流旅費補助（予

⁵³ 平成18年度教育・研究補助一覧（資料27）

算額100万円)がある。

(2) 研究室

研究室は1人1部屋である。防音が不完全であることや、研究室に備えることができる本棚の数が限定されている点に問題があるが、これは建物の構造的な問題であるから、当面解決は期待できない。

(3) 研究休暇

研究休暇は、制度としてはある⁵⁴。しかしながら、現状を考えると、申請しにくい。学部と違って、研究休暇中の代替教員を確保することが難しいというのが大きな理由である。ただし、本学の授業は半期のものが一般であるから、半年間の研究休暇なら、実現可能性がないわけではない。積み上げ型のカリキュラム、前期と後期の授業科目数のバランスなどを考えると、難しい面はある。

(4) 研究発表媒体

研究成果の発表の場として、法科大学院として独自の紀要を発行していないが、國學院大學法学会が発行する「國學院法学」に研究成果の発表の場を確保している。これまで4名の法科大学院教員が論文を掲載している⁵⁵。

(5) データベース

利用可能なものとしては、インターネットベースでは、TKC「ロー・ライブラリー」、有斐閣「Vpass重要判例検索サービス」「六法全書電子復刻版」、日本評論社「法律時報文献月報検索サービス」「私法判例リマークス」「法学セミナー・ベストコレクション」が利用できる。

また、イントラネットベースでは、第一法規「D1-Law」(判例体系、現行法規、法律判例文献情報、法令履歴)、LIC「LLI法律情報システム」、また、大学図書館のオンラインデータベースを経由して、LexisNexis、Juris Classeur (仏)、Beck-Online (独)を利用することができる。

(6) リサーチ・アシスタント

⁵⁴ 派遣研究員規則細則(資料28)

⁵⁵ 武田誠「『不能犯論』序説―判例の検討に重点を置いて―」(2006年3月『國學院大學法学』第40巻第4号)、中曽根玲子・若林泰伸「商品先物取引制度の法的課題(一)」(2006年7月『國學院法学』第44巻第1号)、吉井啓子「フランス民法典における動物の地位―動物法制に関するアントワヌ報告書」(2006年7月『國學院法学』第44巻第1号)、制限利息超過貸金(いわゆるグレーゾーン金利)をめぐる期限の利益喪失と支払いの任意性―最二判平成18年1月13日民集60巻1号1頁とこれに続く一連の最高裁判決の研究を中心に―(2007年3月『國學院法学』第44巻4号)

リサーチ・アシスタントを置いてはいないが、これを要望する声はとくにない。大型の共同研究の場合は必要であろうが、個人の研究にはあまり必要ではないようである。

2. 点検・評価

研究費、研究室、研究発表媒体、データベース、ローライブラリーについての大きな不満はみられない。とりわけデータベースは充実している。リサーチ・アシスタントを望む声もとくにない。研究休暇については、学部との併任教員が1回(2004年10月～2006年3月)取得している。昨年度の取得はないが、制度的に取得できないわけではない。

研究時間の確保という問題を除けば、教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされているといえる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

研究休暇制度を実効性のあるものとするため、半年間の研究休暇の取得が容易になるように検討したい。その他の点については、現状を維持しつつ、研究費の決済方式など、若干、不満の出ている点の改善に努めたい。

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 法科大学院ブラッシュアップ委員会規程⁵⁶に基づき、法科大学院教員の教育能力ならびに資質の維持向上を目的とする FD 組織として、ブラッシュアップ委員会が設置されている。2004 年度の委員は、今井秀智（実務家・刑事法系）、武井寛（委員長 研究者・民事系）、中川徹也（実務家・民事法系）、福岡英明（研究者・公法系）、2005 年度の委員は、武井寛（委員長）、高内寿夫（研究者・刑事法系）、中川徹也、福岡英明である。2006 年度の委員会は、武田誠（委員長 研究者・刑事法系）、福岡英明、高内寿夫、廣瀬美佳（研究者・民事法系）、中川徹也の 5 名によって構成されている。科目毎、系毎、実務家教員と研究者教員の FD に関しては、組織としては存在しないが、系毎の会議は、日常の講義の準備会などの際に、またたとえば、新司法試験のプレテスト、新司法試験の実施の際に、それに対応してどのような教育を行うべきかについての会議がもたれていた。ブラッシュアップ委員会は、各系から 1 名代表者を出すことによって、そのような系毎で日常的に行われている FD 活動が、集約され得る仕組みとなっている。

(2) 2004 年度、法科大学院 FD 活動の一環として、法科大学院教授会開催に先立ち、東京大学名誉教授である寺崎昌男氏に、「大学・大学院の『授業』を考える」とする講演をお願いした⁵⁷。開催の趣旨は、われわれ法科大学院の教員間に、FD とは何か、さらにその重要性についての共通認識がかならずしも十分ではなかったため、まずはそのことをわれわれ自身が自覚することにあつた。

2005 年度には、ブラッシュアップ委員のみならず全教員が参加する「ブラッシュアップ協議会」が 3 回開催されている。第 1 回では、学生から要望のあつた答案練習を行なうことの是非、新司法試験のプレテストをふまえ、その対応策が論じられている⁵⁸。第 2 回の協議会⁵⁹では、新司法試験のプレテストをめぐって、法

⁵⁶ 法科大学院ブラッシュアップ委員会規程：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

⁵⁷ 寺崎昌男氏講演「大学・大学院の「授業」を考える」レジュメ（資料 29）

⁵⁸ 第 1 回ブラッシュアップ協議会議事録（資料 30）

科大学院での授業のあり方についての討論がなされた。第3回協議会⁶⁰では、学生からあがった予習課題や、レポートの負担があまりにも重い、という声を受けて、われわれの対処如何についての議論がなされた。

2005年12月7日、文部科学省による履行状況調査の実地調査があり、その際に調査官より、ブラッシュアップ委員会の開催について、規程では月2回とされているが、現状は対応できていないとの指摘があり、開催間隔を見直した結果、法科大学院ブラッシュアップ委員会規程を改正し、2006年度より、原則月1回、第2水曜日に開催することとした。

ブラッシュアップ委員会(以下、「委員会」という。)の2006年度の開催回数は8回である⁶¹。

(3) 2006年度の委員会の活動内容は、おもに、「教員の授業の相互見学」と「学生による授業評価」の実施についての事前及び事後処理に関するものであるが、新司法試験に関する分野別検討会ならびに学生への説明会の実施を決定する(第3回)という活動も行なった。

(4) 委員会活動の一環として、「教員の授業の相互見学」を前期では6月12日から6月24日の間に、後期は11月16日から11月30日の間にそれぞれ実施した。授業当日見学教員は、あらかじめ配布されている当該授業のレジュメを持参して授業を見学した。見学後に、各教員は当該見学の「感想」を提出することが義務付けられている⁶²。授業直後に担当教員と見学教員との意見交換が行なわれたケースも存在する。なお、各教員から提出された感想については、法科大学院事務課で取りまとめた後に、教授会で全専任教員に配布している。

(5) 2007年2月5日、委員会の主導によって「第1回授業検討会」を開催した。この検討会では、おもに2006年度前、後期に実施した「学生による授業評価」アンケート結果を踏まえて、われわれの授業の改善のための事前計画案の策定と事後の処理をめぐって意見交換が行なわれた。検討会では、講義科目、演習科目にわたって、多くの論点が提示され、活発な議論がなされた。講義科目については、

⁵⁹ 第1回ブラッシュアップ協議会議事録(資料30)、第2回ブラッシュアップ協議会議事録(資料31)

⁶⁰ 第3回ブラッシュアップ協議会議事録(資料32)

⁶¹ 第1回～第8回ブラッシュアップ委員会議事録(資料33)

⁶² 授業見学に関するアンケート(授業見学後の教員感想)(資料34)

双方向、多方向授業を積極的に推進すべきではないか、学生の予習の成果の確認が行われているか、演習科目については、すべての学生が積極的に授業に臨んでいるか、あらかじめ報告者を決めておくことの是非、配布資料の分量の多さ、等の論点をめぐる意見交換がなされた⁶³。

(6) 非常勤教員との関連では、専任教員との意思疎通が欠け、本法科大学院の教育理念、教育方法等が非常勤教員に伝わらないという懸念に鑑み、毎年、非常勤教員との懇談会を開催している。そこではわれわれの教育理念・方法を共有していただくための懇談を行なっている⁶⁴。

また、学習アドバイザー⁶⁵についても、毎年3月下旬に懇談会を開催し、その年度の反省点を踏まえ、次年度の運営に役立てるようにしている。

(7) 他大学で行なわれているリーガルクリニックの実情の視察を行なった。対象校は、立命館、京都、新潟、鹿児島、名古屋、中京、島根、関西学院、岡山、九州の法科大学院であり、本法科大学院でのリーガルクリニックの実施に際し、有益な知見が得られた⁶⁶。

(8) 法科大学院の教員にとって、研究もまた重要な要素である。十分な研究なくして十分な教育は望めない。そこでFDの一環として、法科大学院・法学部合同研究会を行なっている。すでに2回実施し⁶⁷、第3回以降の報告者も決定している⁶⁸。

2. 点検・評価

本法科大学院では、教育内容、教育方法の改善に向けた組織体制は整備されており、その根拠規程も明確である。また、その組織的取組みも年々充実してきている。しかし、「法科大学院ブラッシュアップ委員会規程」第3条第2項は、4名の委員中

⁶³ 第1回授業検討会記録（資料35）

⁶⁴ 非常勤教員との懇談会記録（2006年11月11日実施）（資料36）

⁶⁵ 6-1-1 1.（10）参照

⁶⁶ リーガルクリニック視察報告書（資料37）

⁶⁷ 第1回は18年6月8日に行われ、「最三小平成18年2月21日・道路通行妨害につき予防請求を認めた事例」をテーマに西谷剛が報告者となり、第2回は18年11月29日、「不能犯について」をテーマに武田誠が報告者となった。

⁶⁸ 次回の報告者は嘉門優（法学部）、次々回以降は廣瀬美佳（法科大学院）、高橋信行（法学部）、高内寿夫（法科大学院）が予定されている。

2名は実務家教員であることを要求しているが、実務家教員の負担の公平さを考慮せざるを得ず、2005年度以降は1名しか配し得ていない。ただし、2006年度は、FD活動を重視するという観点から、委員を1名増員している。

本法科大学院は「トライアル評価」を受けた際に、不十分な点のひとつとして、FD活動の不備を指摘されている。1. 現状の項で記載したように、設立当初においてはその指摘ももっともであった。2005年度においては、なお、授業準備等に追われたこともあり、必ずしもFD活動を十分に推進できたわけではなかった。われわれは、2006年度からは、その欠陥を少しでも是正するための努力を行ってきたつもりである。研究者教員は、ややもすれば、唯我独尊に陥りやすく、特に教授内容や教授方法について、他人からの容喙を嫌う傾向が強かった。教授会内部でも、いやそれ以前にブラッシュアップ委員会内部においても、他人の教授内容や教授方法についてどこまで口出しが可能かという議論は激しく行われた。また、授業見学後に見学教員が提出するアンケート用紙において、どこまで踏み込んで書けるのか、また、書いてよいのか、をめぐっての議論も存在した。しかし、現時点では、かなり率直な指摘もなされるようになり、これまで問題視された諸点は克服されつつあるようにも思われる。その意味で、各教員は他の教員から指摘された自己の欠点について、自覚し、かつ改善する方向を模索しつつあると感じている。このように、教授会、授業見学等を通じて全教員がFD活動に参加しており、その参加度は十分である。本法科大学院のFD活動は、着実にその効果を上げてきていると評価することができよう。

なお、日弁連法務研究財団認証評価員として、本法科大学院から6名（研究者3名、実務家3名）が活動している。これもまた本法科大学院のFD活動の充実に資するものといえよう。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

授業検討会は、先述のように、まだ1回の開催を見たばかりである。第1回の検討会では検討すべき論点はいくつか提示されたが、その実質的な検討は2回目以後の検討会に委ねられている。ちなみに、授業検討会は、2007年5月23日（水）の教授会前に開催する予定である。ブラッシュアップ委員会、検討会において、お互い忌憚のない意見交換を行い、よりよい授業の実現を目指す所存である。

また、司法研修所研修や各種シンポジウムに多くの教員が出席していたが、教授会における出席者による簡単な報告が行われるのみで、十分にその成果を組織として共有してこなかった。この点については、2006年度の後半から、教授会においてより詳細な報告を行い、具体的にそれをFD活動につなげるようにしてきているが、今後もこの方針を維持するつもりである。

4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 学生による授業評価アンケートを前、後期末にそれぞれ1回実施してきている。アンケート調査は無記名での実施である⁶⁹。「学生による授業評価」アンケートでは、まず、授業の難易度及び量、授業方法、授業教材、宿題、予習・復習、授業に対する満足度という質問項目を掲げ、それぞれ5段階での評価を求めている。さらに自由記述欄を設け、学生に自由に意見を書かせることにしている。集められたアンケートは法科大学院事務課がデジタル化したうえで、ブラッシュアップ委員会が検討し、自由記述欄の内容についても、教員の誹謗中傷にあたらなにかぎり、そのまま教授会において全教員に配布している。ここで各教員に配布されているのは、単に当該教員に対するアンケート調査結果だけではなく、全教員に対する調査結果である。なお、2005年度前期分までは学生に対する開示は行われていなかった。2005年度後期分からについては、2006年度の第1回(4月26日)ブラッシュアップ委員会での議論に基づき、各担当教員が、アンケート調査で示されている学生の質問や提案に対し、自らの見解と改善策をコメントとして付記して学生に配布する、という対応⁷⁰をとることにした。その理由は、学生間に、「言ったところで何の反応もない」、あるいは「なにも変わらない」という不満に対応するためでもあるが、むしろ、学生による授業評価、それを受けての教員によるコメントの作成という一連の過程を通じて、われわれ教員が教育内容や方法の改善を自覚的に追求するというFD本来の機能を果たすことを企図したからである。

なお、従来、授業評価アンケートの回収率は、必ずしも芳しくなかった。それは、アンケート用紙を授業後に配布し、学生に法科大学院事務課前の回収箱のなかに入れさせるという回収方法を採用していたためである。2006年度後期から、

⁶⁹ 回収率については、学生による授業評価アンケート集計結果(2006年度前期・後期)参照

⁷⁰ 学生による授業評価アンケート集計結果(2006年度前期・後期)参照

アンケート用紙を学期の最終授業終了時に配布して、その場でアンケート用紙に記入させ、学生に取りまとめさせて一括して集めるという方法を採用することにより、回収率のアップを図った。

(2) 各教員が個人的に受けた学生の質問や提案に対しては、当該教員や、場合によっては学習委員会が対応していた。そして、2006年度に、学生との懇談会の必要性を認識し、学生の質問や提案に組織的に対応することを目的として、「学生との懇談会」を実施した。便宜上、各学年、日時を分けて設定した。1年次生は2006年5月10日、2年次生は4月26日、3年次生は4月26日である⁷¹。2年次生、3年次生との懇談会では、出席学生の数が非常に少なかったものの、学生の質問や注文に対して丁寧に対応した。1年次生との懇談会では約40名の学生が出席し、学生から、率直な質問や提案がなされ、出席した教員との間で教育内容や教育方法をめぐって活発な議論が展開された。そこで提起された疑問や質問には、かねてからわれわれの耳に直接、間接に入ってきていたものもあり、それらに対して、直接、教員が公開の場所で返答するという機会をもてたことは、大きな意義があったのではないかと思われる。当日、院長から1年次生に対し、学生による自学自習が基本であるという法科大学院での勉強の仕方についてのメッセージをあらためて伝えることができたのも意義深かったと考えている。

(3) 2007年3月9日に、新年度を迎えるにあたっての「個別履修相談」を新2年次生、新3年次生を対象に行った。対応した教員は7名である⁷²。本相談は、各学生に割り当てられた面談の時間が約10分と比較的少なかったが、次年度の履修についての相談のみならず、それ以外の相談にもものってもらえたこと、また教員との会話の機会がもてたことがよかったとの学生の意見もあり⁷³、有意義であったと評価している。

この個別履修相談の結果に関しては、第2回「授業検討会」での資料として提供され、これに基づいて議論されることとしている。

2. 点検・評価

⁷¹ それぞれの懇談会に出席した教員ならびに学生については、懇談会記録参照（資料38）

⁷² 個別履修相談（教員用資料、学生に告知した配布資料）（資料39）

⁷³ すべての学生が自発的、積極的に教員にアプローチしうるわけではない。これらの学生にとっては、制度的ないしは強制的に教員と話す機会が設けられたことが有意義に感じられたのであろう。

教育内容、方法についての学生による授業評価を把握し、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みは、「学生による授業評価アンケート」の実施、それにつづく「教員によるコメント」の配布という一連の手続きによって実施されていると、われわれは考えている。さらに、「学生との懇談会」及び「個別履修相談」が行われたことともあわせて、制度としての対策は講じられているといえよう。後はさらに、目的である、教育内容、教育方法の改善に向けての更なる実質的努力が要求されよう。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

第2回「学生との懇談会」、さらに第2回「授業検討会」は2007年度5月に開催される。この試みをより充実させること等をも通じて、改善に向けての努力を続ける所存である。

5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

1. 現状

本法科大学院では、2004年開設当初のカリキュラム（以下、「04カリキュラム」という。）の施行状況や、トライアル評価での指摘を踏まえ、これを改定し、2005年4月より施行する（2004年度入学者にも遡及）旨、文部科学省に届け出た⁷⁴。ここでは改定後のカリキュラム（以下、「05カリキュラム」という。）の標準コースに即して記述する。

本法科大学院では、「法律基本科目から58単位」、「法律実務基礎科目から12単位」（リーガルクリニック上級を選択した場合は16単位）、「基礎法学・隣接科目から4単位」、「展開・先端科目から20単位」（リーガルクリニック上級を選択した場合は16単位）の合計94単位以上を修得することを修了要件としている⁷⁵。

具体的な科目の開設状況は以下のとおりである。なお、詳細は学生便覧に記載されている⁷⁶。

法律基本科目は、履修基準年度1年次の科目が12科目（28単位）、同2年次の科目が9科目（20単位）、同3年次の科目が4科目（10単位）である。法律基本科目はすべて必修である。

法律実務基礎科目は、履修基準年度1年次の科目が2科目（4単位）、同2年次の科目が4科目（8単位）、同3年次の科目が1科目（4単位）開設されている。このうち、1・2年次の科目（6科目12単位）は必修であり、3年次の科目「リーガルクリニック（上級）」は選択である。

基礎法学・隣接科目は、履修基準年度1年次の科目がなく、同2年次の科目が3科目

⁷⁴ 学則の一部変更について（2005年3月30日文部科学省届出）（資料40）

⁷⁵ 短縮コースの学生の修了要件単位数は66単位である（國學院大學履修規程第4条第3項参照）。なお、同規程第4条第4項において「短縮コースに入学する法学既修者については、別表第1において1年次に配当されている必修科目の授業科目のうち、「法曹倫理」及び「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」を除くすべての授業科目を、本法科大学院において履修し合計28単位を修得したものとみなす。」としている。

⁷⁶ 2006年度版「学生便覧」参照。なお、本法科大学院のカリキュラムにおける科目群の呼称は、「法律基礎科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」であるが、本報告書においては、一般の呼称に合わせ、前二者を「法律基本科目」及び「法律実務基礎科目」と呼び変えて記述する。

(6単位)、同3年次の科目が2科目(4単位)開設されている。このうち、2科目(4単位)を修得することが修了要件である。

展開・先端科目は、履修基準年度1年次の科目が1科目(2単位)、同2年次の科目が10科目(20単位)、同3年次の科目が10科目(20単位)開設されている。法律実務基礎科目の「リーガルクリニック(上級)」を選択しない場合、このうち10科目(20単位)を修得することが修了要件である。また、展開・先端科目(21科目42単位)は、「まちづくり」科目群6科目(12単位)、「生活者」科目群7科目(14単位)、「法人活動」科目群8科目(16単位)に分けられ、各科目群につき最低1科目(2単位)を修得することが修了要件である。これは専門知識の偏りを避けつつ、法曹としての得意分野をもつことができるようにとの配慮からである。

学生の履修状況(科目群別履修単位数の平均) ※2006年度(前期・後期)

科目群	合計履修単位数	1年	2年	3年	全体の平均
法律基本科目群	2,578	27.96	17.37	10.3	19.83
法律実務基礎科目群	536	3.96	6.79	1.62	4.12
基礎法学・隣接科目群	178	0.0	2.05	2.70	1.36
展開・先端科目群	786	1.56	7.26	11.46	6.05

2. 点検・評価

法律基本科目は、すべて必修科目であるが、修了要件単位94のうち58にとどめられているので、法律基本科目とそれ以外の科目群とのバランスはとれていると考える。なお、「家族法」及び「手形・小切手法」は、法律基本科目ではなく、展開・先端科目に含まれている。開設当初、展開・先端科目はすべて3年次に設置され、「家族法」も財産法の履修を前提とした高度な内容の授業を考えていた。そのため、「家族法」を展開・先端科目に含めたわけである。しかし、教育効果の観点から、展開・先端科目21科目中、10科目を2年次に下ろし、「家族法」は1年次に下ろした。「家族法」は身近な問題を扱うので初学者にとっては法律学への導入科目にふさわしいと考えたからであるが、これにより「家族法」は展開・先端科目というよりも法律基本科目の性格が強くなったともいえる。仮に、「家族法」2単位を法律基本科目に

算入しても、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で34単位履修しなければならないこととなる。法律基本科目の単位数は60単位（修了要件単位94の63.9%）にとどまる。また、手形取引の重要性の低下に鑑み、「手形・小切手法」は法律基本科目とはしなかった。「地域」に生きる法曹のうち、法人活動に関心をもつ者にとっては、「手形・小切手法」は必須のものと考えられるが、全学生にとっての必修科目である法律基本科目としては相応しくないものと考えたからである。

法律実務基礎科目の修了要件は、6科目12単位であり、さらに、意欲のある学生は、「リーガルクリニック（上級）」を選択できるので（この場合は7科目16単位）、法律実務基礎科目の重要性は十分考慮されている。なお、「リーガルクリニック（初級）」への導入のために、1年次春季休暇中に「プレリーガルクリニック」を任意参加で実施した⁷⁷。

基礎法学・隣接科目の修了要件は、2科目4単位であり、基準を満たしている。

展開・先端科目の修了要件は、10科目20単位（「リーガルクリニック（上級）」を選択した場合、8科目16単位）であり、細分化しつつある各法分野について、比較的広く学習することができる。しかしながら、小規模校なので開講科目に限りがある面は否めない。

以上のように、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の全てにわたって科目を開設している。また、各科目群ごとに修了要件単位数が定められ、そのバランスもとれている。学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることはなく、履修状況を見ても問題はなく、適切であると考えられる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

⁷⁷ プレリーガルクリニック受講者数 10 名。

本法科大学院では、上記のカリキュラムをさらに改善した07カリキュラムを2007年度入学生から施行している（学生の不利益とならない限りで、在学生にも遡及）⁷⁸。これにより修了要件単位数は2単位増え、96単位となった。法律基本科目は、公法系5科目12単位、民法法系13科目30単位、刑法法系が6科目16単位必修、発展科目3科目中1科目2単位が選択必修となっており、その修了要件は25科目60単位（2単位増）である。法律実務基礎科目のうち必修の6科目12単位は従来どおりとし、選択科目を「リーガルクリニック（上級）」以外に3科目新設した。すなわち、「エクスターンシップ」（1単位）、「プレリーガルクリニック」（1単位）、「リーガルクリニック（上級・刑事）」（2単位）である。基礎法学・隣接科目に変更はない。展開・先端科目の修了要件も10科目20単位で変更はないが（法律実務基礎科目の選択科目を修得すれば、その分、少なくなる）、選択しうる科目を増やした。すなわち、「刑事政策」（2単位）、「国際法」（2単位）などである。各科目群間のバランスはほぼ変わっていない。各科目群間のバランスを変えず、学生の選択の余地を拡げたわけである。なお、07カリキュラムにおいて、展開・先端科目の家族法を仮に法律基本科目に算入しても、法律基本科目の単位数は62単位であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の合計で34単位を履修しなければならないカリキュラムとなっている。

⁷⁸ 2007年度版「学生便覧」参照

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

(1) 概要

本法科大学院は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成を目指している。また、どのようなタイプの法曹であれ、法曹としての専門知識・能力は共通の基盤をもつ。このような観点から、本法科大学院では、法律基本科目を25科目、法律実務基礎科目を7科目、基礎法学・隣接科目を5科目、展開・先端科目を21科目開設している。このうち展開・先端科目は、学生が目指す法曹のタイプに応じて、「まちづくり」科目群6科目、「生活者」科目群7科目、「法人活動」科目群8科目の3つの分野に分けられている⁷⁹。

(2) 授業科目の体系性

ア 基本的コンセプトと05カリキュラムにおける部分改定

本学のカリキュラムは、法曹としての基礎体力を着実につけるため、反復・積み上げ型の科目編成をとっている。このことは、とりわけ法律基本科目及び法律実務基礎科目について顕著であるが、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても当てはまる。

先述のとおり、開設当初の04カリキュラムの施行状況やトライアル評価での指摘を踏まえて改定し、2005年4月より05カリキュラムを施行した。変更部分及び変更理由は、以下のとおりである。①「刑法Ⅰ」4単位、「刑法Ⅱ」4単位及び「刑事訴訟法」2単位としていたが、その内容と分量を訴訟実務の重要性の観点から見直し、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」については各3単位に変更し、教育効果の観点から、総論を扱う「刑法Ⅰ」を1年次後期、各論を扱う「刑法Ⅱ」を1年次前期に配当した。「刑事訴訟法」については、これを「刑事訴訟法Ⅰ」2単位、「刑事訴訟法Ⅱ」2単位に分割し、Ⅰを1年次前期、Ⅱを1年次後期に配当した。②「リサーチ・アンド・ライティング」4単位を、教育効果の観点から適切な時

⁷⁹ 2006年度「学生便覧」133頁以下参照

期に担当するために、「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」（リーガル・リサーチを内容とする）、「リサーチ・アンド・ライティングⅡ」（リーガル・ライティングを内容とする）各2単位に分割し、年次配当をⅠについては1年次前期、Ⅱについては2年次前期に変更した。③「会社法」について、1年次前期に担当されていたが、教育効果の観点から、民法履修後の2年次前期に変更した。④演習科目（「総合演習」を除く）をすべて2年次に担当していたが、3年次における法律基本科目の履修機会を増やすために、「公法演習Ⅱ（司法審査制）」、「民事法演習Ⅴ（実体法・手続法統合演習）」及び「刑事法演習Ⅲ（実体法・手続法統合演習）」についてはそれぞれ3年次前期に担当した。⑤基礎法学・隣接科目群の科目についてはすべて2年次に担当していたが、一部を3年次配当とし、展開・先端科目群についてはすべて3年次に担当していたが、一部を1年次及び2年次に担当することで、必修科目及び他の展開・先端科目群等の科目との連関を深め、より系統的・体系的に学ばせることで、教育効果を高めるとともに、本学の特色をより明確にした。

イ 1年次科目

法律基本科目では、法曹の基礎体力となるべき知識と理論とを正確に身につけるとともに、法的な思考力の体得を図っている。教育効果の観点から、1クラス50名を基準としている。法律基本科目中、「公法Ⅰ（統治構造論の基礎）」、「公法Ⅱ（人権論の基礎）」、「民法Ⅰ（契約法Ⅰ）」、「民法Ⅱ（契約法Ⅱ）」、「民法Ⅲ（不法行為法）」、「民法Ⅳ（不動産法）」、「民法Ⅴ（担保法）」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「民事訴訟法」を1年次に担当した。ともに契約法を扱う「民法Ⅰ」と「民法Ⅱ」と並行開講せず、民法Ⅰを前期の前半に、民法Ⅱを前期の後半に開講し、積み上げ型の効果を狙い、刑法は比較的馴染みやすい各論から開講した。法律実務基礎科目では、リーガル・リサーチを扱う「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」は前期に、「法曹倫理」は後期に、それぞれ担当した。展開・先端科目では、「家族法」を前期に担当し、1年次から展開・先端科目に触れられるよう配慮した。

ウ 2年次科目

法律基本科目では、演習科目が中心となり、1年次で学んだ基礎知識と理論とを有機的に結合し、より具体的な事例を通して、法的分析力・思考力を高める

ことを図っている。教育効果の観点から、1学年（定員50人）を2クラスに分け、1クラスごと2名の教員（原則的に研究者教員と実務家教員のペア）が指導している。法律実務基礎科目では、前期に、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」を配し、また、後期にはリーガル・ライティングを扱う「リサーチ・アンド・ライティングⅡ」が配当されている。シミュレーション型の臨床法学教育を行う「リーガルクリニック（初級）」への円滑な導入を図っている。基礎法学・隣接科目では5科目中3科目を配当し、展開・先端科目では21科目中10科目を配当した。「地方自治法」を2年次に配し、発展的な「地方自治」、「自治体政策法務」をともに3年次に配するなど、教育効果の観点から工夫した。

エ 3年次科目

法律基本科目では、実体法と手続法とを統合した「民事法演習Ⅴ」及び「刑事法演習Ⅲ」とを配当している。これは、担当実務家教員が扱ったケースをモディファイした事例や判例を素材に作成し設例を検討することを通して、実体法と手続法とが交錯する実務に対応しうる能力を養成しようとするものである。また、公法系・民事系・刑事系の3名の教員が指導する「総合演習」が配当され、一つの問題が様々な観点から検討される。

法律実務基礎科目では、選択科目として、現場での臨床教育を行う「リーガルクリニック（上級）」が配当されている。

基礎法学・隣接科目では5科目中2科目が配当され、展開・先端科目では21科目中10科目が配当されている。これらの科目を工夫して選択することにより、学生は法曹としての得意と、より高度の専門知識をもつことができる。

(3) 授業科目の適切性

本法科大学院の教育理念は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成であり、そのために展開・先端科目を3つの分野に分け、「まちづくり」科目群6科目、「生活者」科目群7科目、「法人活動」科目群8科目を開設している。また、「まち」に生きるよき法曹の養成のため臨床法学教育を充実させている。

2. 点検・評価

授業科目は、体系的かつ適切に開設され、時間割上も学生の履修に支障を来す点はない⁸⁰と考える。開講時のシラバス作成に際し、関連する科目間での内容の調整を行っている。ただし、「総合演習」については、当初の理念どおりには運営できなかった。実際には、担当する3名の教員の専門分野のテーマの提示にとどまり、3分野の総合が必ずしも十分になされなかった。そのため、07カリキュラムでは、「総合演習」を廃して「応用演習」を開設することとした。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

07カリキュラムでは⁸¹、法律基本科目の「総合演習」を廃し、公法系・民事系・刑事系の各「応用演習」に再編した。各担当教員がそれぞれの専門分野のテーマをより縦深的かつ横断的に検討することにより、「総合演習」の理念を生かすことが目指されている。

法律実務基礎科目をさらに充実させるものとして「リーガルクリニック（上級・刑事）」のほか、従来、任意の形で行われていた「プレリーガルクリニック」と企業法務部等への「エクスターンシップ」の2科目を新設した。展開・先端科目については、「少年保護論」を廃し「少年法」、「刑事政策」を新設し、国際的視野をもつ法曹養成のため「国際法」、「国際私法」（平成20年開講予定）を新設した。また、従来の「環境法」を「環境政策」と「環境法」に、「労働法」を「労働保護法」と「労働争訟法」に分割し、特に複雑多様化しつつある法分野に対応した。小規模校なので、選択科目の充実には限度はあるが、新たな法分野に対応した科目の増設をできるだけ図りたい。

⁸⁰ 2006年度時間割表（前期・後期）（資料41）

⁸¹ 2007年度版「学生便覧」151頁以下参照

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

科目名は「法曹倫理」であり、2単位、必修科目である。教科書として、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任（上・下）』（現代人文社）を使用している。授業は、「法曹の役割・法曹の社会的責任」に1回、「弁護士倫理」に10回、「検察官の倫理」に2回、「裁判官の倫理」に2回あてられている。授業は、予め提示された具体的な課題について、教員とのディスカッション、学生相互間のディスカッションを通じて行われ、あるべき法曹のあり方が考察されている⁸²。

2. 点検・評価

法曹倫理が必修科目として開設され、双方向・多方向の授業が行われている。学生は毎回、具体的な課題について配布された資料を読み、考えをまとめて受講することが求められており、レポートの事前提出が求められることもある。法曹一元の理念に基づき、また、受講者の大多数が弁護士志望であることから、弁護士倫理に重点が置かれている。あるべき司法制度を追求していく上で、あるべき検察官像・裁判官像の検討が必須であるので、検察官・裁判官の倫理についても授業が行われている。

法曹倫理の教育は、「法曹倫理」という授業のみで完結するものではない。臨床法学教育の授業のなかで、より実践的な場面において法曹倫理の問題が取り上げられている。

3. 自己評定

合

⁸² 2006年度版「学生便覧」67～68頁参照

4. 改善計画

開設当初、「法曹倫理」は1年次前期に担当されていたが、事例を理解するためには必要最小限度の法的知識が必要であるなどの問題もあり、06カリキュラムにおいては、1年次後期に担当されている。07新カリキュラムでも、「法曹倫理」は1年次後期に担当されている。「法曹倫理」をどの段階で教えるべきかは、教育効果の観点から難しい問題を含んでいる。本学では、臨床法学教育との関連から法曹倫理を1年次に開講している。

また、臨床法学教育に関わる授業でも法曹倫理の問題は適時、取り上げられているが、より有機的に両者を結びつける教育方法について検討したい。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

学生が適切に履修科目を選択することができるようにするため本学では以下のような取り組みを行っている。

まず、新生生に対しては、毎年、入学前の3月下旬に2日間に渡り、1年次の前期に履修する科目に関するガイダンス（「導入授業」と称す。）を実施している。各科目25分または50分で具体的な学習内容と到達目標、隣接科目との相互関係、使用教科書や全般的な参考文献の紹介、学習方法、成績評価の方式などについて担当教員が説明している。同時期、在學生に対しても、まったく同じやり方で2年次ないし3年次の前期に履修する科目についてガイダンス（導入授業）を実施している。同様に、後期授業開始前（9月中）に、各年次の後期に履修する科目に関するガイダンス（導入授業）をまったく同じやり方で実施している。やむをえない理由で欠席した学生のために、ビデオで録画し、後日、視聴させている。

新年度直前に実施しているガイダンス（導入授業）の際には、新年度の「学生便覧」中のシラバス部分を配布している。「学生便覧」には、開講されている全科目について、各科目の内容・目的、成績評価の方式、教科書、参考文献に1頁、1回ごとの授業計画に1頁が割かれている。学生便覧には、カリキュラムの一覧表、カリキュラムの概要、履修に関するルールと履修登録方法、進級・修了要件などが丁寧に記載されている。なお、不明な点や相談があれば、事務課員及び教務委員が対応している。

本学が目指す法曹像は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹であり、この理念は学生も共有していると考えられる。この理念は、入学案内パンフレットにも明示してあり、各種入学説明会でも繰り返し強調して説明している。また、本学の理念を理解していただいた上で、入学式の際に学外の法曹に講演をお願いしている。この講演会には、在學生・修了者も希望すれば参加でき、学生が自己

の目指す法曹像をより具体的に描くための一助としている⁸³。

ところで、本法科大学院が掲げる理念は、よき法曹への導きの糸にすぎない。学生には、それぞれの得意分野をもつことで、この理念を自らの意思で具体化することが求められている。本法科大学院では、そのため、コース制や履修モデルの提示は特に行ってはいないが、展開・先端科目を「まちづくり」科目群、「生活者」科目群、「法人活動」科目群に分けることによって、緩やかではあるが一定のモデルを示している。もっとも、学生の自主性を尊重するとしても、学生が目指すべき法曹像を描き、そのためにどのような科目を学習すべきかについて助言する必要がある。そのために、2006年5月に各学年ごとの懇談会を開催し、また、2007年3月に2・3年次生を対象に学生ごとの個別履修相談を実施した。

2. 点検・評価

科目履修にあたり、学生に選択の余地があるのは、法律実務基礎科目中の「リーガルクリニック（上級）」を履修するか否か、基礎法学・隣接科目5科目から2科目どれを選ぶか、展開・先端科目21科目から10科目どれを選ぶか（「リーガルクリニック（上級）」を履修すれば8科目）についてである。2007年3月の個別履修相談の結果をみると、「目指す法曹」とのかかわりでどの科目を選択履修すべきか迷っているとの声はあまり聞かれなかった。むしろ、司法試験での選択科目としてどれをとるべきかという質問のほうが多かったように思われる。このような現状からすると、個々の学生が自分が目指す法曹像を描くための助言をさらに適切に行う必要がある。この点は、オフィスアワーなどで、とりわけ実務家教員がこの種の相談に応じてきたところではあるが。

また、司法試験の科目でもなく、負担が軽いとはいえないリーガルクリニック上級の履修者が高い割合でいることは注目に値する⁸⁴。なお、2006年度の法理学のみ履修者がいなかったが、このような場合でも、学生に履修を強制することはない。

3. 自己評定

⁸³ 入学式記念講演者一覧（資料42）

⁸⁴ 2005～2007年度履修者数（資料43）

B

4. 改善計画

05カリキュラムでは、展開・先端科目の各科目群から1科目2単位ずつ履修することが求められていたが、07カリキュラムでは、このような制約をはずした。その理由は、学生の自主性を尊重して、学生自身が思い描く法曹像により適合的な選択科目の履修ができるように配慮したためである。

前期及び後期の授業開始前に実施しているガイダンス（導入授業）に学外の非常勤教員がすべて参加できているわけではない。非常勤教員の都合もあり、時間的制約もあるので、難しい面がある。現在、対応を検討中であるが、シラバスの充実あるいはビデオによる代用などを考えている。また、「目指す法曹像」を学生が描くための助言制度、たとえば、教員1名が学生10名程度を3年間受け持ち、担当する学生に指導・助言を行う制度（担任制度）や、地域で活躍している弁護士等による講演会の実施などが考えられる。さらには、半期ごとの個別履修相談時に、前学期で選択履修した科目が自身の思い描く法曹像の形成に役立ったかどうかを、学生に考えさせるようにしたい。

5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

1年間に履修登録できる単位数の上限は、標準コースでは、1年次34単位、2年次36単位、3年次44単位であり、短縮コースでは、1年次36単位、2年次44単位である。

1単位の授業時間数については、「半期で、1週間の授業時間数1時間について、これを1単位とする」としている⁸⁵。なお、1時間は60分である。

2006年度の休講に対する補講を実施した科目及び時間数は、前期9科目11回（1回2時間）、後期12科目18回（1回2時間）であり、所定の授業回数を超過した補習が例外的に1科目1回（1回2時間）あった⁸⁶。

また、2006年度においては、「法学未修者向けの補習講義」（民法）を3回（1回2時間）実施し、春季入試で入学したほんとうの初学者が授業になじめるよう指導した。学生の参加は自由とした⁸⁷。

本法科大学院では、選択科目についてのみ、シラバスの内容を実際に授業を受けて確認してから履修するか否かを決定することを認めている。そのため学生は、最終的な履修科目より2科目4単位分多く「仮履修登録」することができる。ただし、後期の履修登録においては、年次別制限履修単位数を超えた部分を所定の期間内に取り消さないと、履修が無効になるとしている（実際上は、インターネットから各自が履修登録する際、必要以上に登録をしようとするとう登録作業が先に進まず履修登録が完了できない状態となる）。前期の履修登録には必要性がないためこの制約はないが、時間割上、選択科目は前期と後期にバランスをとって配当しているので、前期ないし後期に選択科目の履修が偏るということはない。

2. 点検・評価

⁸⁵ 大学設置基準第21条第2項参照

⁸⁶ 2006年度補講時間割表（前期・後期）（資料44）

⁸⁷ 2006年度補習講義日程表（資料45）

1年間に履修登録できる単位数の上限は、標準コースでは、1年次34単位、2年次36単位、3年次44単位であり、短縮コースでは、1年次36単位、2年次44単位である。したがって、基準を満たしている。

学生の予習・復習及び自学自習の時間が確保されるように、履修科目登録ルールが適切に定められ、遵守されている。

2006年度において、所定の授業回数を行わなかった科目はなかった。

休講に対する補講については、各学期の最終授業日と期末試験開始日の間に補講期間を4日間設けているので、通常の学生の学習に支障はないと考える。

専任教員の休講は、本人の体調不良や公的機関関係の出張によるものであり、やむをえないものとする。兼任教員の休講には、休祭日の講義を、学期末に他の曜日に振り替えて補充したため、本務と重なったことによる休講も含まれる。所定の授業回数を超過した補習が、やむをえず「会社法」で1回行われた。

ほんとうの初学者のための補習授業は、通常の授業に影響がない範囲で実施している。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

兼任教員の授業では、休祭日の講義分を学期末に他の曜日に振り替えたことにより本務と重なって休講せざるを得ない場合があったので、2007年度から学年暦を改定し、必要に応じて休祭日にも授業を行い、学期末に他の曜日に振り替えないようにした⁸⁸。

⁸⁸ 2007年度学年暦（資料46）

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

(1) 適切なシラバスの事前の適切な提供

2006年度、2007年度のシラバスについては「学生便覧」の通りである⁸⁹。

本法科大学院では統一フォームを用意し、①科目の目的・内容、②成績評価の方法・基準、③教科書・参考文献、④各回の授業計画を明確にしている。とくに、授業計画は、各回の授業において何を学習するのかを明示することとし、学生が科目全体におけるその回の授業の位置付けを把握できるように配慮している。

また、シラバスは國學院大學のホームページから随時学生が閲覧することもできる。

シラバスは新年度前の3月下旬に大学ホームページにおいて学生が閲覧できる状態にされており、シラバスをまとめた学生便覧は4月授業開始前までに学生に配布されている。

(2) 適切なレジュメ・資料の事前配布

ア 授業では、毎回、教員が自ら作成したレジュメ及び資料が事前に配布されている。配布されたレジュメ・資料はすべてデジタル化されているので、資料を参照していただきたい⁹⁰。

レジュメ・資料は前回の授業の際に学生に配布するか、遅くとも1週間前には3階資料配布棚に置き、授業の際に配布できなかった場合や、学生が欠席した場合などにも、学生がそこから得られるように配慮している。

また、授業のレジュメ・資料の配布に、國學院大學共通の学修支援システム(K-SMAPY)を活用している教員も多い⁹¹。これはネットワーク上で、シラバス、教材、課題の閲覧・提出などが行えるもので、レジュメ・資料のうちデジタル化できるものについては、紙媒体で配布すると同時に、K-SMAPY から学生が直

⁸⁹ 2006年度版「学生便覧」、2007年度版「学生便覧」参照

⁹⁰ 2006年度教材配布リスト(資料47)。

⁹¹ 2007年4月30日現在15名(前期開講科目担当者)

接ダウンロードできるように配慮している。

イ 各教員の授業準備に関する工夫については、教員個人調書を参照していただきたい。

共通して見られる工夫を以下に列挙する。

まず、レジュメ・資料は授業の2週間または1週間前に配布し、学生が十分な予習、復習を行えるようにしている。

講義科目については、レジュメに、その回の授業の重要ポイント・予習すべき事項を明記し、学生が焦点を絞って学習できるようにしている。また、レジュメに教科書を的確に読み込むための質問を置いて、教科書のポイントを把握させながら予習を効果的に行えるよう配慮している場合もある。

演習科目では、判例や既製の事例集によるのではなく、それぞれの教員が工夫をして独自の事例問題を作成している場合が多い。その中には、実務家として体験した事案に基づいて作成している場合（「民事法演習Ⅴ（実体法・手続法統合演習）」）、判例を基にしながらも相応の修正を加えて独自の事例問題を作成する場合（「民事法演習Ⅱ（民法応用事例演習）」、「民事法演習Ⅲ（会社法）」、「刑事法演習Ⅱ（刑事訴訟法）」）、訴訟手続の流れを理解させる目的で、原資料（訴状、答弁書、判決書など）を基にしたものを使用する場合（「民事法演習Ⅳ（民事訴訟法）」）などがある。

ウ すべての授業において「学生による授業評価」を実施しているが、この中で、「レジュメ・使用教材は、授業の内容を理解するにあたり有益でしたか。」という項目を置いている⁹²。この点の学生評価は科目ごとにばらつきはあるが、全体としての評点は5段階評価のB「おおむね有益」であり比較的良好である。自由記載欄においては、レジュメが分かりやすいという指摘が多かったが、問題点として、配布物の量が多過ぎる、レジュメの水準が高すぎる、レジュメで課す予習の量と授業で扱う量がアンバランスである、設問が明確でない、などの指摘があった。

（3）シラバスと実際の授業との乖離

授業はおおむねシラバスに従って進められているが、例外的に、学生の理解度

⁹² 学生による授業評価アンケート集計結果（2006年度前期・後期）参照

や法改正に伴いその内容が修正される場合がある。また、シラバスどおりには授業が進行しない場合もあるが、最終的にはシラバスにおいて約束された内容の授業が行われている。いずれにせよ、シラバスの変更に際しては、学生に変更の理由とその効果について十分に説明するように心がけている。

また、前期と後期それぞれに、教員による授業見学が実施されており、その際、授業がシラバスどおりであるかについても確認される⁹³。

2. 点検・評価

シラバスはおおむね効果的な授業準備のため有効な事項が記載されているものといえる。

次に、シラバスは3月下旬に行われる導入授業及び個別履修相談時に配布されているが、学生が翌年度の履修計画をたてるうえでは、いまして早い時期に学生に配布するようにする必要があるだろう。

各授業におけるレジュメ・資料の準備は各教員が様々な工夫をしており、おおむね学生が授業を効果的に履修できるように配慮されていると評価できる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

「学生による授業評価」アンケートにおいて指摘されている点については各教員が分析・改善を図るだけでなく、ブラッシュアップ委員会及び教授会において、組織的に点検して行くことが必要である。2006年度には授業検討会を1回開催しているが、こうした努力を今後も継続するつもりである。

⁹³ 授業見学の実施状況、見学後の感想（2006年度）参照

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

(1) 法曹養成に相応しい授業についての認識

本法科大学院が養成を目指す法曹像を踏まえ、授業では、実務と理論の相関関係を学生に体得させ、理論に深い造詣のある実践的な実務家を養成することが目標とされる。

総論的に言えば、講義科目の目的は、実務にとって必要不可欠となる基本的知識と理論とを確実に身に付けることにあり、実務基礎科目の目的は、基本的知識を実務の場面に当てはめるとともに法文書作成能力などを鍛えること、演習科目の目的は、それらの基本的知識を前提として、具体的な事例を検討し、事例解析能力、論理的思考力、法解釈能力、文章作成力などを鍛えることにあるといえよう。この際、重要な点は、講義科目にあっては常に実務を意識することであり、実務科目・演習科目については常に基本的知識・理論を確認してゆくことである。

そのため、授業の実施にあたっては、①学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うこと、②各授業で達成すべき目標を事前に明示すること、③法曹養成教育に相応しい授業内容であること、④学生に分かりやすい授業方法を工夫すること、⑤学生に双方向、多方向の議論をする機会を設けること、⑥レポートの提出などにより文書作成能力の鍛錬を行うこと、⑦学生の理解度を確認すること、⑧フォローアップを適切に行ってゆくこと、などの配慮を行っている。

科目ごとの取り組みについては教員個人調書を参照していただきたい。

また、科目ごとの学生評価に関しては、別紙・2006年度開講科目「学生による授業評価」アンケート集計結果をご覧ください⁹⁴。

ここでは、上記の諸点を中心に、全体的な現状を述べる。

(2) 法学未修者への配慮

⁹⁴ 学生による授業評価アンケート集計結果（2006年度前期・後期）参照

本法科大学院では、まず、法律をまったく勉強したことのない入学予定者を対象にして、入学前に、民法及び刑法の「事前授業」を各8回実施しており、スムーズに第1回目の授業に臨むことができるよう配慮している⁹⁵。

また、前期・後期授業が開始される1週間程度前に、ほぼ全科目について「導入授業」を実施している。これは、各授業の目的、内容、教科書、参考文献などについて説明すると同時に、第1回目の授業から充実した授業を展開するための配慮である。

1年次の授業科目は研究者教員による講義科目が多いが、初学者に対する工夫として、①取り上げている問題の全体における位置付けを明確にする、②何をどこまで勉強するのかを明確にする、③抽象的理論を説明する場合であっても常に実務を意識させる、④学生にレジユメの基本的質問事項に答えさせることによって双方向型とする、⑤質問事項には、基礎的なレベルのものから幾つか高度な内容のものも混ぜて、考えを深めるきっかけとする、⑥授業のはじめに「入口の質問」を置いて、簡単な具体的事例の形で問題提起し、学生が問題意識をもって授業に取り組めるようにする、⑦毎回の授業ではわが国の司法制度や実務の現状をわかりやすく伝えるよう努める、などの工夫を行っている。

また、若手弁護士による学習アドバイザーの制度を設けており、学生は授業等に関する質問をしたり、文書作成に関する指導を受けたりすることができる。とくに1年生は習熟度別に3クラスに分けられており、学生は自分と年齢の近い弁護士から、より学生に近い目線からのアドバイスを受けることが可能である。

(3) 的確な予習指示について

講義科目については、レジユメにその回の授業の重要ポイントを明記し、予習箇所、予習すべき事項を明示している。また、レジユメに教科書を的確に読み込むための質問をおいて、教科書のポイントを把握させながら読み込ませる配慮を行っている場合もある。

演習科目については、あらかじめ担当者を定める方式、グルーピングして担当させる方式、特に担当者を定めない方式等、その運営方法に違いはあるものの、

⁹⁵ 事前講義の日程について（資料48）。

受講者全員に対し、ほとんどの場合、教員の作成した事例問題について解答を用意させるようにしている。

(4) 授業で達成すべき目標の事前明示について

この点はシラバスに明記されているが、具体的には、予習レジュメにおいて授業ごとに示される。ただし、到達目標を具体的に提示することが難しい場合もある。1年次生から、どこまで勉強したらよいか分からないという指摘を受けることもあり、シラバス及び予習レジュメにおいて、達成目標を明示することは、その検証方法も含め一層の検討が必要である。

(5) 授業方法について

授業方法の工夫については、講義科目については初学者への配慮として(2)で述べたが、それ以外の授業についても様々な工夫が見られる。

演習科目における教員の工夫をいくつか挙げると、①提出されたレポートを事前に整理し、学生各自の意見を把握して授業に臨み、学生に発言させて議論を進めるようにする、②事前に点検整理した学生各自のレポートの内容によって理解度を把握し、理解が十分でない学生には授業中に気付かせるように努める、③演習に関わる2名の教員があえて異なった結論で議論し、学生の正解志向性を戒め、思考の柔軟性を引き出してゆく、④事例問題にあつては、論点の抽出が重要であるが、なぜその論点を抽出するのか、また、抽出する論点の重要度などについて質問、説明しながら進める、⑤応用力を必要とし、学生から適切な解答が返ってこない論点についても、理論的・体系的な観点から研究者教員がコメントをし、機能的・実務的な観点から実務家教員がコメントをすることにより、問題点に対する理解度を深めさせた上、さらに学生の意見をきくというきめ細かな配慮をする、などが見られる。

展開・先端科目については、その科目特性に応じて、ユニークな取り組みを行なう場合も多い。たとえば、「紛争処理システム」では、近年その重要性が認識されつつある当事者への「関与技法」についてロールプレイをすることによって体感させることを試みている。

授業方法に関し、「学生による授業評価」では、「教員の説明は分かりやすいものでしたか」という項目を設け、また、自由記載欄において意見を記入させている。この点は担当教員ごとに大きく学生評価が分かれるが、全体としての評点は

5段階評価でB「わかりやすい」である。講義科目については、説明が分かりやすい、メリハリのついた授業である、熱意が感じられる、抽象的規範を具体的事実はどう当てはめてゆくかが分かったなどの高い評価がある一方で、扱う量が多すぎる、説明が分かりづらい、単調である、学生に発言の機会を与えるべきであるなど耳の痛い問題点も指摘されている。演習科目については、具体的事案を分析している点、判例の法解釈及び位置付けを明確にしていることなどの評価がある一方で、取り扱う事例が多すぎる、時間配分が悪い、延長が多い、教員の見解を示してくれないなどが指摘されている。もっとも、時間延長といっても休み時間に若干食い込む程度であり、また、教員の見解を示さないというのは、その教員が見解を示さずに学生に考えさせるという教育方法をとっているためである。

(6) 双方向・多方向の議論について

双方向・多方向の議論が、学生の複眼的思考、思考の柔軟性を高めるために有用であることについては教員の見解は一致している。1年次科目については、学生数（約50名）及び講義内容の関係から、双方向、多方向の授業の実施に各教員とも苦労しながら取り組んでいるといえるが、授業の殆どを学生との対話、ときに集団的議論により進めている例もある。各教員の工夫としては、予習レジュメの設問について質問するところから授業をはじめ、重要な事項については具体的事例問題を示して学生に考えさせる、判例の要旨を学生にまとめさせた上でポイントについて質問する、学生が起案した法文書をOHPで写しだし、事例に含まれている実体法上・訴訟法上の問題点につき学生と対話しつつ進める、などが見られる。

演習科目は、学生数が講義科目の半数（20～25名）であり、原則的に授業は、教員・学生間、学生・学生間における質疑応答という形で展開されている。演習科目では、学生の思考の柔軟性を養うため、教員は、双方向、多方向の議論を促すことにとくに配慮している。例えば、原告側代理人と被告側代理人に分けて議論を戦わせる、ある学生の見解に対して他の学生の意見を求める、あるいは、あえて教員が反対論を展開し学生に反論させる、複数の担当報告班を決めて報告させ担当班同士および他の学生との間で討論させる、などの工夫がみられる。しかし、教員の努力にも関わらず教員による一方通行の質問に終始する場合もあり、双方向、多方向への議論へとつながらないことも少なくない。一方、学生から様々

な観点の疑問、意見が示され、自然と多方向の議論が展開されることもある。こうしたときに、教員は演習授業が成功したと実感することができる。

(7) 文書作成能力の鍛錬について

ほぼすべての授業で課題レポートが課されているが、課題レポートは、授業の理解度を確保するためのものと学生の文書作成能力を鍛錬するためのものがある。1年次の講義科目は前者に重点があり、2年次の演習科目はほぼ後者を主眼としている。

この際、教員は必ずレポート提出後のフォローをすることになっている。前者のレポートの場合は、提出後、全体の傾向を整理し、理解の不十分な点に関する解説を配布し説明するか、レポートにコメントを付して返却する。後者の場合、教員は原則的にコメントを付して返却する。なお、レポートのコメントを答案指導と誤解する学生がいるが、これは、あくまでも法曹に要求される文書作成能力を伸ばす観点からの指導である旨を学生に周知すべく努めている。

また、レポートについては学生の負担を考え、各科目が特定の時期に重なることがないように、事務課前にレポート課題に関する日程表を掲げて各教員が調整をしている。

(8) 理解度の確認

学生の理解度を確保する方法としては、主として、①授業の内容について授業内で学生に質問をして確認する、②授業内小テストを実施する、③授業後に授業内容に関するレポートの提出を求める、などの方法がとられている。

講義科目では主として小テストが実施されているが、短答式の問題により5回程度の実施が一般的である。これに加えて、1、2回のレポートが課せられている。

演習科目は課題レポートによる場合が多い。その頻度は4回から15回まで様々である。レポートについては基本的に理解の足りない部分についてコメントして返却しており、参考になるレポートを、氏名を伏せて他の学生にも読ませたり、共通する問題点を列挙したペーパーを配布したりするなどの事後のフォローをしている。

(9) 出席の確認について

各教室に出席リーダーシステムが導入され、学生証によって学生の出席状況の確認が可能である。出席状況については、教員だけでなく、上記K-SMAPYによっ

て学生自身も確認することができる。

また、講義科目はおおむね座席指定としており、教員自身が、座席表と照らし合わせて学生の出席を確認することができる。演習科目は座席指定ではないが、学生の人数は多くないので、教員は写真付きの学生名簿を手元に持って確認をしている。

(10) フォローアップについて

フォローアップの方法としては、①授業後の質問、②レポートの添削、③オフィスアワー、④学習アドバイザー制度などがある。

教員は、授業終了後、原則としてその場に待機し、学生の質問を受け付けることとしている。授業内での疑問の多くはここで解決される。

授業で多くの教員が学生に任意のレポート提出を薦め、これに基づき適宜指導している。

次に、授業時間以外に学習指導を受ける機会として、全専任教員が行うオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの利用はそれほど活発とはいえないが、それは授業後の質問や、オフィスアワー以外の来室による質問が利用されているからであろう。学生が主体的に学習するようになると、オフィスアワーやオフィスアワー以外の来室による質問において、自ら問題を見つけ教員の指導を仰ぐなど、授業時間には収まらない指導を受けることになる。また、教員の中には、食堂・喫煙コーナー等でより自由な雰囲気学生と議論を続けることでフォローしている例も見られる。

ある学生からの質問について教員は、これをすべての学生にフィードバックするように心がけ、次回の講義の際に解説したり、K-SMAPY の「フォーラム」に書き込みをするなどして質問内容と解説を他の学生にも伝える工夫を凝らしている。

また、先述したように、若手弁護士による学習アドバイザーの制度を設けており、学生は授業等に関する質問をしたり、文書作成の指導などを受けたりしている。このほか、本法科大学院では、学生による自主ゼミナールが盛んであり、請われれば、教員が学生の自主ゼミに出席し、基本的問題の解説、学生との議論、論文指導などを実施している。なお、この際、教員は自主ゼミでの参加学生の対応が成績に反映されないように配慮している。

以上に加えて、定期試験終了後、全科目の答案のコピーを学生に返却している。

各試験問題の解説のプリントの配布も、全科目について行っている。解答の問題点、今後の学習方針など、それ以外の質問については、学生に個別に指導する時間などを設けている教員が多い。

(1 1) 授業の検証について

各授業内容の検証方法としては、教員による授業見学と学生による「学生による授業評価」アンケートとを実施している。教員による授業見学については、見学の後提出された報告書をもとにして、後日、専任教員が授業内容及び授業方法について検討する場を設けている。

2. 自己評定

B

3. 改善計画

授業の改善については、FD活動(4-1-1)の項目で述べたことがここでもそのまま当てはまる。とくに、教員による授業見学、見学後のアンケートの提出、その後の授業検討会の実施というプロセスの中で、各教員の教育内容や教育方法の改善が図られてゆくことになるだろう。たとえば、教員が誘導しようとしても、なかなか双方向、多方向への議論へはつながらない場合が少なくない。学生に双方向及び多方向の議論を行わせるためには、教員が、学生の知的関心を呼び起こし、自然と議論へと導くような課題の設定及び質問を行うことが重要である。この点を改善するために、授業検討会において模擬授業を実施し、教員が学生役になり、課題の設定や質問の仕方について批判的に検討することも必要であろう。

また、「学生による授業評価アンケート」の実施、学生の意見に対する教員の応答というプロセスの中でも、各教員の授業の改善が期待できる。こうした点から、教員による授業見学、学生による授業評価については、ブラッシュアップ委員会を中心に今後とも充実させてゆくこととしている。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業についての理解

本法科大学院で養成を目指す人材とは、地域に対して寄与・貢献すべき自律した個人であって、高度な専門知識を有するのみならず、事実をみすえ、法を地域の諸問題の解決に役立てることのできる人材である。こうした法曹を養成するためにも、実務と理論の相関関係を学生に体得させ、理論に関する深い造詣に裏打ちされた実践的な実務家を養成することを目指さなければならない。なぜならば、理論を前提に実務は築かれており、また、実務に耐えられない理論は結局、駆逐されるからである。

以上の目的を達成するために、本法科大学院では、①1年次から学生に理論と実務の架橋を意識させる授業・取り組みを展開すること、②演習科目を実務家・研究者の2人教員で担当すること、③カリキュラム上、科目の統合化を図る授業を置くこと、④リーガルクリニックによって講義科目、演習科目で学んだ内容を集約的、総合的、効率的に修得させること、⑤研究会、シンポジウムなどを開催すること、などを行っている。

リーガルクリニックについては6-2-2で詳細に取り上げる。ここではそれ以外の諸点について述べる。

(2) 1年次からの「理論と実務の架橋」を意識した取り組み

ア 1年次の授業科目は、研究者教員による講義科目が多いが、講義科目に関する共通認識として、実定法を的確に読む能力こそが実務家としての基本であり、実務教育との架橋の前提になると考えている。その上で、理論を説明する際に実務例を題材として説明する、学生に質問する際に「弁護人であればどうか、検察官であればどうか」といった形で実務家的視点を意識させる、ロールプレイ、シミュレーションなどの方法を活用するなどの工夫を行っている。また、判例を検討する際には、事案を丹念に読み込んだ上で判旨を分析することによって、学生に対して、具体的事実を前提として判例規範が定立されていることに留意させるようにしている。

イ 本法科大学院では、実務基礎科目群として、標準1年次（短縮1年次）に、「法曹倫理」（必修2単位）及び「リーガル・リサーチ」（必修2単位、旧「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」、2007年度から名称変更）を配当している。

「法曹倫理」は実務家教員による授業であるが、とくに弁護士の受任から終了までの実務上の倫理問題を具体的事例に基づいて検討する。「法曹倫理」は、2年次以降の実務基礎科目の総論にあたる授業と位置付けられる。「リーガル・リサーチ」は、実務家教員と「リーガル・リサーチ」の専門家であるローライブラリアンとが共同担当し、法令・判例・文献の探索法など実務における資料探索を意識した実践的な授業である。また、2007年度から、これに加え、「プレリーガルクリニック」（選択1単位）、「エクスターンシップ」（選択1単位）が実施される。

標準2年次（短縮1年次）には、「リーガル・ライティング」（必修2単位、旧「リサーチ・アンド・ライティングⅡ」、2007年度から名称変更）、「民事訴訟実務の基礎」（必修2単位）、「刑事訴訟実務の基礎」（必修2単位）そして「リーガルクリニック（初級）」（必修2単位）が配当されている。このうち、「リーガル・ライティング」は、実務家教員とローライブラリアンによる法文書作成を実践的に身に付ける授業である。

標準3年次（短縮2年次）には、「リーガルクリニック（上級）」（選択4単位）が配当されている。

これらの科目によって、学生は3年間を通じて常に実務を意識しながら学習することが可能となる。「リーガルクリニック（上級）」は選択科目であるが、現在のところ、希望する学生全員が履修できる体制がとられている。

このほか、本法科大学院では、1年次より実務に触れることができる様々な取り組みを実施している。まず、入学式において、法曹実務家（元最高裁判所判事、元日弁連会長など）の講演を依頼し、入学した段階で「理論と実務の架橋」を意識してもらうこととしている。次に、1年次夏休みに、正規の授業とは別に、実務家教員によって指導される刑事模擬裁判が行われ、また、渋谷パブリック法律事務所におけるプレリーガルクリニックが実施されている。これらによって、学生自らが主体的に実務を経験し、これを意識する機会を設けて

いる⁹⁶。これらに対する学生の参加は任意であるが、多くの学生が参加しており、実務を実地に体験することにより学習に対するインセンティブが高まり、この点において大きな効果がもたらされている。なお、上記のプレリーガルクリニックは07カリキュラムにおいて正規の科目となった。

また、若手弁護士による学習アドバイザーの制度を設けており、学生は授業等に関する質問をしたり、文書作成の指導を受けたりすることができるが、同時に、若手弁護士から具体的な弁護士実務の内容や経験談を聞くことができる。

(3) 実務家教員と研究者教員の共同授業

標準2年次（短縮1年次）から標準3年次（短縮2年次）前期に担当されている演習科目（法律基本科目群）は、原則として実務家教員（元実務家を含む）と研究者教員とが2名一組で授業を実施している。また、授業は1学年を2クラスに分けて実施している（1クラス20～25名）。実務家と研究者とがそれぞれの見識による指導・批評・説明が可能となることから、学生は、理論または実務のいずれか一方に偏ることのない、総合的な学習をすることができる。

実務家教員と研究者教員とは、演習の準備段階より、演習時の方針・内容・方法等について議論・検討を行う。実務家として体験した事案に基づいて教材を作成したり、判例を基にして教材を作成する場合でも、互いに意見をかわしながら行うなどに配慮している。

授業実施にあたっては、法曹に必要な資質・能力を養う観点から、各設例ごとに、理論的・体系的な検討と機能的・実務的な検討を交差させながら行ない、研究者教員と実務家教員から、それぞれ学問的観点と実務的観点に立つ見解を述べるようにしたり、教員があえて異なる意見を述べあったりするなどして、学生の正解志向の排除に努める、などの工夫をしている。

(4) 科目統合化

また、演習科目の中には、民法と民事訴訟法の統合を図る「民事法演習Ⅴ（実体法・手続法統合演習）」、刑法と刑事訴訟法の統合を図る「刑事法演習Ⅲ（実体法・手続法統合演習）」が置かれている。これらの科目は、実務において、実体法と手続法とが別々に問題となるのではなく、これらが渾然として問題となること

⁹⁶ DVD「國學院大學法科大学院特別講義 刑事裁判擬似体験授業」（資料49）。

を意識し、それらを整理しながら問題解決にあたるという実務的思考を重視したものである。学生は「理論と実務との架橋」を一層深く認識することができる。これらの授業も、原則として、実務家教員と研究者教員の2名の教員を配置し、少人数クラス（20～25名）で実施される。ただし、2006年度については、専任教員の配置が必ずしも予定どおりとはならなかった⁹⁷。なお、公法分野においては実体法と手続法の統合演習は置かれていないが、憲法訴訟と行政訴訟とが共通する問題領域を有していることに鑑みて「公法演習Ⅱ（司法審査制）」が開設されており、ここでは統合演習と同様の形態で授業が行われている。

（5）研究者教員による実務研修や実務家教員による学術的研究の奨励

研究者、実務家及び法学部教員の参加する合同研究会を実施しており、2006年度は2回開催した。

研究者教員の実務研修については、2004年度に、新田孝二及び武田誠が、司法研修所の研修に出席している。また、2007年度からは、「リーガルクリニック（上級）」に事案に応じて研究者教員が参加することにし、研究者が実務上の問題を検討する機会を設けている。

また、実務家教員による学術的研究については、安藤良一教授が本学法学部門広乃里子教授と共同研究を行い、その成果が、『國學院法学』に公表される予定である。

2. 点検・評価

以上のように、本法科大学院では、「理論教育と実務教育の架橋」を目指した授業が充実しており、それらはほぼ必修の授業であるので、学生はそれらを履修する機会を保障されている。また、唯一選択科目となっている「リーガルクリニック（上級）」も、現在、希望者全員が受講できる体制がとられている。ちなみに、2006年度の受講者は37名中15名であり、2007年度は36名中25名である。

また、これらの授業の実際上の実施状況もおおむね良好といえよう。とりわけ、演習科目を実務家・研究者の2人体制で担当することにより、法律理論を論じる際

⁹⁷ この点は、2007年度においてかなり改善されている。

に、常に実務の現場で生じる問題を念頭において考え、実務的解決のために常に理論的根拠に立ち返るということが実現されている。

なお、演習授業の問題点や改善策を共有化するための検討会の実施などが緒についたばかりであり、必ずしも十分とはいえない面がある。

また、実務家と研究者の2人担当体制が、科目によって研究者と研究者、あるいは実務家と実務家というように、演習科目すべてにおいて実現されていなかった。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

2007年度の演習の授業担当者については、実務家と研究者の2人体制については、憲法以外では実現されている。

また、2007年度からリーガルクリニックにおいて、法律相談後の討論に、事案に応じて研究者教員が随時参加することとし、研究者が実務上の問題を検討する機会を設けている。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

(1) 臨床科目の位置付け

本法科大学院では、法曹となるために必要不可欠な事実分析能力、文書作成能力、法的構成能力を身に付けるうえで、他の講義科目、演習科目を踏まえて、それらを集約的、総合的、効率的に修得させるための最重要教育としてリーガルクリニックを位置付けている。法科大学院棟内に、東京弁護士会が設置主体である「渋谷パブリック法律事務所」があり、本法科大学院教授である所長と5名の非常勤講師である所属弁護士が、学生の教育に直接参画している。なお、渋谷パブリック法律事務所には、本法科大学院を含む4法科大学院（國學院大學、東海大学、独協大学、明治学院大学）が、臨床法学教育を委託している。

学生は、リーガルクリニックを受講することによって、実際に生起する具体的な事件に直接に接しながら依頼者の抱えている問題の意味を考え、依頼者と法律家の相互作用の中で、面接・交渉・紛争処理技法がどのように使われていくか、法的規範の持つ役割や事件の見方や見通しの立て方を教員と一緒に考えていく。また、解決手続を通して、法曹の役割や依頼者との関係を考える契機が与えられ、法曹としての高度の倫理観も学ぶことができる。すなわち、リーガルクリニックは、法科大学院の理論と実務の架橋という目的に沿うだけでなく、本法科大学院の養成を目指す法曹像にも合致するものである。

(2) 開設されている臨床科目の内容と履修状況

本法科大学院では、標準コース2年次（短縮コース1年次）に「リーガルクリニック（初級）」を必修2単位科目として開講し、標準コース3年次（短縮コース2年次）に「リーガルクリニック（上級）」を選択4単位科目として開講している。

なお、2007年度から、標準コース1年次（短縮コース1年次）に「エクスターンシップ」を選択1単位科目として、標準コース1年次（短縮コース1年次）に「プレリーガルクリニック」を選択1単位科目として、また、標準コース2年次（短縮コース1年次）に「リーガルクリニック（上級・刑事）」を選択2単位科目として開講することとした。

リーガルクリニックの履修者数及び単位取得者数

	「リーガルクリニック（初級）」 （必修科目）		「リーガルクリニック（上級）」 （選択科目）	
	2005 年度	2006 年度	2005 年度	2006 年度
履修対象学生数	44	33	2	37
履修者数	44	32	2	15
単位取得者数	43	32	2	15

※2005 年度「リーガルクリニック（初級）」単位未修得者 1 名は、学年途中からの休学者である。

※2006 年度「リーガルクリニック（初級）」を履修していない 1 名は留年者であり、前年度にすでに単位を取得している者である。

(3) リーガルクリニック（初級）の内容

「リーガルクリニック（初級）」においては、法律紛争をめぐる「現場」のシミュレーションを行いながらローヤリングも行っている。そこで必要とされる基礎的技術・作法確認と法交渉能力の基礎を修得することを目的としている。ただし、標準コース・短縮コースとも 1 年次に「法曹倫理」を修得していることが履修の前提条件になる。なお、本科目は、渋谷パブリック法律事務所長と同事務所所属弁護士（非常勤講師）が授業を担当している。

授業は、学生を午前午後の 2 クラス（A, B）に分けて行っており（2006 年度は 1 クラス 16 名）、十分すぎるほどの教員対学生比率といえよう。

授業準備に関しては、シミュレーションの題材となる事案等、毎週担当教員がミーティングを重ね、午前午後で極端に講義内容に違いがないようにしている。

各クラスで、法律相談、民事模擬裁判、刑事模擬裁判の 3 つの内容を、ロールプレイ方式で実施している。2006 年度は、2005 年度の学生アンケート等から学生に加重な負担となっていると判断し、法律相談（1 回）、民事模擬裁判（8 回）、刑事模擬裁判（5 回）というカリキュラムに変更した。

学生には、開講前に「リーガルクリニック（初級）」計画書を交付し、あらかじめ

め授業全般にわたって説明を行っている⁹⁸。

第1回目にはガイダンスを実施する。このガイダンスではリーガルクリニックの意味や学生の守秘義務等につき討論する。

法律相談については、学生全員に事前に内容証明郵便資料を交付したうえで、学生の中から代表者を選び、その者が弁護士役になって相談者役である教員の法律相談を実施する形式をとる。他の学生はそれを傍聴し、法律相談後、双方で討論する。

民事模擬裁判には8回をあてている。AとBと2つのクラスをそれぞれ2つの班に分け、さらに、その各班を、原告代理人、被告代理人、裁判官の各チームに分ける。担当弁護士は、各チームのサポートをするとともに、原告本人、被告本人をも兼ね、代理人から事情聴取を受けたり、当事者尋問を受けたりすることにもなる。

1回目は起案した訴状（学生全員作成）を前提に討論し、2回目以降は、口頭弁論、弁論準備手続、証拠調べ、判決言渡しまで、各期日が開かれる。

各チームは、次回授業前の締切日までに書面を作成して提出し、次回授業に備える⁹⁹。

大学内にある模擬法廷を使い、各班が交代で、同じ事案を、約30分ずつロールプレイする方法をとる。一方の班が法廷活動している間、傍聴している班は、もう一方の班の書面や法廷での活動について観察する。

授業の後半では、担当弁護士がその期日に実施された活動を前提に、基本的な概念や条文に立ち返って、双方向的な討論をする。尋問技術のようなことよりも、基本的な実体法に関する事項と基本的な手続の流れとを条文に立ち戻りながら確認することとしている。

刑事模擬裁判には5回をあてている。第1回目は、学生に簡単な資料を交付し、起訴前の捜査の端緒（告訴か被害届か）及び被疑者の身柄拘束について議論する。第2回目以降は、冒頭手続、証拠調べ、論告求刑、最終弁論、判決言渡の手続を、

⁹⁸ リーガルクリニック初級授業計画書（2006年度）（資料50）。※なお、後期科目のシラバスについては、後期授業開始時に若干の変更をする場合がある。

⁹⁹ 学生が作成する書面としては、訴状、準備書面、訴え変更の申立書、証拠説明書、証拠申出書、陳述書、尋問事項書、答弁書、争点整理表、判決などがある。

授業前半で各班が実施し、授業後半で基本的事項に立ち返って討論する¹⁰⁰。

(3) リーガルクリニック（上級）

ア 授業内容

「リーガルクリニック（上級）」は、理論と実務の架橋を総合的に図る最終的な科目として位置づけられているが、この科目の履修を通じて、法律紛争をめぐる「現場」において、そこで必要とされる技術・作法の獲得と高度な法交渉能力を修得することもできよう。所長（本法科大学院専任教員）及び渋谷パブリック法律事務所常勤弁護士（非常勤講師）は、それぞれ学生6名からなるクラスを担当する。学生はさらに2人ずつペアとなって担当弁護士の指導のもと、実際の事件に関与することとなる。2006年度は、國學院大學15名、東海大学6名、獨協大学2名、明治学院大学7名の学生が指導を受けた。なお、本科目の重要性を鑑み、2007年度からは、法科大学院の実務家教員1名が、担当教員に加わった。

「リーガルクリニック（上級）」では、渋谷パブリック法律事務所に依頼のあった案件について、依頼人の承諾があるもの、及びリーガルクリニックに適切と判断されるものを取り上げ、依頼人との面談に受講生が立会い、依頼内容を記録する。次回の授業では、依頼案件の事実関係を学生が正確に理解しているかどうか、その法的問題点を十分に理解しているかどうか、その問題点を考えるに十分なリサーチを行っているかどうかについて、各組の学生と担当教員とが演習形式で検討する。そして、その検討を踏まえて、当該依頼案件の解決のために必要とされる法文書を作成し、二度目の依頼人との面談を行う。その際、事案によっては、学生が直接依頼人に対して解決に必要なアドバイスを提供することもあるが、それはすべて担当弁護士の責任と指導のもとに行われている。こうしたプロセスを繰り返すことにより、実践的に法曹に必要な事実分析能力、文書作成能力、法的構成能力等を獲得されることになる。また、中間報告会と最終報告会が開催されており、そこには多数の研究者教員が参加し、理論的な観点から学生に質問を発することにより、学生は、実際に事件を解決するプロセスのなかで、理論がどのように関係するのかを身につけることができる。こ

¹⁰⁰ 学生が作成する書面は、冒頭陳述書、証拠等関係カード、尋問事項書、論告要旨、証拠に関する意見書、弁論要旨、判決書などである。

れも「理論と実務の架橋」の一つの姿であろう。

実施例を資料として添付する¹⁰¹。

イ 「リーガルクリニック（初級）」・「リーガルクリニック（上級）」の履修条件について

①「リーガルクリニック（初級）」の履修にあたっては、「法曹倫理」の単位を取得していなければならない。

②「リーガルクリニック（上級）」の履修にあたっては、次の科目の単位をすべて取得していなければならない。

「法曹倫理」、「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」、「リサーチ・アンド・ライティングⅡ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「リーガルクリニック（初級）」

ウ 守秘義務などについて

初回の授業において、リーガルクリニックの意義や心構え、マナー等についてガイダンスを実施している。とくに、守秘義務については、なぜ守秘義務が必要なのか、学生は誰との間で守秘義務を負担するのか、守秘義務違反は契約責任かなどを議論しながら理解を深めさせている。そのうえで、学生に守秘義務等の誓約書を提出させている¹⁰²。

また、学生には、「法科大学院教育研究賠償責任保険」への加入を義務付けている。保険料は大学が費用負担をしている。

次に、相談者・依頼者に対しては、事前に担当弁護士が、リーガルクリニックの意義、弁護士が業務の主体であり、責任を持って事件を受任すること、学生が補助者としてなしうることを分かりやすく説明し、必ず相談者・依頼者に「同意書」を作成してもらうことにしている¹⁰³。

なお、守秘義務に違反した者については、國學院大學法科大学院学則第 57 条第 1 号に基づき、退学処分とすることができる。

エ 成績評価について

¹⁰¹ 「リーガルクリニック（上級）」の実施例（資料 51）。

¹⁰² 学生の誓約書の書式（資料 52）。

¹⁰³ 相談者・依頼者の同意書の書式（資料 53）。

「リーガルクリニック（上級）」の成績評価は、成績判定原簿¹⁰⁴に従って、指導担当弁護士が評価し、それに基づいて担当教員が最終的に決定する。この際、担当教員と指導担当弁護士とが十分に合議することによってその客観性を確保している。学生がチームで動くことが多いため、学生ごとに段階を設けて成績評価することにやや困難さがあるが、学生の個別に作成した書面、議論の際の発言などによって評価している。

オ 研究者教員の関与について

「リーガルクリニック（上級）」では、中間報告会と最終報告会が開催されており、ここには多数の研究者教員が参加し、学生との質疑応答を行っている。また、5名の研究者教員が4大学合同リーガルクリニック運営委員会及び4法科大学院（國學院大學、東海大学、独協大学、明治学院大学）合同で開催されるリーガルクリニック合同運営委員会の委員として、その運営に参加している。

カ 検証・改善の方策について

「リーガルクリニック（上級）」は、本法科大学院に設置されている渋谷パブリック法律事務所を、本法科大学院を含む4法科大学院（東海大学、独協大学、明治学院大学）とで共同利用しているが、上述のとおり、4法科大学院では隔月に4大学合同リーガルクリニック運営委員会を開催している。ここでは、リーガルクリニック担当の専任教員・非常勤教員と研究者教員とが、リーガルクリニックの運営、内容について議論し、その結果と解決策とを常にリーガルクリニックに反映させている¹⁰⁵。

さらに、2005年から文部科学省が選定する「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（2006年度より「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に名称変更）に、上記4大学による共同教育プロジェクト「公設法律事務所を活用した臨床法学教育」が選定された。この共同教育プロジェクトを運営して行く過程においても、渋谷パブリック法律事務所所属の弁護士及び他の3大学と共にリーガルクリニックの検証が行われており、すでに2回のシン

¹⁰⁴ リーガルクリニック上級成績判定原簿（法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム・臨床法学教育シンポジウム「リーガルクリニックの明日へのステップのために」87頁）（資料54）

¹⁰⁵ リーガルクリニック合同運営委員会開催一覧（法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム・臨床法学教育シンポジウム「リーガルクリニックの明日へのステップのために」91～93頁）（資料54）

ポジウムと1回の講演会を開催している¹⁰⁶。

また、教員は、その他の法科大学院や弁護士会主催のシンポジウム、研究会に積極的に参加し、そこで得られた情報を運営委員会において検討・議論している。さらに、リーガルクリニックを実施している他の法科大学院に面接調査も実施している¹⁰⁷。

2. 点検・評価

(1) 臨床教育全体の取り扱いについて

本法科大学院では、本法科大学院の養成する人材養成においてもっとも重要な科目としてリーガルクリニックを位置付けており、法科大学院棟内に設置された渋谷パブリック法律事務所に所属する弁護士の協力を得ながら、臨床法学教育を進めている。学生は、リーガルクリニックを受講することで、地域社会の構成員が抱える現実に行っている問題・紛争に直接触れ、その解決に携わることで現代社会への視点を養い、法曹となるために必要な事実分析能力、法的構成能力、文書作成能力を実践的に養っている。これはまさに本法科大学院の養成を目指す法曹像と合致するものである。

「リーガルクリニック（初級）」は必修科目であり、選択科目であるリーガルクリニック（上級）の履修状況も良好で所期の目的どおりに機能しているといえよう。

また、指導教員対学生比率は初級、上級ともに十分な態勢がとられているといえる。

履修要件の設定や事前準備（守秘義務、弁護士法等についての遵守意識）については十分になされており、適法性が担保されている。

成績評価・単位認定についても、評価の客観性が担保されている。

(2) 適切な開設について

「リーガルクリニック（上級）」では、リーガルクリニックの意義や心構え、マ

¹⁰⁶ 「リーガルクリニックの明日へのステップのために」（法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムのシンポジウム資料）参照

¹⁰⁷ リーガルクリニック視察報告書（資料37）。

ナー等についてガイダンスを実施し、守秘義務について議論した上で、学生に守秘義務等の誓約書を提出させている。また、参加する全学生に「法科大学院教育研究賠償責任保険」への加入を義務付けている。また、法律相談を行うにあたっては、相談者・依頼者に説明し、その同意を得た上で実施している。リーガルクリニックは適切に開設されている。

(3) 適切な実施について

添付資料のとおり、学生は答弁書や弁護士照会書、意見書などを作成し、相談者へのヒアリングを行い、扱った事件に関する報告書も作成している。認定される4単位数に相応しい学生の関与があるといえよう。また、学生の理論・知識の習得、法曹という仕事に対する関心の促進や動機の高揚に成果があったと評価できる。

また、成績評価に関しては、成績判定原簿に従って、指導担当弁護士が評価し、それに基づいて担当教員が最終的に決定するが、この際、担当教員と指導担当弁護士とが十分に合議されており、責任ある単位認定がなされている。

2006年度は「リーガルクリニック（上級）」が本格的に始まった最初の年であり、いまだ試行錯誤の段階であった。事務所内の指導担当弁護士においても、それぞれがさまざまな指導方法を試みており、その意味では統一が十分にとれていなかったという側面があったかもしれない。また、研究者教員とのコラボレーションの時間を十分に組み入れなかったことなどが問題点として挙げられる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

現在、リーガルクリニック運営委員会では、リーガルクリニック（上級）における研究者教員のより積極的な関与の仕方について検討を進めているところである。2007年度からは、研究者教員の担当分野、参加可能な曜日に関する一覧表をクリニック担当弁護士に渡し、関係する分野の事案がある場合に、担当弁護士からの連絡

を受け、法律相談後の討論に、研究者が随時参加することとした。法律相談自体に研究者教員が加わることについては、なお、今後の検討課題である。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を要請すべく設立された法科大学院の理念を実現するため、本法科大学院は司法制度審議会意見書での提言を真摯に受け止めている。われわれは、そこで示された「国民の社会生活上の医師」としての法曹の養成を目指し、本学の建学の精神に照らしてそれをさらに具体化し、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」を、『地域』とともに生き『地域』に貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）」にもとめていることは、1-1-1で明らかにしたところである。

時代の変化が激しく、各世代間のみならず同世代の個人の間においてすら価値観が多様化する現代においては、合理的なルールの運用による紛争の解決を図ることが求められている。したがって、地域社会へ奉仕するためには、その要求に応えることのできる資質が備えられていなければならない。

他方、「地域社会」を理解するにあたっては、現代社会は決して一枚岩的に把握することはできない。たとえば、その構成員も、住民、市民、消費者、労働者、企業、家族、若者、高齢者などと、さまざまな観点から多角的に把握されうる。また、地域社会を構成する諸集団も、従来からの地縁、血縁に加えて、学校、NPO、集合住宅、通過者などをも視野に入れる必要がある。

地域とともに生きるということは、そこで生活する人々の喜びや悲しみに深く共感することのできる人間でなければできないことであろう。本法科大学院の学生は、まずはこの渋谷で生活する人々と接することによって、法曹としての資質を磨いていくことになるが、いずれは、様々な地域各々の生活の場を求めることになる。われわれは、各人が、本法科大学院で学んだことを糧にして、法曹としての実践活動を通じてそれぞれの地域に貢献することを期待して、教育に携わっている。

(2) 本法科大学院が養成を目指す法曹には、次のような資質・能力が必要である

と考えている¹⁰⁸。

- ① 冷静な論理的思考力が必要であるが、同時に、豊かな感受性を備えた柔軟な思考力も持たなければならない。
- ② 基本的な法律についての正確な知識と理解が必要であるが、それは、幅広い教養および社会や人間に対する洞察力によって裏打ちされていなければならない。
- ③ 人を説得し、また交渉する能力が必要であるが、それはまた、豊かなコミュニケーション能力をも必要とする。
- ④ 多様化、複雑化、グローバル化という言葉で象徴される現代社会の要求に対応する能力が必要であるが、そのためには、先端的法分野および外国語、外国法の理解が必要である。
- ⑤ 「地域」とともに生き「地域」に貢献するという使命を自覚した法曹でなければならないが、同時にまた、「倫理」と「人権」感覚に優れた法曹でなければならない。

(3) 本法科大学院が上述の能力の修得のために設定している教育目標ならびに方策は次のとおりである。

法律についての知識と理解については、「地域」の問題群ごとに再構成して学ぶカリキュラム、すなわち、地域それ自体の形成に関わる「まちづくり」科目、地域の構成員それぞれのニーズに即した法的サービスの提供に関わる「生活者」科目、および、地域の共同的な営みを支える法的サービスの提供に関わる「法人」科目について選択科目群を開設している。

さらに、「豊かな感受性を備えた柔軟な思考力」、「幅広い教養及び社会や人間に対する洞察力」、「人を説得し、また交渉する基本的資質」を養成し、地域社会においてそれを実践する能力を身につけるための最善の方策は、地域社会での実際の事件を素材に法律相談等を経験して体得することにある。「渋谷パブリック法律事務所」において行なわれる臨床法学教育は、まさにこれを可能とするものであり、本法科大学院が目指す法曹養成の集約点である。

以上、地域における人々の生活に触れ、そこでの問題解決に必要な法的知識を

¹⁰⁸ 「國學院大學大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請に係る補正申請書」（2003年10月9日）「大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」3頁参照

学び、それを使って問題を解決する能力を身につけ、地域の諸問題に対して法曹として貢献するという気概をもった人材を養成すること、「まち」で生活する人々との関係で「法曹」が果たしうる、また果たすべき役割を真摯に学ぶことを通じて、このような気概をもった人材としてのホームロイヤーを養成すること、が本法科大学院の基本方針である。

- (4) 本法科大学院では、法曹としての倫理を認識させる第一歩として、入学時に、授業教材等で扱われる事項の守秘義務を認識させるための誓約書¹⁰⁹を提出させている。
- (5) 本法科大学院が掲げているスキルとマインドをあらためてここで示し、それを本法科大学院の現状に照らし検証する。

- ①「冷静な論理的思考力が必要であるが、同時に、豊かな感受性を備えた柔軟な思考力も持たなければならない。」

われわれが日々の授業において学生の論理的思考力を養成することはあまりにも当然のことである。しかしそれは豊かな感受性を備えた柔軟な思考力をも伴うものでなければならない。法の解釈は条文の形式・論理的解釈のみで完結するわけではない。ある事件を解決するに際して、「まち」で生活する人々の感覚・感情から遊離した解釈は、いかに論理的であっても、人々の同意を得ることはできず、結局は世に受け入れられないであろう。本法科大学院は社会人を比較的多く受け入れている。社会での経験を積んだ者の中には、その実体験を通じて、さまざまな社会的矛盾を経験した者、あるいは、その矛盾の中で社会的な弱者になってしまった人々を目にした者が少なからずいると思われる。そのような社会的現実を自身の問題として共感できる豊かな感受性を持った者を学生として受け入れ、彼らを教育することによって、われわれの目指すところの法曹を養成し得ると考えているがゆえに、われわれは社会人に期待を託して、彼らを受け入れているのである。時間をかけた面接試験の実施¹¹⁰も、このような豊かな感受性を備えた人材を発掘する意図から出たものに他ならない。

次に、正解はひとつである、という発想もまた排斥されなければならない。

¹⁰⁹ 法科大学院生の守秘義務等に関する内規：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹¹⁰ 2-1-1参照

たとえば、中山善房教授は、模範答案の丸暗記や、受験技術に走る勉強方法に警鐘を鳴らしている¹¹¹。たとえ結果的には判例の結論に従うとしても、いったん異なる立場に立って考え、両者を比較検討した上で結局は判例に従う、という思考のプロセスが必要であると思われる。その意味で、本法科大学院では、判例を批判的に検討するという姿勢を持って学んでもらいたいと考えているし、また、このような姿勢は、現行の法制度や実務を発展、変革するという批判的創造力にもつながるのである。

- ②「基本的な法律についての正確な知識と理解が必要であるが、それは、幅広い教養および社会や人間に対する洞察力によって裏打ちされていなければならない。」

まず、本法科大学院のカリキュラムの基本的なコンセプトは、法曹としての基礎体力を着実につけるために、反復・積み上げ型の科目編成を採っている¹¹²。法律基本科目については、1年次では講義中心の授業が行なわれ、2・3年次では、事例問題の解決を中心とする演習形式の授業が行なわれている。実務基礎科目では、1年次に「法曹倫理」、「リサーチ・アンド・ライティングⅠ」、2年次に「リサーチ・アンド・ライティングⅡ」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「リーガルクリニック（初級）」、3年次に「リーガルクリニック（上級）」が配当されている。それぞれの授業の内容については6-1-2で記載したとおりであるが、1年次での基礎的な知識と理論の習得の上に、2年次、3年次でのその発展、深化があり、また上級年次での基礎知識、理論の再確認が行なわれている。

さらにこのカリキュラムは、2年次に演習科目を備えることによって、公法、民事法、刑事法すべてにわたって、いわば横断的に具体的事案における問題解決能力を涵養することにもなっているのである。

また、法律についての知識や理解は、たとえばある条文を見つめているだけで得られるわけではない。ある法律の成立に際しては歴史的、社会的諸条件が前提として存在していたのであるから、それらがもっていた意味を理解することが必要となる。そのためには、幅広い教養や、社会、人間に対する

¹¹¹ 2007年度版「ガイドブック」3頁参照

¹¹² 5-1-2参照

洞察力が要求される。基礎法学・隣接科目群¹¹³から2科目4単位が選択必修として課せられる所以でもあり、また、われわれが機会があるごとに、学生に対し「法律書以外の本を読みなさい」とアドバイスする所以でもある。これもまた、本法科大学院の基本姿勢の一つである。

- ③「人を説得し、また交渉する能力が必要であるが、それはまた、豊かなコミュニケーション能力をも必要とする。」

6-1-2(6)で述べたように、2、3年次での演習科目は教員・学生間での質疑応答という形式で展開される。演習において学生が教員また他の学生と議論を行なうことが、説得能力、交渉能力、コミュニケーション能力の涵養にきわめて有益であることは明らかである。たとえば、A説を主張する学生とB説を主張する学生との議論が対立する場面を想定してみよう。そこではまず、互いに相手を論理で説得しようと試みるであろう。演習で養成されることが期待されているのは、もっぱら、この理論的レベルでの「説き伏せ型」の説得能力等である。実際には、両者の考えが水と油で決着のつかない場合もあろう。しかし、それが理論的レベルの議論にとどまる限り、それぞれが自説に固執しても実害はないといえよう。しかし、実務の場面においては、事はそれほど簡単ではない。具体的事案の妥当な解決が求められている以上、妥当な決着を想定した「納得させ型」の議論が必要になってくるからである。お互いがお互いのクライアントのために納得のいく解決を求め、それに適合する解釈を合目的的に模索しなければならない場合もあるように思われる。演習において学生が、「説き伏せ型」を基本にしながらも「納得させ型」の解決を意識して議論を展開するのであれば、これは理想的な演習授業の展開といえようが、後者の議論の仕方は、リーガルクリニックにおいてより有効に養成されることになるだろう。

「リーガルクリニック（初級）」（必修科目）を受講することによって、こうした能力を身に付けることができるであろう。さらに「リーガルクリニック（上級）」では、より実践的に相手方とクライアントが納得しうるような解決法とそれを基礎づける法解釈を、理論と実務の双方の観点から検討するこ

¹¹³ ここには、「法理学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」が配されている。

とが予定されており、この実習的教育を受講することにより、学生は、「納得させ型」のみならず「説き伏せ型」の説得能力、交渉能力、コミュニケーション能力等を伸長させることができるのである。

なお、「リーガルクリニック（上級）」受講者は、2006年度が15名、2007年度は25名であり、この事実から、確実に本法科大学院学生がその有益性を認識してきていることが看取されよう。

また、本法科大学院には「紛争処理システム」という科目が開講されているが、これは、背景に法律の枠組みを持ちながら、法律を使用せずに当事者が納得するような解決を導き出す、という作業をロールプレイで行っている¹¹⁴。これは、リーガルクリニックとはやや異なった角度から、説得、交渉、コミュニケーション等の能力、カウンセリング能力の涵養に資するものといえよう。

以上を要するに、理論的説得型の能力の涵養を心がけるとともに、必ずしも、法のみが唯一の解決方法なのではなく、実務を経験することによってそれ以外の解決方法もあることを実感させ、問題の具体的妥当な解決を導き出せるような問題調整解決型能力を習得せることを、「リーガルクリニック」や「紛争処理システム」は目指している。

さらにまた、本法科大学院では、毎年1年次生が中心となって「刑事裁判疑似体験授業」¹¹⁵を夏休みに開催している。この試みもまた、入学して間もない学生に説得、交渉、コミュニケーション能力の必要性を認識させる貴重な機会を提供している。

- ④「多様化、複雑化、グローバル化という言葉で象徴される現代社会の要求に対応する能力が必要であるが、そのためには、先端的法分野および外国語、外国法の理解が必要である。」

本法科大学院は、たびたび述べてきたように、『地域』とともに生き『地域』に貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）を養成しようと考えている。しかし、ホームロイヤーといえども、例えば、地

¹¹⁴ 「紛争処理システム」（2006年度前期開講）授業時配布シラバス（資料55）

¹¹⁵ DVD「國學院大學法科大学院特別講義 刑事裁判疑似体験授業」（資料49）

域に暮らす外国人労働者の問題に直面する可能性はある。また、地域に根差す中小企業が、国際取引を盛んに行っている例は枚挙にいとまがない。このような現代社会の現況などに鑑み、これまでも、基礎法学・隣接科目群として「英米法」及び「西洋法制史」を、展開・先端科目群のうちの「法人活動」科目群として「法律英語」を、それぞれ開講していた（各科目の具体的内容については、資料¹¹⁶参照）。これに加えて、07 カリキュラムにおいては、上記3科目に加え、「法人活動」科目群に「国際法」と「国際私法」を新設（後者は2008年度から開講予定）し、この点についてのより一層の充実を図っている。

- ⑤「地域」とともに生き「地域」に貢献するという使命を自覚した法曹でなければならないが、同時にまた、「倫理」と「人権」感覚に優れた法曹でなければならない。

「倫理」と「人権」感覚に優れた法曹を養成するという点では、すべての教員がすべての授業において不断に強調していることは当然である。特に、法曹としての職業倫理の涵養のために「法曹倫理」がその任を負っていることは言うまでもない。さらにまた「リーガルクリニック（上級）」が、教室で学んだいわば「座学」としての法曹倫理を、生の事件を取扱い、実際の依頼者と向き合うことによって、ヴィヴィッドに体得しうる点で極めて有益であることは、すでに繰り返し指摘してきたところである。

人権感覚の養成に関して、たとえば、刑事法演習Ⅱ（刑事訴訟法）において、被疑者・被告人の権利が侵害された具体的な事例を示し、自分が弁護人であればどのような権利救済を図ってゆくかを、学生に自由にシミュレートさせるといった授業が展開されている。このほかに、環境法、少年法、医事法等の先端・展開科目において、社会的に弱者たらしめられている「公害の被害者」、「少年」あるいは「患者」などの権利の実現と人権の擁護に配慮した講義を展開することによって、学生の「人権」感覚をより確かなものにしていく。

- (6) 最後に、法情報調査能力の養成に関しては、「リサーチ・アンド・ライティ

¹¹⁶ 2007年度版「学生便覧」参照

ング I」の 15 回の授業¹¹⁷を専門のライブラリアンと弁護士が行うことにより、十分な効果を上げていると評価することができる。

2. 点検・評価

本法科大学院が養成しようとしている法曹像、ならびにそれを実現するためのわれわれの実践を述べてきたが、全体として、われわれのこの 3 年間の努力はその実を挙げつつあるのではないかと考える。しかし教育に終着駅は存在しない。教員の教育能力をさらに高め、われわれが目指す法曹像を、身をもって実現する学生を養成することが必要であろう。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

本法科大学院が目指す教育内容を実現するためのカリキュラムは十全である。しかし、すべての科目が 100%、適切に授業を実施しているかについては、若干の問題が残る。たとえば、学生の書いたり話したりする表現能力とに関する授業内容の更なる改善を図る努力が必要である。これには、教員の個人的な努力が必要であることはもちろんであるが、組織的な F D 活動の更なる活性化も重要であると考えている。

また、学生の人権感覚を養成するために、セクシュアル・ハラスメントや心理カウンセリングの講演会を開催することが検討されてよいであろう。

¹¹⁷ 「リサーチ・アンド・ライティング I」(2006 年度前期開講) シラバス (資料 56)

8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

本法科大学院の施設及び設備は、その設置の目的に照らし、十分な教育効果をあげることができるように配慮されている。渋谷キャンパス内の百周年記念館を全面的に改装して、國學院大學法科大学院棟とし、研究室、キャレル室、自主ゼミ室、ローライブラリー、教材作成支援室及び公設法律事務所で行なわれるリーガルクリニック用演習室等を置いている。そして、リーガルクリニック用演習室以外の教室については、本学の渋谷キャンパス再開発に伴い新設された120周年記念1号館と2号館の最新設備が整った教室を主に利用している。

(1) 教室

ア 講義室

当初は、講義室として、120周年記念1号館4階1405～1407教室（いずれも収容定員60名）を使用することとしていたが¹¹⁸、六法・資料を机上に広げる必要があり通常の座席数では、狭隘となるため、1人おきに着席する程度の余裕のある座席数の教室を配当している。

イ 演習室

演習室についても、120周年記念2号館5階2501・2502教室（いずれも収容定員26名）を使用するととしていたが¹¹⁹、やはり、六法・資料を机上に広げる必要があり通常の座席数では、狭隘となるため、1人おきに着席する程度の余裕のある座席数の教室を配当している。

ウ 法廷教室

120周年2号館4階には、法廷教室（2401教室）（収容定員90名）を配置¹²⁰、法科大学院の各種の講義と演習で活用している。たとえば、「リーガルクリニック（初級）」で行う模擬裁判や、1年次が課外で行う刑事裁判擬似体験授業など

¹¹⁸ 120周年記念1号館4階平面図（資料57）

¹¹⁹ 120周年記念2号館5階平面図（資料58）

¹²⁰ 120周年記念2号館4階平面図、120周年記念2号館4階法廷教室見取図（資料59）

である。

以上により、講義室3・演習室2・法廷教室1室が確保されている。このほかに、120周年記念1号館及び2号館の、それぞれ1～4階の教室を適宜使用し、授業を行なっている。また、受講者数によっては、授業担当教員の研究室で授業を行なう場合もある。

(2) 自習室

法科大学院の授業を充実したものにし、設定する到達目標を学生が達成できるようにするためには、学生自身が予習と復習にかなりの時間と労力を必要とする。そして、それを可能とするために、本学においては、法科大学院棟の3階部分に自習室(394.9㎡)を設けて、“1学生1キャレル”の方針の下、収容定員150名全員分のキャレルを整備した。個人別キャレルは、原則として固定とし、安心して同じ場所で自習できる環境を確保している。情報コンセントを全座席に完備し(8-1-2参照)、自習室内に個人用ロッカーを付設し、六法などの持ち運びの必要がないようにしている。自習室は24時間開室とし、個人のフレキシブルな学習時間設定に対応することを可能としている。また、カード式入退室管理システム並びに8台のドームカメラ及び11個の非常ボタン、そして夜間数回に及ぶ警備員の巡回により、そのセキュリティを高めている。自習室内には、共用のパソコンを3台設置している。

なお、この自習室とは別に、特別研究員となった修了生のために、法科大学院棟1階・談話室の奥を改築し、キャレル20席を用意した。

(3) 自主ゼミ室

自習室が個人学習に資することを予定しているのに対し、自主ゼミ室(39.5㎡)は、学生同士の自主的な学習のスペースとして、法科大学院棟3階に用意されている。この部屋にも情報コンセント等のツールを完備し、速やかな情報アクセスを可能としている。なお、利用にあたっては、前週に法科大学院事務課窓口で予約することが可能となっている。前週に受け付けた予約状況を書き込んだ「自主ゼミ室利用予定表」が週始めに自主ゼミ室扉に貼り出されるが、予約の入っていない時間帯については、利用を希望する学生が予定表に書き込んだうえで即時利用をすることができる仕組みとしている。ただし、原則として連続2時間までの使用とすることで、特定の学生・グループが独占して利用することのないよう配

慮している。

(4) 談話室・ラウンジ

法科大学院棟 1 階には、学生同士の談話・打ち合わせスペースとして利用できる談話室を用意している。リフレッシュの場であるとともに、学生同士の議論を戦わすことのできる場ともなっている。

また、3 階自習室前には同様の目的で専用のラウンジを設け、飲食・語らいのスペースとしている。

(5) ローライブラリー（法科大学院図書室）

ローライブラリーについては、8-1-2（1）参照

(6) 「リーガルクリニック（上級）」用相談室兼演習室

リーガルクリニックを有用な形で実行するために、通常法律相談室のほぼ 2 倍の規模を持つ相談室を、渋谷パブリック法律事務所内に 3 部屋設置している。それは、4 大学（本学、東海大学、獨協大学、明治学院大学）合計で 60 名までの受講者に対応できるようにするためである。

依頼者の相談に学生も参加するので、相談者に対して圧迫感を与えないだけのスペースを確保しているのである。また、正確な記録の保存または教材作成のために、ビデオ収録システム装置が 1 部屋に設置されている。

なお、指導教員を軸として、必要な書類を作成し、法的な論点を整理し、対応策について検討するなどの作業をするために、この 3 部屋を演習室としても利用している。

(7) 研究室

研究室は、法学部を併任する 3 名は同じ渋谷キャンパスにある若木タワー（2006 年 6 月完成）内の研究室を利用しているが、その他の専任教員については、法科大学院棟の 2・3 階に合わせて 15 室、1 階には渋谷パブリック法律事務所長を兼務する専任教員研究室 1 室がある。大半の研究室がある 2 階フロアには、ローライブラリーも配置しており、学生と教員の水平かつ近接なコミュニケーションとフレキシブルな相談・指導環境が創出されている。

(8) 教材作成支援室

教材や資料作成のために、法科大学院棟 1 階に教材作成支援室が設置されている。法科大学院事務課員 1 名が教材作成を担当している。

(9) 法科大学院事務課

法科大学院の維持運営にとって必要な事務処理を行うため、独立した事務室として、法科大学院棟の主要動線の基点である東側玄関前に法科大学院事務課が設置され、5名の事務課員が配置されている。平日は9:00から20:00まで、土曜日は9:00から17:00までが開室時間帯である。終日、学生に対して、肌理細やかな対応ができる体制となっている。また、同棟2階のローライブラリーとの連携も保たれており、総合的に学生及び教員の教育活動を支援する体制が構築されている。

2. 点検・評価

法定教室以外の教室は、学部との共用となっているが、学部教務課と利用状況を調整し、支障なく授業が行われている。

各教室毎に設備が充実しており、授業を行なううえで特に支障は生じておらず、むしろ設置されたマルチメディア機器等を駆使することにより、充実した授業を行なうことが可能である。

自習室については、150のキャレルに対し、在學生は140名であるため、キャレル席が確保できないなどの問題は発生していない。

現状は、自主ゼミが活発に行われているが、自主ゼミ室は1室のみで十分に対応できないため、談話室で自主ゼミが行われることもある。さらに、利用時間帯が重複する場合には、学生の申し出に応じて、若木タワー5階にある研究科大学院の演習室の利用を認めていることもあり、特に問題は生じていない。

談話室については、収容定員150名に対しては狭いといわざるを得ないが、それに変わるスペースが学内には用意されているので、特に支障は生じていない。

リーガルクリニックで使用する相談室兼演習室については、3部屋が用意されているが、実質的には2部屋のみを使用する状況であり、余裕のある状況となっている。

研究室は廊下面がガラス張りとなっており、学生の来室しやすいオープンな雰囲気醸し出している。

教材作成支援室については、教材作成・印刷が大量となるため、それに対応でき

る高速の印刷機を設置している。

法科大学院事務課は、学生の自習室での勉強時間を考慮し、ローライブラリーとも連携して、平日は 20:00 までを窓口事務取扱時間として対応している。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

原因はあきらかではないが、学生証をかざすことで出席データを読み取るためのカードリーダーが完全には機能しないという問題が生じている。この点に関しては、施設や設備そのものではなく、各教員による出席確認の徹底化により当面の問題解決を図っている。

また、学生からの改善要求も特にないが、演習については、円卓教室での授業がより一層望ましいと思われる。この点に関しては、現在本学渋谷キャンパスの再開発にあたり、円卓教室の設置を申し入れている。

その他の施設・設備については、2007年5月1日現在、概ね、適切に確保・整備されており、全体として、改善の必要性は質的・量的に少ないと考える。

8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

(1) ローライブラリー（法科大学院図書館）

- ① ローライブラリー（278.7 m²）は、法科大学院棟の2階に開設されている。法科大学院学生専用の図書室であり、ローライブラリアン2名及び補助員2名が勤務している。とりわけローライブラリアンは、学生の情報収集の支援をしている。
- ② ローライブラリーには、大型の手動式集密書架のほかに、キャレル6、テーブル2、検索用コンピュータ12、が設置されている。キャレルとテーブルには、それぞれ情報コンセントへの接続が可能となっている。（但し、本館2階にある情報センターのコンピュータ室には一自習室やローライブラリーからは少し遠くなるが一160台の端末が設置されており、学部の授業時間等以外で開室日は、比較的自由に利用できる）。また、コピー機は、ローライブラリー内に3台（うち1台は教員用）、2階フロアに1台（24時間利用可能）設置されている。
- ③ 図書内容としては、基本的な法律学各分野の入門書から研究書まで多数そろえている。とりわけシラバスの参考書欄に掲載されているものについては、特設のコーナーを設置して、複数冊を配架し、なかの1冊を禁帯出とし、常に誰でも利用が可能となるよう特に便宜を図っている。そのほか、官報、法令全書、会議録など一次資料の収集に力を入れてきている。本ローライブラリーには4万2,000冊の図書の収蔵が可能であるが、2007年5月1日現在、約2万冊が配架されている。また、ローライブラリーのほか、大学図書館及び法学部資料室所蔵の図書についても、法科大学院学生の閲覧・貸出が可能である。公式判例集は全て、主要な雑誌は創刊号からローライブラリーに配架されている。
- ④ ローライブラリーでは、新刊図書を購入するにあたり、見計らい本を備えて、教員に選書への協力を促すシステムを構築してきた。受入に関しては、必要

と思われる図書は、発刊後まもなく購入し、図書装備を済ませ、閲覧に供する点で最速を誇っている。購入後も図書のカバーを利用者の目に付く場所に貼りだし、学生への利用を促すよう、工夫をしてきた。また、既存の図書や雑誌の情報にとどまらない法情報の提供として、新聞の切抜情報のサービスなど、学生の問題関心を掘り起こすことも続けている。

- ⑤開室時間は、原則 9:00 から 20:30 ないし 21:00 までである。学生の帯出冊数及び期間は、1 人あたり 20 冊以内、21 日以内である。閉室間際に貸し出し翌朝返却する一夜貸制度も設けている。

(2) 導入しているデータベース (DB)

- ① TKC (LEXDB の判例検索を含む) を採用し、そのオプションとして有斐閣の Vpass (六法・判例百選・重要判例解説のデータベース) が利用可能であり、法科大学院学生全員にパスワードが付与され、インターネットベースで自宅からアクセスできるようになっている。また、大審院時代の判例を含む判例や最高裁判例解説、判例タイムズ、旬刊金融法務事情、ジュリスト、労働判例、金融・商事判例など主要な法律雑誌のデータベースである LLI 統合型法律情報システムも導入している。さらに、第一法規法情報総合データベース D1-Law.Com の導入によりほかの法律判例文献情報へもアクセスできる。(3) でも述べるように、各授業に必要最低限度の教材については事前に印刷・配布するが、それに加えて、これらのデータベースを学生自身がキャレル及びローライブラリー等の端末から自由に使える環境が必要不可欠であり、それに即応できる設備を整えている。ただし、後 2 者についてはイントラネットベースで、学内のみの利用となるが、D1-Law.Com のデータベースは学内のどこからでもアクセスできる。特に自習室の端末からは 24 時間利用が可能であり、ローライブラリー閉室時も、自習室での学習を助けるものである。また、これらのデータベースは、教員と職員の共同による教材集作成のためにも、当然に活用されている。
- ② その他にも、國學院大學図書館のサイトから利用できるデータベースをも併せて利用することができる。法律時報の文献月報のデータベース、新聞 4 紙 (朝日・日経・毎日・読売) のデータベース、雑誌論文検索データベースなどにアクセス可能である。また、LexisNexis (米) も備えているが、当該データ

ベースに関しては、講習会を行なったうえで、法科大学院学生全員にパスワードが付与されており、学生各自の自宅からもアクセスが可能である。外国法関連のデータベースとしては、この LexisNexis のほか、Juris Classeur (仏) 及び Beck-Online (独) についても大学図書館で契約しており、特に、ホームロイヤーを目指しつつも、なお外国法を学習しようと意欲する学生にとっては有益であろう。

(3) サポート体制

ローライブラリアンを2名配置している。うち1名が、1年次前期に開講される「リサーチ・アンド・ライティング I」(必修科目)を担当しており¹²¹、この授業では、インターネットでの文献検索、判例データベースの取り扱いのみならず、図書文献検索についても実践的に指導をしており、制度的に学生をバックアップする体制を整備している。また、授業とは別に、新入生に対し、判例検索等の基礎的な講習を行うことで、スムーズな授業への導入を図っている。

(3) K-SMAPY (学修支援システム)

レポート課題や予習事項等を知らせる e-mail 自動送信機能、教員が授業で使用する、あるいは使用した教材のアップロード機能、課題レポートの送信機能、掲示板機能等を備えたシステムである。学生は、教材をはじめとする各種情報を速やかに入手でき、限られた時間を有効に使うことができる。また、「教員と学生」「学生と学生」による双方向のコミュニケーションにも資するものである。

2. 点検・評価

特に改善を必要とするのは、イントラネットベースのみで閲覧が可能な、LLI 統合型法律情報システム、第一法規法情報総合データベース D1-Law.Com を学外でも利用可能とすることである。

3. 自己評価

¹²¹ 「リサーチ・アンド・ライティング I」(2006 年度前期開講) シラバス (資料 56)

A

4. 改善計画

本学における情報源やその利用環境は、非常に充実し、かつ、整っており、現在の整備方針のまま、さらに図書やデータベースを充実させていけばよいと考えるものであって、改善の必要性は、質的にも量的にも、極めて少ないといえる。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

(1) 奨学金としては、本学独自のものとして、各学年、約2割の成績優秀者に、年間授業料の全額～半額に相当する額を給付する「國學院大學法科大学院奨学制度」¹²²を設けているほか、本法科大学院に在学する学生は「日本学生支援機構奨学金」の対象となる（学長の推薦を受けた申込者について選考うえ、独立行政法人日本学生支援機構が採否を決定）。また、奨学金に関しては、別途、三菱東京UFJ銀行・みずほ銀行と提携、法科大学院教育ローンを用意するとともに、当該教育ローンを受けた法科大学院学生に対しては、在学期間中に限り、利子を給付する「法科大学院教育ローン利子補給制度」¹²³を設けている。

なお、本法科大学院の短縮コースは2005年度より「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に認定されていることから、所定の条件を充たしていれば、雇用保険の支給要件期間が5年以上の場合は本学入学時に支払う入学金及び授業料の合計金額の最大40%（上限20万円）、3年以上5年未満の場合には最大20%（上限20万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されることとなる。

これら奨学金・提携ローン・教育訓練給付金については、『法科大学院案内』『学生便覧』等にも掲載し、周知させている。

(2) 保険については、正課中・学校行事中・学内外の課外活動中・通学及び学校施設等相互間の移動中（ともに大学が禁じた方法を除く）の災害・傷害に対処する「学生教育研究災害傷害保険」に、全学生が加入しており、その保険料は大学が全額負担している。法科大学院に関わる活動中に生じた事故に対処する「法科大学院生教育研究賠償責任保険」にも、全法科大学院学生が加入しているが、これについても大学が保険料全額を負担している。

(3) セクシュアル・ハラスメントに関しては、國學院大學として全学的な取り組みを従来行ってきたなかで、セクシュアル・ハラスメント防止規則¹²⁴に基づく防

¹²² 國學院大學法科大学院奨学制度規程：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹²³ 法科大学院教育ローン利子補給制度：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹²⁴ セクシュアル・ハラスメント防止規則（資料60）

止ガイドラインがすでに策定されており、相談窓口も設けられていることから、法科大学院学生がセクシュアル・ハラスメントをめぐるトラブルに遭遇した場合にも、このガイドラインに基づき、まず「相談員」に連絡することとなり、その後は、すでに確立されている申立て及び処理の手続きに則り、必要に応じて、相談員協議会・調査委員会等の組織による対応がなされる。また、本人の申立てを契機に、問題が最終的に法科大学院教授会にかけられ、当該行為の実行者に対し、教授会の議決を経て、國學院大學法科大学院学則第 57 条以下の規定に基づく処分がなされることがある。

なお、そのほかの人間関係についてのトラブルに関しては、8-2-3 で述べる法科大学院学生を対象とした専門カウンセラーによるカウンセリングの対象となり得る。

2. 点検・評価

(1) 奨学金・保険制度及びセクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口については、1. で述べたように、学生が本法科大学院での学習に勤しむにあたり、安心して集中してこれに臨むことができるよう、非常に充実した支援体制がとられている。

(2) これに対し、寮や託児サービスといった面における支援体制は特にとられていない。もっとも、学生からは、例えば、保育園に子供を迎えに行かねばならないため 17:00 以降の授業は困る旨の申し出などはあるが、本学自体に託児所が欲しいといった具体的要求は、現在までのところ、出されていない。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

託児サービス等に関しては、2007 年 5 月 1 日現在、改善計画はとくにないが、時

代の趨勢に鑑みるならば、今後、全学的な検討課題とはなり得るであろう。

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

- (1) 自習室は法科大学院棟の3階にあり、研究室の大半は法科大学院棟2階にあるので、学生は教員のアドバイスを容易に受けることができる環境が整っている。オフィスアワー制度、Follow up days 制度、学習アドバイザー制度、学習委員会制度を設けている。
- (2) オフィスアワーは、全専任教員は各自が設定した曜日・時間に、研究室に待機し、学生からの学習相談や履修指導をすることが義務付けられている。そこでは教員とのコミュニケーションを図ることはもちろんのこと、授業時及び課題レポートの講評・添削指導や、授業時間に収まり切らない議論を少人数で行なうことなどに利用されることになっている。
- (3) また、半期ごとの授業終了後に、Follow up days がそれぞれ4日間設けられている。これは、授業終了後、直ちに試験期間に入るのではなく、4日間のインターバルを置くことにより、その間、学生が授業で学んだことをさらに自分のものとするため、あるいは、疑問点を担当教員に質問することができるようにするためのものである。当該学期に授業を担当した専任教員は日時を特定して2時間(120分)、自らの研究室に待機し、学生からの質問等に答えて指導することが義務付けられている。
- (4) さらに、より肌理の細かい指導を行なうため、毎年度、数名の学習アドバイザーを置いており、現役の弁護士がこれを務めている。学習アドバイザーごとに設定された曜日・時間帯に、学習方法に関するアドバイスや論文指導、ゼミ形式による指導等を行なっている。
- (5) これら以外にも、当該学期のGPA値が2.2未満である成績不良者に対しては、従来、学期末に呼び出し指導している。その過程において、成績評価に対する異議申し立ての機会をあたえるとともに、学習方法や進路選択等についての相談にも応じている。2006年度からは、3月の成績発表後、全ての新2年生及び新3年生に対し、1人につき約10分程度、個別面談方式により、個別に履修の仕方や学

習方法に関して指導を行っている。

2. 点検・評価

本法科大学院では、オフィスアワーや Follow up days 以外の時間にも、教員が学生に対応していることから、学生がアドバイスを受ける体制が整えられ、各教員がそれに費やす時間も週あたり 30 分から 2 時間程度である。

また、担当科目に関する質問だけでなく、種々の相談も受けている。これに要する時間は 1 週あたり 30 分程度の教員と 1~2 時間程度の教員が半々である。また、専任教員によるものとしても、上述のように、学生の自主性に任せたものから半ば強制的なものまで、二重、三重のアドバイス体制が採られている。専任教員は、学習アドバイザーとは、原則として年 1 回の懇談会や、必要に応じて出講の際に、また、ローライブラリアンとは普段から個別に、あるいは月 1 回の教授会の際に、意見交換の機会をもつことで、常に連携を強めるため不断の努力を続けており、非常に充実したアドバイス体制の下、学生は必要なアドバイスを適切に受けている。

講義または演習の前後には、学生から質問や面談を求められることが多いが、そのための環境は整っているといえよう。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

在学生については、現在の状態を維持しつつ、システムのさらなる発展を考えることとなるが、修了生についても、特別研究員となった者だけでなく、自宅等において自学自習を続ける者に対するフォローを如何に行なうかが課題となろう。2005 年度修了生に対しては、教員から法令の改正や最高裁の重要判例などの最新情報を e-mail を使用して送信するにとどまっているが、今後、それ以外に大学側からどれだけ積極的にかかわるかについて、さらに検討することになる。

8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

1. 現状

学生の精神面でのカウンセリングについては、開設以降、学生相談室での全学的な枠組みのなかでは行なわれていたが、2005年10月、カウンセラー2名に対し法科大学院の理念と目的及び学生が置かれている状況を説明し、確認を得たうえで、法科大学院学生を対象としたカウンセリングの担当者・時間帯を設置することの合意に至った。学生に対しては文書（掲示・ホームページ・メール）にて告知のうえ、同年11月10日を第1回として運用を開始、現在に至っている。なお、当該合意の内容は別紙資料のとおり¹²⁵である。

なお、このような専門的なカウンセリング以外にも、オフィスアワーを中心に、各教員がそれぞれ、単に授業等に関する質問を受け付けるだけでなく、学生の学業生活をはじめとするさまざまな相談に随時対応している。

2. 点検・評価

別紙資料にあるとおり、本法科大学院学生を対象とした専門カウンセラーの取り扱い曜日・時間帯については、法科大学院学生全員が授業等のない曜日・時間を担当専門カウンセラーのスケジュールと調整した上で設定しており、かつ、この曜日・時間帯は法科大学院学生のみが対象とされている。加えて、担当専門カウンセラーは、これまで学部 of 学生等の学業その他に関するさまざまな相談を取り扱ってきたのみならず、以前、他大学でカウンセリングを担当していた際、司法試験受験者の受験に関する相談に対応した経験をも有する者であり、法科大学院学生が、その置かれた状況を理解してくれているカウンセラーが当該時間帯は自分達の相談に専念してくれる、との安心感をもってカウンセリングに臨むことができる環境が整えられている。

¹²⁵ 学生相談室との申し合わせ記録（「法科大学院学生を対象とした専門カウンセラーの設置について」、学生への告知掲示（資料 61）

また、各教員が日常的に学生の学業生活を中心とする各種相談に応じていることも、学生の精神面にとって、相応のカウセリング効果を発揮し得るものとする。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

現在、法科大学院学生を対象とした専門カウンセリングは、担当者1名により週1回2時間行なわれているが、担当者については男女1名ずつが望ましいと考えられること、曜日・時間帯については、家庭の事情等から遅い時間帯は利用できない者などもあることから、複数の候補の中から選べるようにすべきと考えられることなどが、今後の検討課題となる。

8-2-4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

- (1) 1-1-1ですでに述べたとおり、國學院大學法科大学院では、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献出来る法曹（ホームロイヤー）の養成を目指しているものであり、したがって、国際性の涵養という点に関しても、原則として、その範囲内で配慮するに止めている。しかし、例えば、実務法曹として地域に暮らす外国人労働者の問題に直面する可能性や、地域に根差す中小企業といえども国際取引等と必ずしも無縁ではられない社会の現況などに鑑み、これまでも、基礎法学・隣接科目群として「英米法」及び「西洋法制史」を、展開・先端科目群のうちの「法人活動」科目群として「法律英語」を、それぞれ開講していたところであり（各科目の具体的内容については、資料¹²⁶参照）、2007年度からの新カリキュラムでは、上記3科目に加え、前掲「法人活動」科目群に「国際法」及び「国際私法」を新設し（後者は2008年度から開講予定）、より一層の充実を図っている。
- (2) また、データベースに関しても、8-1-2で述べたように、全学ホームページの図書館・情報検索サイトから Juris Classeur（仏）、Lexis-Nexis（米）及び Beck-Online（独）にアクセスできるようになっており、学習意欲あふれる学生の需要に応えることができるだけの環境が整えられている。
- (3) さらに、文部科学省の選定する「2004年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（2006年度より『法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム』と改称）」の「教育高度化推進プログラム」に採択された、國學院大學・東海大学・獨協大学・明治学院大学の共同教育プロジェクト「公設法律事務所を活用した臨床法学教育」事業の一環として行なわれたワークショップや講演会の中には、海外から講師を招いて開催したものもあるが、これらについても、ホームページ等を通じて学生に告知しており、例えば、2005年5月27日（金）17:30～19:30に本学常磐松2号館3階大会議室にて開催された Peter. A. Joy ワシントン大学（セ

¹²⁶ 2007年度版「学生便覧」参照

ントルイス) ロースクール教授の講演会には、他大学の学生も含め、約 45 名の法科大学院生が出席したのであって、こうした機会が学生の国際性を養うことにとって直接かつ大いに役立っているものとする¹²⁷。

(4) なお、上記プロジェクトの一環として行なわれた米国ロースクールの視察・調査に國學院大學法科大学院からも教員 1 名が渋谷パブリック法律事務所からの弁護士 1 名とともに参加しているほか、2005 年 6 月 8 日には大韓弁護士協会事務総長が、2006 年 6 月 29 日には世新大学(台湾)法学院院长が、それぞれ視察のため本学を訪問された際に、本法科大学院の教員との間で意見交換を行なうなど、本法科大学院としても国際的活動には積極的に取り組んでおり、その成果が授業等に反映されることにより、間接的にはあはれ、学生の国際性の涵養に資することになると考える(後二者については本学ホームページ上にて学生に対し実施した旨を報告、前者については 2005 年 3 月に同プロジェクト研究成果報告書「米国ロー・スクールにおけるリーガルクリニックの実態調査報告書」として発表されている)¹²⁸。

2. 点検・評価

1. (1) で述べたように、國學院大學法科大学院としては、ホームロイヤーの養成をその第一義的な目的としながらも、当該目的にとって必要最低限と考える水準を超えて国際性の涵養に資するだけの新カリキュラムを組んだものと自負している。また、1. (3) や (4) で述べたように、大学として取り組んでいるさまざまなプロジェクト等の活動が、直接・間接に、学生の国際性の涵養に資するものとなっている。

3. 自己評定

B

¹²⁷ 法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム・臨床法学教育シンポジウム「リーガルクリニックの明日へのステップのために」(資料 54)

¹²⁸ 「米国ロー・スクールにおけるリーガルクリニックの実態調査報告書」(資料 62)

4. 改善計画

ホームロイヤーの養成という観点からは質的にも量的にも必要十分な取り組みがなされていると考えているが、カリキュラムや教員体制としては、上記科目の担当者として海外の法律事務所での実務経験者を配置するなどの改善策が考えられる。また、大学としての国際的活動という側面においても、教員が今後とも研鑽を積み、その成果を教育へと還元すべきことは、言を俟たないであろう

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

2005年度、2006年度、2007年度前期の、開設科目毎の履修登録者数は別紙資料¹²⁹のとおりである（複数のクラスを設けた科目についてのクラス毎の履修登録者数も同様）。

なお、法律基本科目で1クラスの人数が60人以上となったものはなかった。

2. 点検・評価

法律基本科目に関しては、8-3-2や8-3-3において後述するように、入学者数及び在籍者数が適切な数値を維持していることもあり、評価対象となる年度の全てにおいて、クラス分けをしていない講義科目についても受講者数が60人以上となったものはなく、学生1人1人の顔を見ながらの双方向授業が確保される環境にある。また、2クラスに分けて行なってきた演習科目についても、1クラスの人数が20名前後と、多方向授業を行なう上で過不足のない水準を保っている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特に改善の必要はないと思われる。

新カリキュラムへと移行した2007年度前期は、法律の学習において、前期に開講される最も基本的な科目である民法について2クラスに分けることとした。これは、純粋未修者も少なくない標準コース1年次の配当科目であること、そして、法律を

¹²⁹ 2005～2007年度履修者数（資料43）

学ぶということ自体をも含め法科大学院の環境に慣れるまでの指導が重要であるとの観点から、前期に開講され、かつ、特に重要と思われる「民法Ⅰ（総則）」（前期前半集中）及び「民法Ⅲ（債権総論）」（前期後半集中）を一講義科目ではあるが一2クラスに分けることとした。このことは、1人1人の学生に対するより一層肌理の細かい指導を可能にするとともに、学生同士及び学生と担当教員間の距離が縮んで演習に近い状況を作り出すこととなった結果、ときに、1人の学生の質問に端を發し、学生同士で意見交換をしたりする場面が見られるなど、双方向のみならず、多方向の授業を行なうことが可能になった。この試みはおおむね成功していると考えられる。今後もこの状況を維持していきたい。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

(表12)

05年度			06年度			07年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
50	39	0.78	50	53	1.06	50	49	0.98

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

入学定員、2005年度、2006年度、2007年度の入学者数及び定員超過率は上表のとおりである。2005年度、2006年度、2007年度の入学者数の平均人数は、47人である。入学者数を超過することなく、適切な入学者数としている。

なお、本法科大学院は、標準（未修者）コースと短縮（既修者）コースとの入学定員を厳格に分けておらず、標準コース約40名、短縮コース約10名を目安としており、各年度の入学者のコース別内訳は、次表のとおりである。

	2004年度	2005年度	2006年度
標準コース	53	36	53
短縮コース	2	3	0

2. 点検・評価

2005年度、2006年度、2007年度の入学者数の平均入学者数は47人であり、平均入学者数は、入学定員を上回るの10%以内という評価基準を下回っていることはもちろん、入学定員そのものの枠内に収まっており、教育及び学習のうえで極めて適切な状態が保たれているものと考えられる。

年度によって、若干のばらつきはあるものの、平均すると適切な入学者数となっ

ている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

現時点において、入学定員と入学者のバランスは崩れていない。

入学定員に対する入学者数の観点からは、特に改善の必要はないと判断する。しかし、常に良好な教育及び学習のための環境を確保していくことができるようにするためには、今後も、入学手続き率や手続き後の歩留まり率に関する研究等、不断の努力が必要と考える。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

2007年4月1日時点での在籍者数の状況は次表のとおりである。

(表13)

	07年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	50	49	0.98	0	0	
第2年次	50	53	1.06	0	0	5
第3年次	50	33	0.66	4	0	3
合計	150	135	0.90	0	0	8

- [注]
- 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
 - 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
 - 上記表では、第1年次とは07年度、第2年次とは06年度、第3年次とは05年度の入学者をそれぞれ指す。このうち第3年次のうちの2名は短縮コースで、2007年3月に修了している。したがって、2005年度入学者39名の内訳は、在籍者33名（うち留年者3名）、退学者4名、修了者2名である。
 - [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
 - 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、07年4月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
 - 留年者数は、進級制限がある場合において、05年度、06年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。
留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めないこと。

2. 点検・評価

2007年5月1日現在、表13のとおり、本学における在籍者数は、収容定員を上回っていない。また、2004年度入学者中、留年している者5名を加えても、総在籍者数は140名であり、収容定員を超えていない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特に改善の必要はない。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の設定した成績評価の方針

ア. 設置認可申請時の制度

本法科大学院における成績評価・進級履修制度として、設置認可申請時から、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、これを前提に成績評価基準として「成績評価基準表」が設定されている¹³⁰。

この成績評価基準表の概要は、基準点 (素点) にしたがって評価を A (基準点 90 点から 100 点まで)、B (80 点から 89 点まで)、C (70 点から 79 点まで)、D (60 点から 69 点まで)、F (0 点から 59 点まで) の 5 段階とし、A~D を合格、F を不合格とし、学則においてこれを定めている¹³¹。

さらにこの原則に基づき、履修規程¹³²において B~D を、B+・B・C+・C・D+・D に細分化し、これに、GPA を算定する前提となる QPI (Quality Point Index) を、A=4.0、B+=3.5、B=3.0、C+=2.5、C=2.0、D+=1.5、D=1.0 とし、不合格の F は 0.0 としている。なお、出席日数不足¹³³、定期試験 (筆記試験) 放棄及び筆記試験に代わるレポート未提出の場合は、評価を R とし、その QPI は 0.0 とされる。

進級及び修了のために GPA 値 2.0 を要件としているので、A~C を合格とし、D+及び D を低位合格としている。低位合格の場合、単位は認定されるものの、それだけでは進級・修了要件を充たさないことになる。

このような成績評価基準表のもとで、各科目で行われる成績評価の方法・基準は、それぞれ授業担当教員より、講義概要 (シラバス) に明示されている。

イ. 実施後の修正 (相対評価の一部導入)

¹³⁰ 國學院大學法科大学院履修規程別表第 2 : 別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹³¹ 國學院大學法科大学院学則第 46 条 : 別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹³² 國學院大學法科大学院履修規程別表第 2 : 別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹³³ 國學院大學法科大学院履修規程第 14 条 : 別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

開設後、上記方法・基準にしたがって成績評価が実施されたが、開設直後の2004年度前期の成績評価において、ある科目では多くの学生がAと評価され、他の科目で多くの学生がFと評価されるというように、科目ごとに評価の分布に大きな差が生じ、学生からもこれを疑問とする意見が出された。

そこで、教務委員会及び教授会で議論が交わされ、その結果、あらためて成績評価基準表について成績評価の割合を目安として示したガイドラインが策定され¹³⁴、2004年度後期からこれが適用されている。

修正内容は、A評価をあたえる割合を「2～10%」、以下同じくB+及びB評価は「20～30%」、C+及びC評価は「30～50%」、D+及びD評価は「10～20%」、そしてF評価は「0～10%」とすることを成績評価の際の目安とすることで、著しく偏った評価とはしないことを申し合わせるとともに、「学生便覧」に記載して学生に周知している。なお、この目安を適用するのは、法律基礎科目のうち1年次に開講される講義科目のみを対象としている。これは、25名を基準とする演習科目や数名の受講者数で行う選択科目に適用することは適切ではないと考えたからである。

現在は、この割合の目安を追加し修正された成績評価基準表が適用されている。

(2) 各教員が担当科目について設定した成績評価基準

成績評価の考慮要素としては、期末の筆記試験、これに代わるレポート、中間試験、小テスト・確認テスト、復習レポート、平常点（発言点、報告点など）などが考えられる。本法科大学院では、これらの考慮要素の割合を一律に定め、各科目に共通の成績評価基準として、担当教員に強制するようなことはしていない。教員は担当科目の目的や性格に応じ、成績評価の考慮要素の割合を決定している。各教員が担当科目について設定した成績評価基準は、シラバスに明記されている。なお、シラバスを含む学生便覧作成中、教務委員会でシラバスの内容の明確性、具体性をチェックするとともに、各科目の成績評価基準にも目配りしているが、是正の必要があると判断したことはない。

(3) 学生への開示

¹³⁴ 2006年度「学生便覧」140頁参照

成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対してあらかじめ明示するものとされている¹³⁵。

学生に対しては、「学生便覧」が配布され、そこに試験・成績評価についての説明が記載されており¹³⁶、修正された成績評価基準表も開示されている。

また、この学生便覧には、各教員が担当科目について作成したシラバスが掲載されており、そこに成績評価の方法・基準を記載することによって、どのような方法・基準により成績評価を行うかも開示されている。

(4) 再試験

不合格となった科目についての「再試験」は行っていないが、病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のための「追試験」¹³⁷を行うことがある。なお、追試験についても本試験と同じ採点基準で採点している。

2. 点検・評価

設定されている成績評価基準は、絶対評価を原則としつつ、法律基本科目に相対評価的な目安が導入されたものであり、厳格かつ適正な基準と評価しうる。演習科目などでは、シラバスに明示して平常点を導入することも行われており、科目の特性に従った適切さも維持されている。

学生に対しては、全員に配布される「学生便覧」に試験・成績評価についての説明とシラバスを記載し、成績評価基準を事前に開示しており、学期ごとに全科目で実施する導入授業（ガイダンス）¹³⁸において直接説明するなど、事前開示の徹底もはかられている。

なお、2006年度の修了判定に際し、2名の者がやむを得ない理由により、期間内試験及び予め定められた追試験期間に受験することができなかつたので、本人の申出に基づき、特例措置として、追試験日を追加することを教授会で決定した。

¹³⁵ 國學院大學法科大学院履修規程第 17 条：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹³⁶ 2006 年度版「学生便覧」140 ページ参照

¹³⁷ 國學院大學法科大学院履修規程第 13 条：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹³⁸ 導入授業実施について（資料 63）

3. 自己評定

A

4. 改善計画

法律基本科目で導入した目安としての割合を他の科目で適用する余地はあるか、あるいは、平常点をより客観化する工夫の余地はあるかなど、成績評価基準をさらに厳格・適切なものにするため、その改善は不断の検討課題となる。

なお、試験は、履修登録をした科目で、かつ3分の2以上出席しなければ受験することができないとされている¹³⁹。出席については、カードリーダーを利用するとともに、授業出席の取扱いについての原則を確認している¹⁴⁰。原因は明らかではないが、学生証をかざすことで出席データを読み取るカードリーダーが完全には機能しないという問題が生じている。この点に関しては、施設や設備の改善ではなく、各教員による出席確認の徹底化により当面の問題解決を図っている。

なお、追試験日を追加して実施したことについては、2007年度第1回（4月25日）教授会で、履修要綱の改定を行った。この件については、念のため、学生に対して説明会を開催する予定である。

¹³⁹ 國學院大學法科大学院履修規程第14条第1項：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹⁴⁰ 授業出席の取り扱いについて（学生告知掲示、兼任・非常勤教員への連絡文書）（資料64）

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

(1) 実施状況

成績評価は、9-1-1で示した方法・基準に従い、厳格に実施されている。
2006年度前期及び後期における必修科目の成績評価分布状況¹⁴¹から明らかなど
おり、概ね「成績評価基準表」に沿った評価が実施されている。

また、同一科目について複数のクラスが設定され、担当教員が異なる場合には、例えば民事法演習Ⅳ（後期）では、平常点の分布に偏りがないように相互にチェックしたうえ、担当教員4名が共同して試験問題を作成し、クラスを横断して設問ごとに各教員が採点を担当するという方法をとるなど、採点する担当教員の異同によって偏ることがないように公平な客観的評価方法が工夫されている。

(2) 評価の確認

評価の結果については、各教員の評価結果提出後、教務委員会において成績評価分布状況をチェックのうえ、すべての学生ごと、かつ、すべての科目ごとに評価が示された資料が教授会に配布される。これをもとに、後期には修了・進級の認定を行う。また、当該学期あるいは通年のGPA値2.2未満の学生に対して、学習委員会による指導が行われている。このようなプロセスのもとで、各教員の評価結果の内容は、教員相互間で確認されており、成績評価基準を著しく逸脱する科目が生じたときには、教務委員会から改善を求められることになる。

2. 点検・評価

上記のとおり、成績評価は、9-1-1で示した方法・基準に従い、厳格に実施されている。

¹⁴¹ 成績評価分布状況参照

また、期末試験問題についても、法科大学院教育の理念に基づいた問題が出題されているか、院長、副院長及び教務委員長が試験実施後チェックしており、これまでに不適切な出題はなかった。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

ややもすると、成績評価は、担当教員の自由裁量に属するという意識がもたれがちである。しかし、複数の教員が担当する科目では共同して成績を評価するという作業が必然的に生じ、その実践を通じて意識にも変化が生じてきている。さらに、科目を超えて実践例を紹介しあう機会を設けるなどして、成績評価の厳格性と透明性をよりいっそう高めるよう努力を継続する。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 試験に関する解説・成績の説明

試験実施後すみやかに、出題趣旨等の解説を配布するとともに、各自の全答案のコピーを成績通知書とともに交付して、自己採点が可能となるようにしている¹⁴²。

(2) 成績下位者の学習指導と異議申立権の告知

9-1-2で述べたとおり、学期ごとに、成績の下位（GPA 値 2.2 未満）の学生に対して、学習委員会による学習指導が実施される。その指導の中で、当該学生の学年全体における位置を説明するとともに、成績評価に対する不服の有無を確かめている。

2004 年度以降、この学習指導の際に成績評価について不服を申し立てた学生は 5 名いる。これに対して、学習委員会は、担当教員による説明を受けるように指示するとともに、担当教員には不服を申し立てている学生がいることを通知した。その結果、ほとんどの学生が成績評価について納得した。しかし、2004 年度後期試験の際に、1 名の学生が、担当教員の説明に納得せず、学習委員会の関与を申し立てた。学習委員会において、当該科目と同分野の学習委員が答案を点検・精査し、担当教員を交え学生と面談を行った結果、納得を得た。

(3) 異議の申立て

すべての学生が利用できる異議申立手続の整備は、開学直後から検討されてきた。まず、2004 年度前期試験を控え、教務委員会で、成績評価に対する異議申立手続につき検討し、学生が「成績調査依頼書」に基づき異議申立をした場合には、担当教員とともに同一分野を担当する教務委員が立ち会い、成績評価の適正さについて確認することとした¹⁴³。

¹⁴² 答案コピー交付の件（資料 65）

¹⁴³ 2004 年度第 8 回教務委員会記録（資料 66）

これを受け、教授会で、成績通知後に学生より異議申立があった場合、教務委員会が回答し、その具体的な手続を今後策定することが報告された¹⁴⁴。ここでは、成績評価に対する異議が申し立てられた場合、担当教員がひとまず対応し、解決しない場合、組織的に対応することが確認されたにとどまる。

2004年度前期試験成績通知書配付後、ある一つの科目について、複数の学生から同時に採点基準に関する質問が担当教員に直接寄せられた。これに対して、当該教員は公表されていた成績評価基準に照らして適正な評価である旨説明した。この時点では、成績評価に関する異議申立手続は整備されていなかったため、ひとまず成績評価に関する対応を教務委員会に一本化することが教授会で確認され、具体的な処理方法については教務委員会が原案を提示することとした¹⁴⁵。

教務委員会は、成績評価異議申立手続（案）を作成した¹⁴⁶。

これを受けて、運営委員会は、教務委員会案に代え、成績評価の異議申立だけではなく、学習環境全般を所掌事務とする「学習委員会」の設置を決め、第13回教授会で学習委員会の設置が決定された¹⁴⁷（別紙「学習委員会」の設置¹⁴⁸）

なお、これに関連して、2004年度後期試験より、試験答案のコピーをすべて学生に交付することとした¹⁴⁹。

「学習委員会の設置に関する件」は、2004年度後期試験成績通知に先立ち、在学生に告知された。以後、今日まで、学生は成績評価に異議がある場合、担当教員に説明を求めており、これに納得しない場合は学習委員会の関与を求めている。実際、上述のとおり、2004年度後期試験後、学生からの異議申立を受け、学習委員会で答案を点検・精査し、学生および担当教員と面談し、解決した。この間の経緯と結果は、学習委員会より、教授会に報告された。

しかしながら、「学習委員会の設置に関する件」は、掲示により学生に告知されたにとどまっている。2005年度学生便覧に掲載されなかったため、以後の学生便覧にも掲載されないままに現在に至っている。

¹⁴⁴ 2004年第4回教授会議事録 ※実地調査時間閲覧

¹⁴⁵ 2004年度第7回教授会議事録 ※実地調査時間閲覧

¹⁴⁶ 2004年度第14回教務委員会資料、第16回教務委員会資料（資料67）

¹⁴⁷ 2004年度第13回教授会議事録 ※実地調査時間閲覧

¹⁴⁸ 学習委員会の設置（資料68）

¹⁴⁹ 2004年度第12回教授会議事録 ※実地調査時間閲覧

なお、多くの教員は、成績評価について異議がある場合は、いつでも説明する旨、学生に告知している。

2. 点検・評価

本法科大学院では、期末試験終了後、直ちに試験問題の解説を学生に配布し、成績評価通知書交付時にすべての科目の答案のコピーを交付している。その趣旨は、学生の学習の便に供すること並びに成績評価の公平さと透明性を確保することである。これにより学生からの成績評価に対する異議申立はほとんど見られない。また、学生は、成績評価に対して疑義がある場合、まずは、直接、担当教員に質問している。異議申立の手続は掲示により告知されたにとどまり、学生便覧等で明示するという形式を踏んでいないが、異議があれば自由に担当教員に説明を求めるということは、第1期生以来の学生と教員間のいわば慣習法として定着している。

しかしながら、担当教員に対する質問によっても解決しない場合の機関として学習委員会が設置されていることを学生便覧等で明示するという形式を踏んでいない点は多いに反省すべきことである。

また、非常勤教員の担当科目については、必ずしも専任教員の場合のようにいつでも質問できるというわけではない。この点にしくみの不備があることは否めない。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

早急に教授会を開催し、学習委員会による異議申立手続について点検・整備し、2007年度「学生便覧」に追加することにより、学生に周知徹底させる。あわせて、非常勤教員の担当科目についての手続を整備したい。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) GPA 制度

9-1-1 で述べたとおり、本法科大学院では、成績評価の公平性・透明性を維持し、主体的かつ責任ある履修、学修・教育効果の向上を図ることを目的に、GPA 制度を導入している。

GPA 値すなわち「GPA 対象科目の QPI にその単位数を乗じたものの総和」を「GPA 対象科目の単位数の総和」で除した値が、一定の値以上でなければ進級あるいは修了できないとしているものである¹⁵⁰。

(2) 進級制限

標準コース（3年コース）における2年次への進級は、1年次において22単位以上を修得し、当該年度のGPA値が2.0以上でなければならない¹⁵¹。

標準コースにおける3年次への進級は、1年次及び2年次において合計50単位以上を修得し、当該年度のGPA値が2.0以上でなければならない¹⁵²。

短縮コース（2年コース）における2年次への進級は、1年次において22単位以上を修得し、当該年度のGPA値が2.0以上でなければならない¹⁵³。

(3) 修了認定

標準コースを修了するには、94単位以上を修得し、通算GPA値が2.0以上でなければならない¹⁵⁴。

短縮コースを修了するには、66単位以上を修得し、通算GPA値が2.0以上でな

¹⁵⁰ 國學院大學法科大学院履修規程別表第2：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹⁵¹ 國學院大學法科大学院履修規程第5条第2項・第19条第3項：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹⁵² 國學院大學法科大学院履修規程第5条第3項・第19条第3項：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹⁵³ 國學院大學法科大学院履修規程第5条第4項・第19条第3項：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

¹⁵⁴ 國學院大學法科大学院履修規程第4条第2項・第19条第2項

ければならない¹⁵⁵。

(4) 進級及び修了認定の体制・手続

9-1-2で述べたとおり、評価の結果については、各教員の評価結果提出締切後に開催される教授会において、すべての学生ごと、かつ、すべての科目ごとに評価が示された資料が配布される。教授会は、これをもとに、所定の単位と GPA 値が確保されていることを確認したうえ、進級及び修了の認定を行っている。

(5) 進級及び修了認定基準の開示

進級及び修了の認定の基準は、國學院大學法科大学院履修規程に定められ、学生に配布される「学生便覧」にすべて記載されている。

また、入学志願者等一般に対しては、ホームページ及びガイドブックで開示している。

2. 点検・評価

修了認定基準は94単位であり、法科大学院設置基準で示された93単位を上回り、かつ、100単位を超えるものではない。これに加えて、通算 GPA 値 2.0 以上を要求しており適切である。

進級についても、所定の単位の確保に加え、年次 GPA 値 2.0 以上を要求しており適切である。

これらの基準は「学生便覧」に記載・配布され、学生に開示され、徹底されている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

¹⁵⁵ 國學院大學法科大学院履修規程第4条第3項・第19条第2項：別冊「國學院大學法科大学院学則および学則関連規程等」参照

9-1-1 述べたとおり、A から F まで 8 段階評価とし、GPA 値の前提となる QPI 値を細分化して運用している。今後も、その適切さの検証は不断の課題である。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

2006年度は、修了対象者数は、2004年度入学者である標準コース3年次39名、2005年度入学者である短縮コース2年次3名であった。3月7日（水）に教授会を開催し、そこで、修了対象者のうち修了認定者を、標準コース35名、短縮コース2名とした。これら修了認定者の修得単位数の最多は98単位、最小は96単位であった。

なお、修了予定者のうち、修了を認められなかった者は、標準コース4名、短縮コース1名であるが、標準コース4名のうち2名は、病気等やむを得ない事情により本試験、追試験を所定の期間内に受験できなかった者であり、教授会ではこの2名に対し、特段の事情があると認めて、追試験日を追加し、3月31日（土）に追試験を実施した。即日、採点し、臨時教授会を開催して2名の修了を追加認定した。

その他の修了を認められなかった者のうち、標準コース2名は、すでに自身の学習進度や生活環境を考慮した結果として計画的に4年間での修了を予定している者であり、短縮コース1名は、必要な単位数の修得ができなかった者である。

また、進級認定については、これまでの3年間の累計として、修得単位数の不足によって進級できなかった学生はいないが、GPA値の不足によって進級できなかった学生が13名おり、厳格かつ客観的な認定が進級についても確保されている。

2. 点検・評価

進級及び修了の認定は、所定の手続にしたがって適切に実施されている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

改善すべき特段の問題は生じていない。進級及び修了認定の判定資料は、各科目の成績評価の単純かつ機械的な計算により作成されるものであり、これまでも学生から異議が申し立てられたことはない。今後も、単純かつ機械的な計算とはいえ、ミスがないように複数回のチェックを行う体制を堅持したい。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

9-2-1で述べたとおり、進級及び修了の認定は、修得単位数と一定のGPA値の獲得を基準として機械的になされる。そのため、進級及び修了認定に対する異議申立手続の整備にまで思いが至らなかった。したがって、現在、このための手続は設けられていない。

ただし、9-1-3の1.の(2)で述べたように、学期ごとに成績下位(GPA値2.2未満)の学生に対して、学習委員会が学習指導を行う際に、成績評価に対する不服の有無を確認している。「学年末の」学習委員会による学習指導は進級及び修了認定と連動し、留年者及び修了を認められなかった者に対する学習指導となり、その際の成績評価への異議申立権の告知は、実質的には、進級及び修了の認定に対する異議申立権の告知も含むといえる。

2. 点検・評価

上記のとおり、進級及び修了の認定についての特別な異議申立手続は設けられていないが、学習委員会の学習指導が実質的には同じ機能を果たしてきた。

しかしながら、修得単位数と獲得したGPA値の計算に誤りがなければ問題はなともいえるが、たとえ単純な計算であるとはいえ、人為的なミスが絶対にあるとはいえないので、現在、この異議申立手続の必要性を痛感している。

同じ機能を営む他の代替装置があるとしても、明確に進級及び修了の認定に特化した異議申立手続が設けられていなかった以上、手続的な不備は否めない。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

これまで、進級及び修了認定の判定資料は、計算ミスがないように複数回のチェックを行ったうえで教授会に提出され、そこでさらに精査されてきた。今後も、ミスのないチェック体制を維持したい。また、早急に進級及び修了の認定に対する異議申立手続を整備したい。

第4 その他

自己点検・評価報告書（以下、本報告書という。）の最後に、点検・評価を終えての感想と本法科大学院の将来展望について一言しておきたい。

本報告書においてもたびたび確認したように、われわれは、司法制度改革審議会意見書に提示されている法科大学院の理念を真摯に受け止め、これを理念どおりに実現するべく努力を重ねてきたつもりである。しかし、貴財団の認証評価を受けるに当たり、あらためて自己点検・評価をしてみると、この3年間の運営に、「思い込み」による、思いがけない問題点が明らかになった。あらためて、自己・点検評価の必要性と重要性とを認識するにいたった。

われわれは、法科大学院制度の理念の一つである「理論と実務の架橋」を実現するために、臨床法学教育を重視し、リーガルクリニックの充実を本法科大学院の特徴としている。もちろん、「理論と実務の架橋」が、リーガルクリニックのみによって達成しうるものでないことは十分に認識している。その前提として、講義科目・演習科目においてこの点を意識した授業をいかに展開できるか、コアカリキュラムをどのようにして構築しうるか、また、学生のより積極的な授業参加を促し、双方向・多方向の授業をいかにしてより充実させうるか等、FD活動のさらなる展開において考えていかなければならないと思っている。

いずれにせよ、法科大学院の理念を実現するという当初からの基本方針は、これからの本法科大学院の運営に際しても堅持して行きたい。周知のように、新司法試験の合格者数問題に端を発した法科大学院をめぐる今日の問題状況は、法科大学院の根幹を揺るがしかねないものをも含んでいるが、そのような時であるからこそ、われわれは、初心を確認しそれを堅持したいと思うのである。

法科大学院の今日状況に対応するためには、そう遠くない将来において、いくつかの法科大学院と連携する必要があるのではないかと考えている。幸いなことにわれわれは、公設事務所を活用した臨床法学教育に関する共同プログラムを実践した経験を有している。この経験をもとに、単位互換制度を手始めとする、法科大学院の緩やかな連合のあり方を検討したい。